

平成26年12月

熊野市議会定例会会議録

平成26年12月1日 開会

平成26年12月17日 閉会

熊野市議会

平成26年12月熊野市議会定例会会議録目次

第1日目（12月1日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
会議に出席した事務局職員の職氏名	2
提出議案	2
議事日程	3
開　　会	5
市長の挨拶	5
諸般の報告	8
説明のための出席者	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	9
議案の上程	9
提案説明	9
議案第1号	12
議案第2号	13
議案第3号	13
議案第4号	13
議案第5号	13
議案第6号	14
議案第7号	15
議案第8号	15
議案第9号	16
議案第10号	16
議案第11号	22
議案第12号	24
議案第13号	24
議案第14号	25

議案第15号	26
報告第1号	26
散 会	27
署名議員	28
第2日目（12月10日）	
出席議員	29
欠席議員	29
説明のため出席した者の職氏名	30
会議に出席した事務局職員の職氏名	30
議事日程	30
開 議	32
一般質問	32
12番 中田征治君	32
8番 下田克彦君	50
9番 岩本育久君	62
7番 山田 実君	76
4番 大橋秀行君	92
延 会	106
署名議員	107
第3日目（12月11日）	
出席議員	108
欠席議員	108
説明のため出席した者の職氏名	109
会議に出席した事務局職員の職氏名	109
議事日程	109
開 議	111
一般質問	111
3番 久保 智君	111
5番 濱 重明君	121
10番 樋口雄史君	134

2 番 端無徹也君	150
散 会	168
署名議員	169
第 4 日 目 (12 月 12 日)	
出席議員	170
欠席議員	170
説明のため出席した者の職氏名	171
会議に出席した事務局職員の職氏名	171
提出議案	171
議事日程	171
開 議	173
議案の上程	173
提案説明	173
議案の質疑	174
委員会付託の省略	174
採 決	175
同意案第 1 号	175
同意案第 2 号	175
議案の上程	175
議案の質疑	175
議案第 1 号	176
議案第 2 号	176
議案第 3 号	176
議案第 4 号	177
議案第 5 号	177
議案第 6 号	178
議案第 7 号	178
議案第 8 号	178
議案第 9 号	178
議案第 10 号	178

議案第11号	180
議案第12号	180
議案第13号	180
議案第14号	180
議案第15号	180
委員会付託	181
議案の上程	181
議案の質疑	181
報告第1号	181
散 会	181
署名議員	183
第5日目（12月17日）	
出席議員	184
欠席議員	184
説明のため出席した者の職氏名	185
会議に出席した事務局職員の職氏名	185
議事日程	185
開 議	187
議案の上程	187
各常任委員長報告	187
討論、採決	190
議案第1号	190
議案第2号	190
議案第3号	191
議案第4号	192
議案第5号	192
議案第6号	193
議案第7号	193
議案第8号	194
議案第9号	194

議案第10号	195
議案第11号	195
議案第12号	196
議案第13号	196
議案第14号	197
議案第15号	197
閉 議	198
閉 会	198
署名議員	199

平成26年12月熊野市議会定例会会議録

(第1日)

平成26年12月1日(月曜日)

平成26年12月熊野市議会定例会会議録

平成26年12月1日（月曜日）

第 1 日

招集年月日 平成26年12月1日（月）
招集の場所 熊野市議会議場
開 会 平成26年12月1日（月）午前9時00分
開 議 平成26年12月1日（月）午前9時10分
出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	10番	樋口	雄史君
11番	山本	洋信君	12番	中田	征治君
13番	前地	林君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	片岡 信次 君
福 祉 事 務 所 長	室谷 隆也 君	市 長 公 室 長	庵前 佳生 君
総 務 課 長	山本 哲也 君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲森 弘安 君	税 務 課 長	下和田 貞明君
健 康 ・ 長 寿 課 長	清嶺地 利夫君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	大江 勝郎 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	大西 浩文 君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	松岡 功 君
建 設 課 長	西垣戸 勝 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	西岡 久典 君
水 道 課 長	大平 勝美 君	教 育 長	杉松 道之 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	山本 哲也 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山口 耕作 君
監 査 委 員 事 務 局 長	坪井 正登 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次 長 兼 庶 務 係 長	坪井 孝之 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

提出議案

議案第1号 専決処分の承認について

議案第2号 熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第3号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第4号 熊野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改

正する条例案

- 議案第5号 熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第6号 熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 議案第7号 あらたに生じた土地の確認について
- 議案第8号 字の区域の変更について
- 議案第9号 新市建設計画の変更について
- 議案第10号 平成26年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第11号 平成26年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第12号 平成26年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第13号 平成26年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第14号 平成26年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第15号 平成26年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 報告第1号 専決処分の報告について

議事日程

開 会

諸般の報告

- 1 四市正副議長会（黒潮懇話会）出席報告
- 2 全国過疎地域自立促進連盟第45回定期総会出席報告
- 3 説明員の報告

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[提案理由、内容説明]

日程第3 議案第1号 専決処分の承認について

- 日程第4 議案第2号 熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第5 議案第3号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第6 議案第4号 熊野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第7 議案第5号 熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第8 議案第6号 熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 日程第9 議案第7号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第10 議案第8号 字の区域の変更について
- 日程第11 議案第9号 新市建設計画の変更について
- 日程第12 議案第10号 平成26年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第11号 平成26年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第12号 平成26年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第13号 平成26年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第14号 平成26年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第15号 平成26年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 報告第1号 専決処分の報告について

午前 9時 00分 開会

開会・開議

○議長（山本洋信君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成26年12月熊野市議会定例会を開会いたします。

市長の挨拶

○議長（山本洋信君） 開議に先立ち、市長から今期定例会招集の挨拶を受けます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

本日、平成26年12月熊野市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方にはご出席をいただき、ありがとうございます。

それでは、定例会の開会に当たりまして、これから取り組む、また現在取り組んでいる主な事業の概要や進捗状況など5項目について、簡単にご報告をいたします。

その前に、11月21日の深夜に発生しました井戸町の建物火災では、幸いにも人的被害はなかったものの、被災された方にまずもお見舞いを申し上げます。

また、11月22日の夜に発生しました長野県神城断層地震では、建物の倒壊等により多くの方々が被災をされました。負傷された方々もいらっしゃいますが、一日も早い回復をお祈りするとともに、早期の復旧を願うところでございます。

市といたしましても、後ほど報告させていただきますが、建物の耐震化等についての防災対策にこれまで以上に万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

それでは、1点目の熊野市営業拠点販売実証事業についてご報告いたします。

この事業は、関西圏での営業拠点整備に向けて、購買層、販売物品等のデータを収集するために京都府木津川市で行っているものでございます。

この地域は、独立行政法人都市再生機構が開発した1万人以上が居住する新興住宅があり、京奈和自動車道から直接アクセスできるなど、さらに発展を見込める地域であることから、販売拠点として期待できる場所と考えております。

実証事業につきましては、10月18日から毎週土曜日に、かんきつを中心とした農産物を生産者等がみずから所有する軽トラックで持ち込み、販売を行っております。出展者につきましては、公募により応募のあった市内の4件の若手農業者のほかに、熊野市物産振興会、飛鳥たかな生産組合、熊野市ふるさと振興公社、JA三重南紀、海産物の販売事業者等の協力を得ているところでございます。

これまで7回開催しており、木津川市の若手農業者8名、木津川市の農業振興課職員が住宅街へのチラシ配布、販売運営等に積極的に協力をしていただいております。毎回250人以上の方が来店、購入をしていただいております。

実証事業につきましては、来年の3月までの毎週土曜日、計22回行う予定としており、若手農業者の皆さんには消費者ニーズの把握や販売拡大を、市といたしましては拠点での売り上げ等のデータを収集し、拠点整備の可能性について調査してまいりたいと考えております。

次に、2点目の第24回全国花のまちづくりコンクール入選についてでございます。

熊野市では、平成11年から花いっぱい運動を開始し、多くの市民の皆さんのご理解とご協力により、家庭はもちろんのこと、自治会や各地域のグループなどで取り組みが着実に広がってまいりました。

このたび、これまでの花いっぱい運動の成果と次のステップへの挑戦という意味で、農林水産省と国土交通省が提唱する全国規模のコンクールであります第24回全国花のまちづくりコンクールに応募いたしました。本年度のコンクールには、申し込み数2,160件のうち、受賞者数は98件という大変競争の厳しいコンクールの中、大賞は逃がしましたものの、初応募で入選という結果を得ることができました。これは、市の花のまちづくりへの取り組みが全国レベルであると認められたことであると考えております。

今後も、この受賞を糧に、花いっぱい運動を中心とした魅力あるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、3点目の新市建設計画の変更でございます。

熊野市では、平成17年11月1日の合併に際し、新市建設計画を策定しております。

東日本大震災の被害を受けた合併市町村について、合併特例債の発行期限が5年間延長されることとなりました。その後、被災した合併市町村以外にも5年間延長する法改正がなされたことから、市の新市建設計画についても、その計画期間を5年間延長する変更を行うものでございます。

次に、4点目の山間部、紀和町における乗合タクシーでございます。

10月1日から、紀和町を中心とする山間部において、交通弱者対策を目的に運行を開始しております。運行に当たりましては、利用者の皆さんの利用しやすい公共交通機関とするために、地域の皆さんのニーズを把握するとともに、乗合タクシーの周知に努めたところでございます。

運行を開始した10月には、22日間で212人、1日平均9.6人の利用がございました。利用者のうち約70%が板屋地区への往復に利用していただいております、主に買い物や診療所への通院、紀和コミュニティセンターでの行事に参加するために利用していただいております。

利用される方々からは、運賃が安くて助かる、便数が多くて便利になったとの評価をいただいております、今後ますます利用者がふえるものと期待しております。

最後に、5点目の防災対策での耐震診断の状況でございます。

今年度から、防災啓発指導員を2名配置し、市内の各地域を回り、木造住宅の耐震診断の必要性について啓発を行っております。この結果、申請件数が11月20日時点で63件となりました。昨年度の年間4件から大きくふえているところでございます。

冒頭でも申し上げましたとおり、長野県神城断層地震による建物倒壊の状況を見ますと、建物の耐震化の重要性を再確認したところでございます。市民の皆さんも、いま一度、ご自宅の家具などの転倒防止の点検をしていただくとともに、必要な耐震化工事について前向きに取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

市といたしましても、引き続き全市民が生き抜くための防災対策をしっかりと推進してまいりたいと考えております。

以上、主な事業の進捗状況などについてご報告をいたしました。

なお、今定例会におきましては、専決処分承認1件、条例案など14件、報告1件、合わせて16件の案件を提出いたしております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての市政報告とさせていただきます。

諸般の報告

○議長（山本洋信君） 次に、諸般の報告につきましては、去る11月10日に四市正副議長会（黒潮懇話会）が鳥羽市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

11月14日には、全国過疎地域自立促進連盟第45回定期総会が東京で開催され、私が出席いたしました。

いずれも、その報告書はお手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

説明のための出席者

○議長（山本洋信君） 地方自治法第121条第1項の規定により、関係当局に説明員の出席を求めたところ、お手元に配付いたしております文書のとおり通知を受けております。

○議長（山本洋信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（山本洋信君） 日程第1 今期定例会の「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第86条の規定により、議長において、

4番 大橋 秀行 議員

12番 中田 征治 議員

を指名いたします。

会期の決定

○議長（山本洋信君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期については、本日から12月17日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月17日までの17日間と決しました。

議案の上程（議案第1号～報告第1号）

○議長（山本洋信君） 日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」から日程第18 報告第1号「専決処分の報告について」まで、以上16件を一括議題といたします。

提案説明

○議長（山本洋信君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 平成26年12月熊野市議会定例会に提出いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認について」につきましては、平成26年度熊野市一般会計

補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により11月21日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

補正の内容につきましては、12月14日に実施されます第47回衆議院議員総選挙費に係る所要経費2,150万円を追加し、予算総額132億5,691万7,000円とするものであります。

議案第2号「熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、本年度の人事院勧告に準じて議会の議員の期末手当の額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第3号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、第2号議案同様に市長及び副市長の期末手当の額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第4号「熊野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましても、第2号議案同様に教育長の期末手当の額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第5号「熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、本年度の人事院勧告に準じて職員の給料及び勤勉手当の引き上げ、通勤手当の改正等を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第6号「熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」につきましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布により、児童扶養手当法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第7号「あらたに生じた土地の確認について」につきましては、甫母漁港として既に陸域となっている公有水面埋立地を本市の行政区域内に新たに生じた土地として確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号「字の区域の変更について」につきましては、議案第7号に係る公有水面の埋め立てにより甫母漁港に生じた土地を隣接する字の区域に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号「新市建設計画の変更について」につきましては、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の制定により、新市建設計画に基づく合併特例債の発行期間が5年間延長されたことに伴い、計

画期間を延長するなど新市建設計画を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号「平成26年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について」につきましては、台風18号等による災害復旧事業、職員の給与改定、異動、退職手当等に伴う人件費等の補正で、補正額は1億5,889万2,000円の増、予算総額134億1,580万9,000円となっております。

議案第11号「平成26年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」につきましては、後期高齢者支援金及び職員の給与改定、異動に伴う人件費等の補正で、補正額は707万9,000円の減、予算総額29億5,025万7,000円となっております。

議案第12号「平成26年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」につきましては、職員の給与改定、異動に伴う人件費の補正で、補正額は33万9,000円の減、予算総額5億6,753万1,000円となっております。

議案第13号「平成26年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第1号）について」につきましては、職員の給与改定に伴う人件費の補正で、補正額は14万8,000円の増、予算総額7,428万9,000円となっております。

議案第14号「平成26年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について」につきましては、職員の給与改定等に伴う人件費の補正で、補正額は4万7,000円の減、予算総額7,568万3,000円となっております。

議案第15号「平成26年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）について」につきましては、職員の給与改定及び人事異動等に伴う人件費等の補正で、補正額は272万9,000円の増、予算総額6億2,340万3,000円となっております。

以上で議案の提案理由の説明を終わり、次に報告事項についてご説明申し上げます。

報告第1号「専決処分の報告について」につきましては、平成26年9月3日、職員が山崎運動公園多目的グラウンド周辺の草刈り作業中に、同敷地内にある公衆電話ボックスのガラスを破損させたことについて、地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年9月25日、損害賠償の額を定めることについて専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

上程議案の内容説明

○議長（山本洋信君） 議案第1号から順次内容の説明を求めます。

まず、議案第1号について。

市長公室長。

（市長公室長 庵前佳生君 登壇）

○市長公室長（庵前佳生君） 議案第1号「専決処分の承認について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

12月14日執行予定の衆議院議員選挙に係る所要経費につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度熊野市一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

それでは、別冊の補正予算書をごらんください。

1ページの第1条は補正予算の規模を定めたもので、補正額としては2,150万円の増額、歳入歳出予算の総額はそれぞれ132億5,691万7,000円となります。

2ページは、第1表歳入歳出予算補正として、今回補正の全容をまとめたもの。

3ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

3ページは歳入の総括、4・5ページは歳出の総括でございます。

次に、6ページからの歳入について内容をご説明いたします。

款14県支出金、項3委託金、目1総務費委託金2,150万円の増額補正は、衆議院議員選挙の委託金でございまして、今回の補正額の全額を県から委託金として計上しております。

8ページからの歳出についてご説明いたします。

款2総務費、項4選挙費、目7衆議院議員選挙費2,150万円の増額補正は、報酬の255万9,000円を初め衆議院議員選挙に係る必要経費を計上しています。

次に、12ページから15ページにかけての給与費明細書につきましては、今回補正しました特別職の報酬及び一般職の職員手当について整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本洋信君） 次に、議案第2号、議案第3号、議案第4号及び議案第5号について。

総務課長。

(総務課長 山本哲也君 登壇)

○総務課長(山本哲也君) それでは、議案第2号から議案第5号まで、一括して内容をご説明申し上げます。

この4件は、いずれも今年度の人事院勧告に準じて、期末手当の引き上げや給与改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

まずは、議案集3ページからの議案第2号「熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、内容をご説明申し上げます。

大きな第1条は、今年度の12月の期末手当を0.15月分引き上げるため、平成26年12月1日から適用しようとするもので、第5条において、12月の支給割合を「100分の155」から「100分の170」に改めるものです。

大きな第2条は、平成27年4月1日から施行するもので、第1条において、一旦12月に上乗せした支給率の引き上げ分を6月と12月に割り振ろうとするものです。

附則につきましては、それぞれの条の施行日及び適用日を定めるとともに、本条例の施行前に支給される期末手当を内払いとみなすためのものであります。

5ページの議案第3号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましても、議案第2号と同様に、第1条で今年度の期末手当の引き上げ分を一旦12月の支給率に上乗せし、平成27年4月から施行の第2条において、引き上げ分を6月と12月に割り振るものであります。

7ページの議案第4号「熊野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましても、さきの2つの議案と同様に、第1条で今年度の期末手当の引き上げ分を一旦12月の支給率に上乗せし、平成27年4月からの施行となる第2条において、引き上げ分を6月と12月に割り振るものであります。

次に、9ページからの議案第5号「熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本案につきましても、公布の日から施行し、さかのぼって適用する第1条と平成27年4月1日から施行する第2条による構成としております。

大きな第1条のうち、第28条の勤勉手当に関しては、支給率を「100分の67.5」から「100分の82.5」に、また再任用職員については「100分の32.5」から「100分の37.5」にそれぞれ引き上げるものであります。

10ページの附則第15項は、附則第12項の減額措置の対象となっている職員に対する勤

勉手当の額に関する改正であります。

別表の給料表につきましても、人事院勧告による国家公務員の俸給表に準じて引き上げを行うものであります。

13ページの大きな第2条は、平成27年4月1日から施行するもので、第13条の通勤手当は人事院勧告に準じて改めるものであります。

15ページ、第28条の勤勉手当に関しては、第1条で、本年12月分勤勉手当に上乘せした支給率が翌年度からは6月と12月の2回に割り振られるため、支給率を「100分の82.5」から「100分の75」に、また再任用職員についても「100分の37.5」から「100分の35」に改めるものであります。

16ページの附則第15項につきましては、附則第12項の減額措置の対象になっている職員に対する翌年度以降の勤勉手当の額に関する改正であります。

本条例の附則では、第1項、第2項で条例の施行日及び適用日を規定するとともに、第3項では適用日前の異動者の号給の調整を、第4項は施行日前に支給した給与を内払いとみなすため、第5項は平成27年3月31日までに行われる昇給について、1号給抑制しようとするもの、第6項は規則への委任を定めるものであります。

以上、議案第2号から議案第5号までの4つの議案につきまして、その内容をご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山本洋信君） 次に、議案第6号について。

消防長。

（消防長 片岡信次君 登壇）

○消防長（片岡信次君） 議案第6号「熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例の改正につきまして、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が平成26年4月23日に公布され、その一部が平成26年12月1日から施行されるに当たり、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が平成26年9月26日公布されたことにより、熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

その内容につきましては、議案集17ページから18ページをごらんください。

本条例の引用されている関係法令、児童扶養手当法が見直され、条項が改正になった

ものによるものです。

附則につきましては、施行期日を公布の日から施行し、改正後の熊野市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成26年12月1日から適用すると定めるものであります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本洋信君） 次に、議案第7号及び議案第8号について。

水産・商工振興課長。

（水産・商工振興課長 大西浩文君 登壇）

○水産・商工振興課長（大西浩文君） 議案第7号「あらたに生じた土地の確認について」につきまして、内容をご説明申し上げます。

甫母漁港において既に生じている公有水面埋立地につきまして、地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に新たに生じた土地として確認をお願いするものでございます。

対象となる土地は、熊野市甫母町字濱265の1及び265の1に隣接する国有海浜地の地先公有水面埋立地474.19㎡、熊野市甫母町字寺崎238の2に隣接する国有海浜地の地先公有水面埋立地79.15㎡、熊野市甫母町字甫母崎227に隣接する国有海浜地の地先公有水面埋立地93.64㎡でございます。

土地の位置につきましては、20ページから21ページに平面図を添付しておりますとおりでございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第8号「字の区域の変更について」につきまして、内容をご説明申し上げます。

議案第7号で確認をお願いする公有水面の埋め立てにより新たに生じた土地につきまして、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域に編入し、字の区域を変更しようとするものでございます。

対象は、熊野市甫母町字濱に編入する区域として、熊野市甫母町字濱265の1及び265の1に隣接する国有海浜地の地先公有水面埋立地474.19㎡、熊野市甫母町字寺崎に編入する区域として、熊野市甫母町字寺崎238の2に隣接する国有海浜地の地先公有水面埋立地79.15㎡、熊野市甫母町字甫母崎に編入する区域として、熊野市甫母町字甫母崎227に隣接する国有海浜地の地先公有水面埋立地93.64㎡でございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本洋信君） 次に、議案第9号及び議案第10号について。

市長公室長。

（市長公室長 庵前佳生君 登壇）

○市長公室長（庵前佳生君） 議案第9号「新市建設計画の変更について」について、その内容をご説明申し上げます。

議案集の25ページをお願いいたします。

市では、平成17年11月1日の合併に際し、新市建設計画を策定したところですが、東日本大震災後、震災の被害を受けた合併市町村について、合併特例債の発行期限を5年間延長する法改正がなされ、その後、全ての合併市町村に適用される法改正がなされたことから、本市の新市建設計画について変更するものであり、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表に従いましてご説明申し上げます。

第1章第2節の第3項、計画の期間については、年号表記を元号のみの表記に改め、平成17年度から平成32年度までに期間を延長いたします。

第5章では「整理」を「除却」に改め、第6章財政計画の基本的な事項、第1項で期間を改め、26ページの前提条件では、各年度の基礎数値の考え方を決算額、予算額、27年度以降は原則的に直近3カ年の平均値を用いることに改めます。

さらに、項目ごとの主な内容では、26ページから28ページにかけて、各項目の算出方法を改めております。

また、字句の修正については、27ページの歳入の項、第6号を「繰入金」から「財政調整基金繰入金」に改め、28ページの歳出の項、第8号を「積立金」から「財政調整基金積立金」に改めるものです。

30ページから33ページは別表1についてでありまして、30・31ページは変更前の財政計画一覧表でございます。

32・33ページは変更後の財政計画一覧表でありまして、平成25年度までは決算額を記載し、26年度は予算額、27年度以降は見込み額を先ほどの算定方法を基礎に記載しております。

続きまして、議案第10号「平成26年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、国・県支出金の内示による事業費の決定に伴うもの、あるいは特に必

要と認められるもの、さらには給与改定、職員等の人事異動及び本年度末をもって退職する職員の退職手当等人件費の精算などによるものでございます。

それでは、別冊の議案第10号に係る補正予算書をごらんください。

1ページの第1条は補正予算の規模などを定めたもので、補正額としては1億5,889万2,000円の増額、歳入歳出予算の総額はそれぞれ134億1,580万9,000円となります。

第2条は地方債の補正についての記載でございます。

2ページから6ページまでは、第1表歳入歳出予算補正として今回補正の全容をまとめたもの、7ページから9ページは第2表地方債補正で今回補正に伴う起債の限度額について整理したもので、7ページは追加について、8・9ページは変更について整理したものでございます。

11ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

11ページは歳入の総括、12・13ページは歳出の総括でございます。

次に、14ページからの歳入について、順次内容をご説明いたします。

款1市税、項2、目1固定資産税1,530万7,000円の増額補正及び次の項3、目1軽自動車税190万4,000円の増額補正は決算見込みによるもの、16ページの款11分担金及び負担金、項2負担金、目1総務費負担金189万7,000円の減額補正及び目3消防費負担金296万5,000円の増額補正については、いずれも精算見込みなどに伴う負担金増減によるもの、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金334万6,000円の増額補正は、各種負担金の精算見込みに伴うものでございます。目3災害復旧費国庫負担金3,868万6,000円の増額補正は、本年10月、台風18号による道路河川災害に係るものでございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金98万1,000円の増額補正は、歳出予算総務費の社会保障・税番号制度中間サーバー整備に係るもの、目2民生費国庫補助金25万円の増額補正は国の内示によるもの、目5教育費国庫補助金1,119万8,000円の増額補正は小・中学校校舎等改修工事、目6農林水産業費国庫補助金525万5,000円の増額補正は漁港改良工事、目7消防費国庫補助金407万4,000円の増額補正は防火水槽設置工事にかんがる地域交付金を充当するものでございます。

次の款14県支出金、項1県負担金、目1総務費県負担金86万8,000円の減額補正は交付決定によるもの、19ページにかけての目2民生費県負担金1,001万5,000円の増額補正は各種負担金の精算見込みによるもの、18ページの項2県補助金、目1総務費県補助金

270万円の増額補正は、歳出予算総務費の生き抜くための防災対策事業、災害対策本部再生可能エネルギー等導入事業に対するもの、項2民生費県補助金172万3,000円の増額補正は各種補助金の精算見込みによるものでございます。目3衛生費県補助金66万3,000円の増額補正は歳出予算衛生費の自殺対策事業に係るもの、目4農林水産業費県補助金5,211万3,000円の減額補正は各種補助金等の精算見込みによるものでございます。

21ページにかけての目9災害復旧費県補助金1,064万6,000円の増額補正は、農地農業用施設災害復旧事業並びに林道災害復旧事業に係る補助金の精算見込みなどによるものでございます。

20ページの款15財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金226万3,000円の増額補正は、各基金の利子確定によるもので、歳出予算総務費の積立金となっております。

款16、項1寄附金、目1農林水産業費寄附金90万円の減額補正は、林道開設に伴う寄附金で、歳出予算農林水産業費の林道開設事業の減額に伴うもの、款18、項1、目1繰越金9,182万9,000円の増額補正は前年度剰余金のうち歳出に見合う必要額を計上したものの、款19諸収入、項3貸付金元利収入、目1民生貸付金元利収入101万5,000円の増額補正は歳出予算公債費の災害援助資金貸付金の繰上償還によるもの、項4、目1雑入1,315万円の増額補正は紀南介護保険広域連合に対する負担金の25年度分精算に伴うものでございます。

23ページにかけての歳入の最後、款20、項1市債、目5農林水産業債3,120万円の減額補正、22ページの目7土木債160万円の増額補正、目8消防債420万円の減額補正、目9教育債1,150万円の減額補正及び目10災害復旧債4,200万円の増額補正につきましては、いずれも各種事業に充当する起債について調整したものでございます。

続きまして、24ページからの歳出についてご説明申し上げます。

款1、項1、目1議会費23万円の増額補正は、議員報酬並びに職員人件費の調整などによるもの、27ページにかけての款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費7,066万8,000円の増額補正は、給与改定等による市長・副市長人件費の調整並びに職員人件費の調整及び希望退職職員の退職手当などによるものでございます。

26ページの目3財政管理費226万3,000円の増額補正は利子の積み立て、目10防災費270万円の増額補正は災害対策本部再生可能エネルギー等導入事業に係るものでございます。

次の項2徴税费、目1税務総務費1,073万3,000円の減額補正は人件費の調整、目3徴

収費 6 万7,000円の増額補正は納付書等印刷に係るもの、29ページにかけての項 3、目 1 戸籍住民基本台帳費129万6,000円の増額補正及び28ページの項 4 選挙費、目 1 選挙管理委員会費 8 万円の増額補正は、いずれも職員人件費の調整によるもの、31ページにかけての目 5 市議会議員選挙費1,371万3,000円の減額補正は事業費確定に伴うもの、30ページの項 6、目 1 監査委員費134万2,000円の減額補正は職員人件費の調整によるものでございます。

次に、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費6,722万4,000円の増額補正は、職員人件費調整のほか、社会福祉総務経常経費の返還金は生活保護費国庫負担金や自立支援給付費負担金等の平成25年度分国・県負担金等確定に伴うもの、国民健康保険基盤安定繰出金ほか 2 件の特別会計繰出金及び障害者自立支援事業の利用者数、受給者数、件数の増減によるもののほか、障害者総合支援法改正に伴うシステム改修業務でございませう。

35ページにかけての目 2 老人福祉費889万円の増額補正は、25年度地域支援事業費委託金の精算に伴う返還金や紀南介護保険広域連合負担金の増、人件費の調整、組み替えなどによるもの、34ページのみ 3 国民年金費143万円の減額補正は人件費の調整によるものでございませう。

37ページにかけての項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費243万円の減額補正は、職員人件費の調整のほか、ひとり親家庭自立支援補助金の増並びに発達支援に係る決算見込みでございませう。

36ページのみ 2 児童福祉施設費1,175万4,000円の増額補正は、職員人件費の調整のほか、ひまわり保育園等への入所児童増加に伴う負担金の増によるもの、来年 4 月から神川保育所が休所するに当たり、井戸保育所への送迎車両購入に係るものでございませう。

38ページの項 3 生活保護費、目 1 生活保護総務費 2 万円の増額補正は、職員人件費の調整によるもの及び事業費の組み替えによるものでございませう。

次に、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費730万8,000円の減額補正は、職員人件費のほか、紀南病院分に係る普通交付税確定及び医師研究費対応、市町負担金の減に伴う紀南病院負担金の減などによるもの、目 3 診療所費18万3,000円の増額補正は五郷診療所医師募集に係る経費、41ページにかけてのみ 4 健康づくり推進費66万3,000円の増額補正は県補助金の決定に伴う事業費の増額によるものでございませう。

40ページの項 2 環境対策費、目 1 環境対策総務費146万円の増額補正は職員人件費の

調整によるもの、目4火葬場費32万4,000円の増額補正は休日の利用がふえたことによるものでございます。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費163万円の増額補正は、職員人件費の調整、農地台帳システム改修事業に係るもの、43ページにかけての目2農業総務費183万6,000円の減額補正は職員人件費の調整によるもの、42ページの目3農業振興費42万3,000円の減額補正は台風11号災害の被災農業者向け経営体育成支援事業の交付決定及び事業量の確定によるもの、目6土地改良事業費8万9,000円の増額補正は職員人件費の調整によるものでございます。

45ページにかけての項2林業費、目1林業総務費72万6,000円の増額補正は人件費の調整によるもの、44ページの目3林道開設費7,780万8,000円の減額補正は、職員人件費の調整、事業量の確定によるものでございます。

次の項3水産業費、目1水産業総務費18万8,000円の増額補正は職員人件費の調整によるもの、47ページにかけての目3漁港管理費43万1,000円の増額補正は甫母漁港内の簡易標識修繕に係るもの、46ページの目4漁港建設費3万2,000円の増額補正は人件費の調整及び工事費の契約差金によるものでございます。

次に、款6、項1商工費、目1商工総務費96万円の減額補正は職員人件費の調整によるもの、目3観光交流費20万円の増額補正は外国人観光客誘致に係る協議会負担金に係るものでございます。

次に、49ページにかけての款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費25万3,000円の増額補正は、職員人件費の調整のほか、急傾斜地崩壊対策県営事業費負担金の増によるものでございます。

48ページの項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費9万円の増額補正は人件費の調整によるもの、目3道路新設改良費134万6,000円の増額補正は職員人件費の調整及び市道改良業務委託料の増によるものでございます。

51ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費37万1,000円の増額補正は、職員人件費の調整によるもの、電線共同溝整備事業に伴う補償金、目2公園費52万8,000円の減額補正は都市公園施設維持補修のほか職員人件費の調整によるもの、項6住宅費、目1住宅管理費65万円の減額補正は職員人件費の調整によるものでございます。

次に53ページにかけての款8、項1消防費、目1常備消防費588万5,000円の増額補正は職員人件費の調整によるもの、52ページの目2非常備消防費11万9,000円の増額補正

は消防団燃料費の増によるもの、目3 消防施設費12万5,000円の減額補正は金山駐在所前防火水槽設置工事の契約差金によるものでございます。

次の款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費326万2,000円の増額補正は職員人件費などの調整によるもの、次の55ページにかけての項2 小学校費、目1 学校管理費23万7,000円の減額補正は、予算の組み替えのほか校舎等改修工事の契約差金、小学校フッ化物塗布推進事業を小学校フッ化物洗口推進事業に変更することによるものでございます。

57ページにかけての項3 中学校費、目1 学校管理費22万4,000円の減額補正は、予算の組み替えのほか、校舎等改修工事の契約差金でございます。

56ページの項4、目1 幼稚園費7万4,000円の増額補正、項5 社会教育費、目1 社会教育総務費28万6,000円の増額補正、59ページにかけての目5 市民会館費9万円の増額補正は、いずれも職員人件費等の調整によるものでございます。

58ページのみ9 鉱山資料館費53万3,000円の増額補正は、入館者数の増加による電気量の増額等に伴うものでございます。

次の項6 保健体育費、目2 海洋センター費15万2,000円の増額補正は、プール利用者の増加による電気、水道代の増額によるものでございます。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目1 農地農業用施設災害復旧費892万6,000円の増額補正は、ことし10月の台風19号により被災した補助災害復旧事業に係るもの、目2 林道災害復旧費1,429万7,000円の増額補正は、過年及びことし発生の林道の災害復旧工事に係るものでございます。

60ページの項2 公共土木施設災害復旧費、目1 道路河川災害復旧費6,090万円の増額補正は、10月の台風18号による補助災害復旧事業に係るものでございます。

項3、目1 その他公用・公共施設災害復旧費992万2,000円の増額補正は、8月の台風11号により被災した紀和町和気地内の貸し付け敷地災害復旧に係るものでございます。

歳出の最後、款11、項1 公債費、目1 元金101万5,000円の増額補正は、平成23年の台風12号関連の災害援護貸付金の繰上償還に係るものでございます。

次に、62ページから71ページまでの給与費明細書につきましては、今回補正しました特別職の報酬手当等及び一般職の給与手当等について整理したものでございます。

最後に、72・73ページの地方債に関する調書につきましては、今回補正しました各事業について追加変更したもので、平成26年度末の起債現在高見込み額は143億1,496万

6,000円でございます。

以上、議案第9号及び第10号についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本洋信君） 次に、議案第11号及び議案第12号について。

市民保険課長。

（市民保険課長 仲森弘安君 登壇）

○市民保険課長（仲森弘安君） 議案第11号及び議案第12号につきまして、内容をご説明申し上げます。

まず、議案第11号「平成26年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、保険基盤安定繰入金等の決定に伴うもの、あるいは職員の人件費調整などによるものであります。

補正予算書の75ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ707万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億5,025万7,000円とするものであります。

76ページから78ページまでは、第1表歳入歳出予算補正として今回補正の全容をまとめたものであります。

79ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

79ページは歳入の総括、80・81ページは歳出の総括であります。

次に、82ページからの歳入について、項目別にご説明申し上げます。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目2高額医療費共同事業負担金54万1,000円の増額補正は、高額医療費共同事業医療費拠出金の見込み増によるものであります。

款4、項1、目1前期高齢者交付金177万3,000円の減額補正は、社会保険診療報酬支払基金より交付されます現年度分前期高齢者交付金の決定に伴う減であります。

款5県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金54万1,000円の増額補正は、高額医療費共同事業医療費拠出金の見込み増によるものであります。

款7繰入金、項1、目1一般会計繰入金1,511万8,000円の増額補正は、職員人件費等の調整に伴う一般会計からの繰入金の増及び国保事業の基盤安定を図るための保険基盤安定繰入金の見込み増によるものであります。

項2基金繰入金、目1支払準備基金繰入金2,150万6,000円の減額補正は、支払準備基

金からの繰入金の見込み減によるものであります。

続きまして、84ページからの歳出について、項目別にご説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費9万円の増額補正は、職員人件費の調整に伴う増であります。

項2徴税费、目1賦課費181万円の増額補正は職員人件費の調整、目2徴収費12万7,000円の増額補正は徴収業務用印刷製本費に係る増であります。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、目3一般被保険者療養費は財源更正であります。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は財源更正であります。

86・87ページ、項5葬祭諸費、目1葬祭費45万円の増額補正は、葬祭件数の見込み増によるものであります。

款3、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金2,603万1,000円の減額補正、目2後期高齢者関係事務費拠出金2万6,000円の減額補正は、後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金の決定に伴う減であります。

款4、項1前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金68万9,000円の減額補正、目2前期高齢者関係事務費拠出金1万6,000円の減額補正は、前期高齢者納付金及び前期高齢者関係事務費拠出金の決定に伴う減であります。

款5、項1老人保健拠出金、目1老人保健医療費拠出金100万円の減額補正、目2老人保健事務費拠出金1万2,000円の減額補正は、老人保健医療費拠出金及び老人保健事務費拠出金の決定に伴う減であります。

款6、項1、目1介護納付金455万5,000円の減額補正は、介護納付金の決定に伴う減であります。

88・89ページをお願いします。

款7、項1共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金216万5,000円の増額補正、目3保険財政共同安定化事業拠出金2,055万9,000円の増額補正は、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業医療費拠出金の見込み増に伴うものであります。

款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金4万9,000円の増額補正は、指定公費負担医療負担金の返還に伴う増であります。

90ページから93ページの給与明細書につきましては、補正に伴う給料及び各種手当等給与費の内容について整理したものであります。

続きまして、議案第12号「平成26年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」につきまして、内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴うもの、あるいは職員の人件費調整などによるものであります。

それでは、補正予算書の95ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,753万1,000円とするものであります。

96ページ、第1表歳入歳出予算補正は、今回補正の全容をまとめたものであります。

次に、97ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

97ページは歳入の総括、98・99ページは歳出の総括であります。

次に、100ページからの歳入について、項目別にご説明申し上げます。

款2繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金207万2,000円の増額補正は、職員人件費の調整及び繰越金の減額に伴う一般会計からの繰入金の増であります。

款3、項1、目1繰越金241万1,000円の減額補正は、前年度繰越金の確定に伴う減であります。

続きまして、102ページからの歳出について、項目別にご説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費33万9,000円の減額補正は、職員人件費の調整によるものであります。

款2、項1、目1後期高齢者広域連合納付金は財源更正であります。

104ページから107ページの給与費明細書につきましては、補正に伴う給料及び各種手当等給与費の内容について整理したものであります。

以上、議案第11号及び第12号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本洋信君） 次に、議案第13号及び議案第14号について。

地域振興課長兼地域総合課長。

（地域振興課長兼地域総合課長 西岡久典君 登壇）

○地域振興課長兼地域総合課長（西岡久典君） 議案第13号及び議案第14号につきまして、その内容をご説明申し上げます。

まず、議案第13号「平成26年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第1号）に

ついて」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

補正予算書の109ページをごらんください。

今回の補正は、職員の給与改定に伴うものであります。

第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額にそれぞれ14万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7,428万9,000円とするものであります。

111ページから113ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括であります。

114ページ、115ページの歳入をごらんください。

款3、項1、目1繰越金14万8,000円の増額補正は、前年度繰越金であります。

次に、116ページ、117ページの歳出をごらんください。

款1、項1、目1診療所費14万8,000円の増額補正は、職員人件費の増額であります。

次の118ページから121ページは給与費明細書であります。

続きまして、議案第14号「平成26年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

補正予算書の123ページをごらんください。

今回の補正は、職員の給与改定等に伴うものであります。

第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額からそれぞれ4万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7,568万3,000円とするものであります。

125ページから127ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括であります。

128ページ、129ページの歳入をごらんください。

款3繰入金、項1、目1一般会計繰入金64万1,000円の減額は、一般会計からの繰入金の減であります。

款4、項1、目1繰越金59万4,000円の増額は、前年度繰越金であります。

次に、130ページ、131ページの歳出をごらんください。

款1、項1水道事業費、目1一般管理費4万7,000円の減額補正は、職員人件費の減額であります。

次の132ページから135ページは給与費明細書であります。

以上、議案第13号及び議案第14号についてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本洋信君） 次に、議案第15号について。

水道課長。

(水道課長 大平勝美君 登壇)

○水道課長(大平勝美君) 議案第15号「平成26年度熊野市水道事業会計補正予算(第1号)について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本案は、給与改定及び人事異動に伴います人件費等の補正であります。

補正予算書の137ページをごらんください。

第2条収益的収入及び支出のうちの収入につきましては、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、補正予定額24万9,000円の増額は、退職金の支給に関する経過措置による退職金給付引当金の戻入であります。

また、支出につきましては、第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正予定額415万3,000円の増額は、職員の給料、手当等、賞与引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引当金繰入額及び退職給付費の補正であります。

第3条資本的支出につきましては、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正予定額142万4,000円の減額は、職員の給料、手当等及び法定福利費の補正であります。

以上によりまして、当初予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,969万2,000円を9,826万8,000円に、また過年度分損益勘定留保資金9,154万7,000円を9,012万3,000円に改めるものであります。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、人件費によるものでありまして、予算第8条中、7,375万9,000円を7,631万4,000円に改めるものであります。

次に、138・139ページの平成26年度熊野市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画につきましては、ただいまご説明申し上げました第2条収益的収入及び支出並びに第3条資本的支出の目別の明細でございます。

次に、141・142ページの給与費明細書は、職員の給料、手当等を区分して整理いたしましたものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山本洋信君) 次に、報告第1号について。

教育長。

(教育長 杉松道之君 登壇)

○教育長(杉松道之君) 報告第1号「専決処分の報告について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案及び議案説明資料集の40ページ、41ページをごらんください。

本報告につきましては、平成26年9月3日に発生しました事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年9月25日、損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

この事故の内容は別紙専決処分書のとおりで、平成26年9月3日午前11時20分ごろ、職員が山崎運動公園多目的グラウンド周辺の草刈り作業中に、草刈り機で小石をはねて、同敷地内一般県道鶴殿熊野線側にある西日本電信電話株式会社所有の公衆電話ボックス出入りロドアのガラスを破損させ、損害を与えたものであります。

この事故による損害額は3万3,913円で、示談による過失割合は熊野市側100%の過失により、別紙損害賠償の相手方と合意し、専決処分をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

散 会

○議長（山本洋信君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

12月2日から12月9日まで、議案精読、内容調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、12月2日から12月9日まで休会とすることに決しました。

12月10日は午前9時から会議を開き、一般質問を行います。

時間励行でご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦勞さまでした。

午前 10時 13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

平成26年12月熊野市議会定例会会議録

(第2日)

平成26年12月10日(水曜日)

平成26年12月熊野市議会定例会会議録

平成26年12月10日（水曜日）

第 2 日

招集年月日 平成26年12月 1 日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成26年12月10日（水）午前9時00分

出席議員

1 番	川 口	朋 さん	2 番	端 無	徹 也 君
3 番	久 保	智 君	4 番	大 橋	秀 行 君
5 番	濱	重 明 君	6 番	和 田	いく子 さん
7 番	山 田	実 君	8 番	下 田	克 彦 君
9 番	岩 本	育 久 君	10番	樋 口	雄 史 君
11番	山 本	洋 信 君	12番	中 田	征 治 君
13番	前 地	林 君	14番	前 田	桂之助 君

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市	長	河上 敢二 君	副	市	長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼		下地 砂登子さん	消	防	長	片岡 信次 君
会 計 課 長			市	長 公 室 長		庵前 佳生 君
福 祉 事 務 所 長		室谷 隆也 君	防 災 対 策 推 進 課 長			山本 方秀 君
総 務 課 長		山本 哲也 君	税 務 課 長			下和田 貞明君
市 民 保 険 課 長		仲森 弘安 君	環 境 対 策 課 長			栗須 廣也 君
健 康 ・ 長 寿 課 長		清嶺地 利夫君	林 業 振 興 課 長			大江 勝郎 君
農 業 振 興 課 長		尾中 弘明 君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長			松岡 功 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長		大西 浩文 君	地 域 振 興 課 長 兼			西岡 久典 君
建 設 課 長		西垣戸 勝 君	地 域 総 合 課 長			
水 道 課 長		大平 勝美 君	教 育 長			杉松 道之 君
選 挙 管 理 委 員 会 長		山本 哲也 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長			山口 耕作 君
書 記 長						
監 査 委 員 事 務 局 長		坪井 正登 君				

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次 長 兼 庶 務 係 長	坪井 孝之 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

議事日程

日程第1 一般質問

- 1 番 12番 中田征治君…………… 32
1. 水道施設の維持・更新について
 2. 市民の利便性を考慮した交通体系の構築を求める
 3. 各種行事への職員動員について及び役所と各種団体との境界線について

2番	8番	下田克彦君	50
		1. 改正「行政不服審査法」について	
		2. CLT（直交集成板）の普及促進による林業・木材産業の活性化について	
3番	9番	岩本育久君	62
		1. 日本創成会議の「消滅可能性都市」調査結果からなる本市の人口減少対策について	
		2. 商店街の振興策と商工会議所の要望への対応について	
4番	7番	山田 実君	76
		1. こどもの医療費窓口負担の無料化について	
		2. 高速道路建設の住民説明について	
5番	4番	大橋秀行君	92
		1. 消防団活動について	
		2. 五郷“ふれあい公園”の整備について	

午前 9時 00分 開議

○議長（山本洋信君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

一 般 質 問

○議長（山本洋信君） 日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元に配付いたしております順序によって発言を許します。

12番 中田征治議員。

（12番 中田征治君 登壇）

○12番（中田征治君） おはようございます。久しぶりの1番バッターということで、順次質問させていただきたいと思っております。1番目、2番目の項目に関しましては、どちらかというをお願いすることになりますので、答弁のほうは簡潔によろしく願いいたしたいと思っております。

まず、最初の項目、水道施設の維持・更新についてであります。

熊野市の水道は、昭和11年（1936年）に木本上水道として完成してからそろそろ80年になります。その後も、町村合併や給水対象地域の拡大などで充実に努めてきたものであります。これこそ、はやり言葉ではなく、生き抜くための施設であると思っております。

今、全国的に問題になっているのが、水道施設、特に配水管の老朽化であります。熊野市でも、老朽化が原因と思われる給水管のトラブルが最近よく発生しております。水道会計は独立しており、事業収入で計画的に維持や更新することになっているのではないのでしょうか。

項目として、1番目、市内の水道管の老朽化の度合いはどの程度なのでしょう。殊

に、大泊水源についてはトラブルが多発し始めていますし、宮川を渡る部分などは低いので、とても津波には耐えられないと思うのですが、いかがでありましょうかと。これらを含めて、抜本的な対策が必要なのではないかと思えます。

2番目として、給水管、殊に本管の更新計画はどうなっているのでしょうか。

3番目、耐震化も叫ばれていたのですが、どのように対応してきたのでしょうか。

4番目、これらに充てる財源計画は、給水対象の人口の減少が進む中で、料金値上げを含め、できているのでしょうか。

5番目に、周辺地区での過疎が急速に進行する見込みですが、簡易水道、その他の給水施設などの施設維持は大丈夫なのでしょうか。これは上水道ではありませんけれども、よろしく願います。

以上です。

○議長（山本洋信君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

水道課長。

（水道課長 大平勝美君 登壇）

○水道課長（大平勝美君） 中田議員ご質問のうち、1項目め、水道施設の維持・更新についての1点目、市内の水道管の老朽化の度合い、2点目、更新計画についてお答えします。

水道課が管理する水道管には、導水管、送水管、配水管があり、その耐用年数は地方公営企業法施行規則第7条及び第8条で40年となっております。この耐用年数を超えたものを、一般的に老朽管と言っております。

熊野市上水道の水道管総延長は約103kmであり、このうち6kmが老朽管で、全体の約5.8%となっております。

大泊地区での水道管の破損による断水を初め市内で発生している断水の多くは、この老朽化した管路で発生しており、その中でも特に劣化しやすく耐震性に劣る石綿管を使用している箇所が多発しております。このため、既に実施しました水道施設の改良工事も、優先的に石綿管の布設がえを行ってきました。その結果、市内全体での石綿管の延長は残り1kmとなり、これにつきましても平成27年度以降で順次布設がえを実施する計画であります。

なお、ご質問の大泊の水源施設につきましては、芝神社奥に浄水場があり、熊野尾鷲道路出入口近くの中中に配水池があります。この区間の総延長は810mで、全ての管

が老朽管となっておりますので、過去5年間に事業費7,503万8,000円をかけて延長308mの布設がえを実施しております。

なお、老朽管の残り502mにつきましても、平成27年度以降、順次布設がえを行ってまいります。

また、2級河川熊野宮川にかかる水管橋につきましても、発生が危惧される南海トラフ地震による津波により被害を受けるおそれがあることは十分認識しております。このための対策として、水管橋を大泊宮川の河川下への埋設による配管を考えておりますが、本河川は三重県が管理する河川でありますので、県とも協議をしながら実施してまいりたいと思っております。

次に、更新計画に関する質問にお答えします。

先ほども申しあげましたように、老朽管は本年11月末現在6kmとなっております。また、今後3年間で約12kmの水道管が老朽管となり、合計18kmが老朽化することになります。しかし、平成25年度までの3年間を見ましても、約2.5kmの布設がえに1億1,325万1,000円支出しています。このことから、全てを布設がえするには膨大な費用が必要となります。

このため、費用の抑制を図るためにも、三重県や市建設課と連携し、道路改良事業にあわせて実施できる場合は優先的に実施していく計画であります。

次に、3点目の耐震化についてお答えします。

上水道では、井戸浄水場の一部と久生屋浄水場は耐震化が完了していますが、大泊及び産田の浄水場はまだ耐震化しておりません。また、上水道の水道管につきましても、総延長103kmのうちの約20kmが耐震化を完了しております。

一方、簡易水道では、12浄水場のうち、日進小阪浄水場の一部のみが耐震化されております。また、簡易水道の水道管につきましても、総延長97kmのうちの0.7kmが耐震化を完了しております。

今後も、施設や水道管の更新の際には、今まで同様積極的に耐震化を進めてまいりたいと考えております。

4点目の財源計画についてお答えします。

当市のような広範囲に及ぶ水道施設を所有し、運営している事業者は、施設維持の経費がかさむため、財源確保が厳しい状況であります。

このような中、当市では、地域の経済状況などを踏まえ、水道料金の引き上げを平成

9年からの17年間行わず、ぎりぎりの状態で運営を行ってきているところです。このため、例えば災害が発生し、水道施設が被害を受けたときには、本来であれば水道事業として対応すべきところですが、現在の経営状況では手当てできない状況です。平成23年の台風12号で被災した井戸浄水場取水施設の改良工事の財源につきましても、一般会計からの繰入金で対応させていただいております。

このように、財務の面では余裕のない状況ですので、今後は水道料金の引き上げについても検討せざるを得ないときが来るかもしれないと考えております。

一方、国に対しても、財源確保が困難な水道施設の更新等に対する補助金の採択基準の緩和等を要望してまいりたいと考えております。

5点目の簡易水道、それ以外の給水施設などの維持についてお答えします。

簡易水道の維持につきましては、上水道と同様に更新計画、財政計画を検討し、事業運営を行ってまいりたいと考えております。

また、それ以外の給水施設につきましては、昨年9月での山本洋信議員の一般質問の際にも環境対策課からお答えいたしましたとおり、旧熊野市地区では、集落における自主管理運営の水道施設について、環境対策課が担当となり、施設の新設や改修に対し、熊野市小規模水道整備事業費補助金交付要綱に基づき、補助対象整備費の3分の2を助成させていただいております。

平成8年以降、現在も利用されている施設では、計3地区に対して補助しておりますが、今後におきましても、地区から要望をいただいた場合には、生活水を継続して確保できますよう、現地の状況を踏まえた上で対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） ありがとうございます。

おおむね、そういうことかと思っておりましたけれども、やっぱりその老朽管、老朽管でないところもパンクしますけれども、次々パンクすると思います。そして、今のままでいくと、老朽管の手当てが終わらんうちに次々老朽管が発生してくることになると思います、追いついてきちゃう、40年超えちゃう。40年超えてもいいですけども、もちゃいいですけども、余りもたないような気がするし、あるいは何か赤さびの問題で、カットしてみないとわからんでしょうけれども、管が痩せる可能性もありますし、そういうあたりで、ぜひ積極的に対応していただきたい。

それと、先ほど値上げの問題言いましたけれども、例えば1家庭1,000円ぐらい、年間1,000円上げてもらっても、たった1,000万ほどにしかならない。そうすると、先ほど答弁にありましたように、この工事、むちゃくちゃ金かかりますよね。だから、それぐらいの値上げでは本当に焼け石に水、それでも上げて、財政計画を立てて、起債を起こすにしても返せる見込みがなけりゃあかんと思うので、ぜひ、値上げを唆すわけじゃないですけども、生きるためにどうしても必要な施設なので、考えていってほしいと思います。

宮川の件も、ぜひ、相手が国じゃなしに県なんだったら交渉しよいと思いますんで、これも大変な工事なんで、河川の護岸までぶっ壊さないとやれないんで、大変な工事かと思いますが、ぜひやっとなないと、あした来るかもわからん津波なんでね。

あともう一つ要望したいのは、やっぱり上流からやってきてもらいたいと、せっかく端のほうをやっても、根元で飛ぶと、災害のとき、とまりますんで、上からぜひ計画的にやっていただきたい、そういうふうには、これはほとんど要望なんで、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

値上げは、評判はよくはないと思います。市長、値上げする言うたらまた何か言われるかと思いますが、この状況なんで市民わかってくれると思います。生き抜くためにはどうしても水は必要なんで、ぜひその辺も検討してやっていっていただきたいと思います。

この項目はこれで終わります。

それから、2番目です。これも要望になりますので、答弁短くお願いしたいと思いません。

市民の利便性を考慮した交通体系の構築を求めるという問題です。

市内を歩くと、周辺部だけではなく、中心部でも高齢化によって交通手段をなくしたことを嘆く声が多く出ております。乗合タクシーも走らせていただきましたが、利用の仕方がまだ十分に理解されていないところもあるし、運行地区、運行日時や時間などの見直しを求める声も聞こえてきます。私の周りには、交通弱者、買い物弱者が多いのかもしれませんが、市民の4分の1ほどはこうした人たちであり、今後も年々どころか日に日に増加すると思われまます。

補助金を投入して走ってもらっている路線バスも、乗客が余り乗っていないようです。通学時間と買い物や通院に使いたい時間とは、ずれもあるようですので、そういう現象

が起きているのかもわかりません。

それから、観光用の交通に対しても市民の厳しい目が注がれており、見直しが望まれています。

それから、そういうものを含めて、使いよい交通体系の構築は簡単ではないと思われます。市民、弱者のために本腰を入れて取り組んでいただきたいと思います。

それでも買い物に来られない人がふえていますので、以前にもお願いしたことがありますけれども、移動販売などへの助成などで最低限生活できる手段の確保をご検討いただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（山本洋信君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

（市長公室長 庵前佳生君 登壇）

○市長公室長（庵前佳生君） 議員ご質問の2項目め、市民の利便性を考慮した交通体系の構築を求めるについてお答えいたします。

熊野市では、交通体系の整備について、地域それぞれの状況に応じ、費用と利用のバランスがとれた誰もが利用しやすい交通手段を確保できるよう検討してまいりました。その交通体系を構築するために、交通空白地や交通弱者対策として、平成25年10月に新たに市街地乗合タクシーの運行を、平成26年10月には山間部乗合タクシーの運行を開始いたしました。

乗合タクシーは、市民の皆様の日々の生活の交通手段として使い勝手のいいものとするため、日常生活に欠かせない公共施設や商業施設、医療機関、金融機関等を目的地として設定しております。また、1日の便数も可能な限り多く設定し、幹線バスやJRとの接続も考慮したダイヤとなっております。

周知につきましては、広報くまのでの記事掲載や各老人クラブ、地域の集会での説明、民生委員などを通じた案内などを実施してまいりました。また、山間部乗合タクシーにつきましては、運行を開始する前に、紀和町の19地区で住民説明を開催し、周知と意見の把握に努めてまいりました。

今後につきましても、要望がありましたら、少数の集会でも職員が訪問し、説明をさせていただきますと考えております。

なお、市街地乗合タクシーと山間部乗合タクシーの運行によりまして、NPO法人の

ってくらいが運行する過疎地有償運送を含めると、熊野市内の83%の住民の皆さんが自宅から移動する手段を持つことができいております。

乗合タクシーにつきましては、運行から3年間は実証実験としての利用者の皆様の意見や要望を把握し、さらに利便性がよく、多くの方に使っていただける公共交通機関となるよう、今後の運行方法について検討をしていきたいと考えております。

また、ほかの地域に関しましても、既存の交通機関の見直しも踏まえて、地域の実情に合った交通体系の整備を検討してまいりたいと考えております。

なお、移動販売につきましては、既に各地で行われている状況であり、現在のところ、移動販売に対する助成につきましては検討をいたしておりません。

以上でございます。

○12番（中田征治君） ありがとうございます。

確かに、乗合タクシーが走っていただいたんで、かなりのところをカバーできるようになって、一部ではすごく喜んでるんです、よかったわい言う人と。

それと、いつでもそうなんですけれども、広報ってなかなか行き届かないんですね。それで、わからん人にとっては、まあわからんわの人いうのも出てくるんです、同じまちで、すぐ近所でいうことなもんで、すごく評判がいいところと、そのわからん人にとってみればあれなると。

それと、どうしても道が遠い人、地形が平らじゃないんで、せっかく入っていこうにも入っていけない。そうすると、どえらい山からおりてこんなんと、階段なんで、わしらそこまで行くのがえらいこっちゃいうのも出てきてます。

でも、それ非常に難しいんですけれども、やっぱり殊に予算の関係もあるかもわかりませんけれども、ワープロで打ったもんでも結構ですけれども、正月過ぎたら初集会有りますね、ほとんどの集落でありますね、特にこういう対象になるところは。そこに行って、出向かんでも配ってもろて、わかりよい運行ダイヤとかね、それを配ってもらうなどして、本当にもうちょっとPRしたら、もうちょっと評判よくなるんじゃないかと思えます。

それともう一つ、既存のというか三重交通ですね、ここだったら——の路線、熊野市バス、路線バスとの連携などもいろいろ出てます。それだけに、大変な作業になると思います。まとめるのは、やっぱり市長公室になるかと思えますけれども、ほかの福祉関係なんかから教育委員会関係なども含めての、やっぱり市民なんでね、生徒も保育所の

人も、じいちゃん、ばあちゃん、だからそれをぜひ、今もやってるんだと思いますけれども、民間の有識者といいますか、余り好きな言葉じゃないですけども、民間でわかってくれる人、地域の事情を本当にわかってくれる人を含めて、改良していくための委員会みたいなものを設立したらいかがでしょうか。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） PRにつきましては、これまでも広報等を通じて行ってきたところでごさいます、また壇上でも申し上げましたけれども、いろいろ使い勝手につきまして、使い方がわからないというようなことがございましたら、市長公室のほうにどしどしご遠慮なく問い合わせをしていただければ大変ありがたいと思っております。

また、乗合タクシーを運行しておりますタクシー会社においても、その辺の対応につきましては十分させていただけるというふうに考えておりますので、お気軽にお問い合わせをいただきたいと思えます。

また、初集会でのPRなどにつきましては、ご提言として承らせていただきたいと思えます。

また、路線の連携についてでございますが、壇上でも申し上げましたけれども、そういった利便性の確保という視点で、さまざまな交通機関を組み合わせることでございます。当然、先ほど申し上げました過疎地有償運送、それから福祉バス、それと既存の三重交通の幹線で市が行っております自主運行バスとの連携につきましては、JR、それから三重交通のバス路線をフィーダー線といたしまして、それに接続する形で各種の交通機関の整備というものを考えております。

また、これらにつきましては、地域公共交通会議という機関を設けておりますので、そういった場所でご意見を承りながら、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 本当に積極的にやっていただきたいと思えます。

今度も井戸の保育所が合併するんで、車1台走るそうですけれども、これはこれ、制度も違いますし乗る対象も違うわけですけども、周りから見たら同じに見えるんですね、熊野市がやってる。だから、それをどう活用していくか、制度を乗り越えるのはかなり難しいと思えますけれども、ぜひやっていただきたい。

あと、乗合タクシーが土日乗れない問題ですね。土日ぐらいきばれという理論もあるかと思います。でも、じいちゃん、ばあちゃん、じいちゃん余り言わんですけれども、ばあちゃんに言わせると、チラシの入ったときに行けんのさという声があります。若い人は、どっちみち土日逆に休みやから、母ちゃん連れて、子供連れて買い物に行ってますよね。じいちゃん、ばあちゃんも、やっぱり土日に行きたいんですよ。だって、チラシ来るもん。そんなに得じゃないですけども、つられて行くのが心情ですし、なら火曜市行けとか水曜市行けという理論あるかもわかりませんが、その辺もぜひ、その日に完全に役所みたいにお休みで来んのならいいんです。土日、動いてるんですね、違う形で同じものが。そのあたりの検討は、し直すというあれはないんですか。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 土日の運行につきましては、現在は、おっしゃっていただきましたように、平日のみという運行で三重運輸支局から許可を受けているような状況でございます。

おっしゃっていただきましたように、いこらい市の活性化や土日に行われます各種の健診等の受診効率のためにも、平日以外の運行につきましても必要というふうには考えておるところでございます。一方、車両、それから運転手の確保等の課題もございます。三重運輸支局や委託業者とも協議をしながら、この点については検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） これも、車両どっさり抱えるぐらいになったら輪番制で週休2日確保できるんやと思うけれども、少ないもんで、かえって労基のほうの意味で確保はしにくいんかと思えますけれども、ぜひ土日に運行できるように、せめて土日のうちどっちかとか日曜日とか動けるように、ぜひ、許認可もあるでしょうけれども、今の状況だったら申請すれば通ると思いますんで、だから業者さんと、運航業者さんなどのあるんで難しいのはわかるんですけども、ぜひ実現の方向でやっていただきたいと思えます。

すぐにどうこうせいという問題じゃないんですけども、市民にとっては非常にありがたいし、でもまだ足りない。これ、ぜいたくどんどん出てきます。すればするほど、わしとこも、わしとこもになるとは思いますが、それでも少しずつニーズを酌み取るのが行政だと思いますんで、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、これで2番目終わって、3番目にいきます。

3項目めとしては、各種行事への職員の動員について及び役所と各種団体との境界線についてお伺いしたいと思います。

各種行事や事業へ職員が動員されております。働いているのは、休日の場合もあり、平日の場合も見受けられます。市役所が一体となってという意味もあるのかと思われませんが、市民の目から見たら、そうは見えていないところがあります。

まず最初、1項目めとして、職員が配置されている事業は、官のもの以外に民のものも含まれているようですが、この場合、動員、派遣の基準というものはあるのでしょうか。

それから2番目、職員の給料、手当はどうなっているのでしょうか。これは、夜とか休日ですね、労働基準法で公務員といえども労働基準法が適用されると思いますので、その辺をよろしくお願いします。

3番目の勤務中・勤務時間外のほか、課の業務を超えて働く場合、人件費部分は予算、決算ではどのように計上されているのかというのは、事業は幾らかかったという場合に、その幾らかかったの中にこの課を超えた職員の人件費などは計上されているのか、別会計のまんまなのかということです。

それから4番目、職員の動員がかなり目立ちますが、各課の業務にはそれほどの人的な余裕があるのでしょうかということです。

それから5番目、民間を雇ってやることと動員することの収支上の損得はどうなっているのか。

それから6番目、これらのことだけではなく、市役所本体と公社を名乗る事業、事実上の外郭団体との関係は、一応別団体、別法人であり区別するべきではないのでしょうか。これは、委員会のほうではちょっと出たことありますけれども、その辺の問題です。

それからさらに、ゆるキャラやご当地戦隊などの所属と、その出演基準ですね、ぼつぼつ出てますけれども、その出演基準というのは、イベントの性格とか関係との兼ね合いですけれども、その費用負担はどうなっているのか。

それから、キャラクターなどを募集したときに、その後の著作権を保持する所属はどこになって扱うのかという問題。

それから、そうしたものを市民サイドが利用する場合、一応今の時代、著作権とか言

いますんで、勝手に使っていいのかという問題が出てくると思います。それは、明らかにそう言ってもらったら、気楽に使うなり届けなりすると思います。こういう問題、市民にとってわかりよいようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本洋信君） 3項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

（市長公室長 庵前佳生君 登壇）

○市長公室長（庵前佳生君） 中田議員ご質問の3項目めについてお答えいたします。

これまでも何度も申し上げてまいりましたが、市における活力再生の正念場を迎える今、市内で最大の組織であります市役所が一丸となって、事業者の方々、市民の皆さんと一緒に、集客交流を初め産業・経済の振興に力強く取り組んでいくことが市政運営の基本であると考えております。

そこで、ご質問の1点目の職員が民間の各種行事や事業に携わる基準につきましては、一律の基準で判断するのではなく、市職員が業務として取り組むべきかどうかを事業ごとに判断することとなります。その判断の際には、市が事業主体等となって直接行う事業などでなくても、市として一定のかかわりを持って取り組むべきものと判断される場合、その内容や状況を踏まえ、人的支援が望ましいかといったことなどを総合的に判断して、業務として取り組むかどうかを決めることとなります。

次に、2点目の職員の給料及び手当につきましては、業務として取り組む場合には、通常の勤務時間内であれば通常支給される給料の範囲内で業務に取り組むこととなり、勤務時間外であれば時間外勤務手当として支給することとなります。

次に、3点目の他の課に属する事務を兼ねさせた場合などの予算及び決算での人件費の計上につきましては、給料は職員が属する科目での計上となり、時間外勤務手当は原則として行う事務等の属する科目の中で一括して計上されております。

次に4点目、各課の業務に人的な余裕があるのかのご質問につきましては、決して職員に余裕があるわけではございません。冒頭でも申し上げましたとおり、市における活力再生の正念場を迎える今、さまざまな事業等に議員もおっしゃられたとおり市役所が一体となって取り組んでいるところでございます。職員数は減っている中、効率化等に職員全員が努めながら業務を遂行しております。

次に、5点目の民間の方を雇用する場合との経費の比較につきましては、その業務内

容により雇用する賃金単価も異なり、新たに雇用する場合の条件にもよるものと思われます。市のさまざまな事業につきましては、市が行うことが望ましいもの、民間にお願いするほうがよいと思われるもの、それらを見きわめながら実施しております。

次に、6点目の外郭団体との関係を区別することにつきましては、これまでも連携して実施するほうが効果的である事業やイベントなど、お互いに協力しております。

次に、7点目の管理しているキャラクターにつきましては、農業振興課では「にいひめちゃん」と「ひめじい」がございます。出演基準につきましては、あくまでも着ぐるみの貸し出しですので、原則として演者は貸し出し先で用意していただくことになっていきます。

キャラクターを使つての営利活動など、ふさわしくないものはお断りすることもあるかとは思いますが、しかしながら、今のところはそういった理由で断った事例はございません。特に、市内イベント等で出演時には、そのイベントのスタッフが着用している状況でございます。最近では、熊野市文化交流センターでのファミリーコンサートへの貸し出しをしております。

また、地域振興課では「熊遊戦隊イコライジャー」がございます。こちら、衣装の着つけが難しいことなどから、基本的には職員が出演しております。衣装の貸し出しは無料としておりますが、着つけの関係上、職員が必ず1人は必要となりますし、主催者側に演者を用意してもらうこととなります。今まで、紀和ふるさとまつりのステージ出演やテレビ番組などへ出演しています。

次に、8点目の著作権の所属につきましては、キャラクターを作製した際に、著作権に係る全ての権利について、市に無償譲渡する旨の契約書を締結しています。また、ことし10月に開催された全国鬼サミットにおいて、鬼ヶ城のイメージキャラクターを一般公募により募集し、作製しました。その際におきましても、募集要項に著作権を無償譲渡することを明記し、採用されたご本人にも確認しています。

次に、9点目のこれらのキャラクターを市民の皆さんがご利用される場合は、農業振興課や地域振興課にて所定の申請書を提出していただき、基準を満たす内容であれば無料にてお貸ししております。

市民に貸し出し窓口をわかりやすくしてほしいことにつきましては、備品等の管理上、それぞれの課が管理しておりますが、今までも他の課へご相談いただきましても、その旨担当課へ連絡させていただくなど対応しておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） ありがとうございます。

まず最初の1番目ですけれども、職員が派遣、配置してやってる事業はいろんなものあるわけですが、そういうときの業務命令というか、出てるわけですよね、役所として、おまえ行ってこいということになるんかと思えますけれども、その出し方と、その出す部署、そして書類とかいうものはあるんですか。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 基本的には、市長公室が行うイベントのときなどにつきましては、市長公室のほうから各課長宛てに依頼を行います。その上で、各課長から職員に業務命令を発出いたしまして、その業務に従事をするという形が基本的な形でございます。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 作法どおりということかと思えます。

そして、そうすると2番目に、それがあから手当とかも出せるはずですよね。命令なしに行ったものには出せない。それで、その超過勤務とか休日手当、全部出てますか。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） はい、勤務時間外に業務を命じた場合は、時間外命令という手続によって勤務を命じております。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 間違いないですね。間違っていると、非常に問題が出ますんでね。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 勤務時間外につきましては、基本的にはそういう形ですが、休日とかの勤務を命ずる場合につきましては、休日の勤務命令ということを出してございまして、それで、その上で振りかえとかという諸制度を活用した処理をそれぞれ行うこととなっております。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） そうやって答えられたら、それ以上言えんのですけれども、またそのうち取り上げることもあるかと思えます。言った以上、全部出してくださいということです。

昔からよく言われるのは、役所って、教育現場も含めて割合と労働基準法の適用、監視人の労働基準監督署ですか、あれが余り監視しないんですよね。だから、比較的ルーズになってるところが多いんです。民間だと、すぐ怒られるんです。ちょっと残業が所定より超えただけで怒られるんです、あそこに。でも、だから、ご答弁いただいたんで、別に特別調べる気もないですけども、公務員といえども労働者です。だから、当然守るべきは守らなきゃいけないんで、きちっと出してください。

というて要望しながら、今度は逆に、公務員、市役所の給料、そんなにいいとは思いませんけれども、熊野市では上のほうです。それに対して、25%の手当ですか、今、休日なんかは、だと思えます、労基法で25%以上出さなきゃいけないんだと思えます。それまで加算して出して、一致協力するって精神論は別として、採算的に、例えばあれは休日にはやってなかったような気もするけれども、あんな単純な飾りつけするようなイルミネーション、LED巻きつけるような単純作業、その高い給料の人にやってもらう必要があるのかどうかという問題ですね。そしたら、その額、間、仕事内部でちゃんとしといてもらって、シルバー人材センターとかの人を使って、たとえ10万でも20万でもまちへ金を流したほうが波及効果もあるんじゃないかという理論になっちゃうんです。

だから、休日とか夜の、職員じゃなきゃできない部分と、単純にそういうじいちゃん、ばあちゃん、学生さんに任せてもできそうな部分とありますんで、それを仕分けして、町なかへ金流したほうがいいんじゃないか。決して安い月給じゃないと思えます、熊野市の中では。その辺、検討したことはありますか。

○議長（山本洋信君） 執行部。

市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） いわゆる、今おっしゃっていただきましたような業務の内容に応じた雇用につきましては、例えば集落支援員を雇用いたしまして各戸を訪問したりというようなことを行っております。現に、防災のほうでは、耐震の診断とかの案内を各戸を回ってしていただくような形になっております。

さらに、イベントの際につきましては、職員のほうの時間外につきましても労使で話し合いをいたしまして、単価につきましてはイベント単価という単価を合意した上で支給をさせていただいております。

この単価につきましては、以前、花火大会、これは随分前のこととございますけれども、花火大会における市の職員の作業につきましては、作業の内容等おっしゃっていただ

いたようなことも鑑みまして、大変市民の皆さんから批判を受けた経緯もございます。そういう経緯を踏まえまして、労使で交渉いたしまして、イベント単価という別の単価を設けまして、業務の内容、それから同一性というようなことを鑑みた上で対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） ちょっと取り上げようと思った労組、自治労というか労組との話し合いもあったということですか。

○議長（山本洋信君） 総務課長。

○総務課長（山本哲也君） ただいま申し上げましたイベント単価につきましては、平成15年度になりますが、そのときに、今、公室長が申し上げましたように、市民からの批判を受けながら、どのようにするべきか、組合と執行部とで協議しながら、イベント単価というものを設定し、組合とは覚書を締結して、今現在そういった執行を行ってるところでございます。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） さわればさわるほどややこしくなるんですけども、イベント単価を決めてやる、雇用関係をするということは、普通の給料じゃなくなりますね、扱い。当然、普通の給料計算にはならないんじゃないかなど、基本給にもならず。そのあたりはどうなってるのか、それと労災関係は、役所はどうなるんですか。

○議長（山本洋信君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山本哲也君） 給料の根拠につきましては、これは時間外勤務手当には間違いありませんので、その時間外勤務手当の規則に従って、だから単価につきましては、先ほど申し上げましたように低く抑えた形にはなりますけれども、形は時間外勤務手当ということでございます。

それでまた、イベントのその際の公務災害、起こった場合、これはあくまでも業務でするので、公務災害の適用はなると思います。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） わかったような、わからんようなところがあるんですけども、基本給違いますよね、皆さん、何号俸何号俸で。違うということは、当然差は出るわけ

ですよ。そして、その手当、もし休日とか勤務時間外になると、当然、振りかえは別として、協定があろうとどうしようと、法律は法律ですんで25%を切ることはできないですよ、本当は。そのあたり、もう一回、答弁しても数字的なもので実際調べてこなわからんと思いますけれども、そのあたりをきっちりもう一回見直していただきたい。

それと、先ほど言いましたように、市民から見ると結構目立つんですよ、市職員が頑張ってるとも見えるし、特にウイークデーにずっとまちの中でああいうのすると、暇なんかいのと言われるのも、これもう間違いないんです。そやから、そのあたりの兼ね合いね、さっきのバスじゃないけれども、市民の目と関係者の目、随分違いますんで、だからそのあたりははっきりしてもらいたいなと思います。

これはもう、こんにやく問答になりますんで、でも本当に手当出てないという声も聞いたことあるんで、手当とかね、それからそれは本当に、今、公式答弁して、もしもらってない職員とか、手当がつかんと支給されてないとなると大きな問題になります、はっきり言って。調べてみますいうんやったら済みます。でも、払ってますと言ったんでね、今、もう一回調べてみますいう答弁にしといてくれたら比較的穏やかで済むんですけども、払ってますと、全部払ってますと言ったら、払ってないのがあると大変なんですけれども、大丈夫ですか。

○議長（山本洋信君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山本哲也君） 給料について、総務課で支払い等一括でやってるわけですが、業務命令されたものに対しては、全て支払われているというふうに認識しております。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） じゃ、払ってるということになると思います。結構なことです。

そしたら、やっぱりその次の問題のどっちが損得か、単純労働やったら、たとえ10万でも5万でも、まちに流したほうが波及が効果あるんじゃないかという問題は、もう一度ご検討いただきたいと思います。

それから、ゆるキャラとかの問題の前に、外郭団体、時間がなくなってきましたけれども、外郭団体等は、協力するのはいいんです。でも、けじめがついてない面もありまして、具体的なのは、聞いている課長さんの中でわかるかと思いますが、ちょっとななあになつてるところがあつて問題になったこともあります。これは、ここではあ

えて言いません。

だから、本当に外郭団体は外郭団体なんです。市の職員は市の職員なんです。派遣されて出向したら、その職員扱いですけども、出向してない担当課はあくまでも担当課員なんです。だから、その辺はきっちりやっていただきたい。これ、あえて具体的なものは挙げません、ややこしくなります。ぜひ、改めていただきたいと思います。

これも人件費ですよ、公金で入れた人件費。市の職員として仕事するために出した給料で外郭の仕事してたら、外郭に寄附したことになります、熊野市が。補助金の一部になります、厳密に言や。だから、それはぜひ厳密に、しゃくし定規にやれとは言いませんけれども、余りにもなあなあにならないようにしていただきたいと思います。

それから、ゆるキャラの問題とかの、キャラクターがということは、一応、例えば写真撮って、イベントの写真で出てるようなのは、人物であってもイベントの出演者は肖像権がないと言われてますけれども、それはいいにしても、一応許可をもらうということですか。

○議長（山本洋信君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） ゆるキャラにつきましては、今のところ、にいひめちゃん、ひめじいさん、そういう点なんですけれども、申請者から必ず使用申請書を出して、許可するという形になります。

以上です。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 出演はわかるんです、頼まなんだら貸してもらえんのはわかるんですけども、ブログだとか年賀状やとか、そういうものに使うときに許可をもらうということですか。

○議長（山本洋信君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） やはり、イラストということに関しても、にいひめの文字イラストも含めて、そういうにいひめ啓発用表示物等使用申請書というのがありますので、やはり必ずこちら農業振興課のほうへ問い合わせさせていただいて、協議をしていただきたいというふうに思います。ですので、特に営業用については、これは十分農業振興課のほうと協議をしてもらいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 市民であってもということだったら、僕、大分違反させていただきました。申しわけない、後で申請書出しに行きますというほどややこしくなりますね、にいひめちゃんをちょっと使おうと思ったら、出演じゃなくても。そうすると、宣伝のしたりようがなくなりますね。

市民に限りとか悪意のない限り、フリーというような扱いはできないんですか。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 基本的な申請の考えは営業用でございますので、にいひめちゃんの普及を考えると、市民向け等については、特段その使われ方が悪意を持った使われ方がない限り、市のほうでとやかく言うつもりはございませんので、基本的には、一般的に個人として使っていただく場合には自由に使っていただいてもいいんじゃないかというふうに思います。

ただ、個人として使う場合でも、大量に印刷物を配布する等の場合においては、当然ですけれども、個人使用という概念から外れることもありますので、そういう場合においては農業振興課に相談をしていただきたいと思います。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） ありがとうございます。

僕の求めてたん、そのことなんですよね。あんまりしゃくし定規にやられると、本当、僕なんかもう随分違反したことになっちゃいますんで、にいひめちゃんにしろイコライジャーにしろね、使っちゃいます。僕、あんまり褒めないんですけれども、それでも多少は宣伝になるかと思います。ほかの人も随分使ってますんで、だから今の市長の答弁、ありがとうございます、本当に。

この方向でぜひ、せっかくつくったもんだし、PR用のものなんで、今度つくる鬼ヶ城の鬼、男の子と女の子は所管と違うんかと思います。あれなんかも、そういう使い方は自由にさせてやったほうがあれなんで、ぜひその面は広報の隅っこにでも、熊野市のこういうのはこういう使い方だったらいいですよと、どんどん使って宣伝してくださいよというぐらいのことをやっていただきたいなと思います。最近、法律うるさいもんでね、よろしくお願いします。

それから、ご当地戦隊ですね。確かに体形の問題もあって、誰でも着れるもんでもないし、そして演技もせんならんし。ただ、今2体、予算組んであと3体、ことしじゅうに買うんかと思いますけれども、めぐり会うことが非常に少ないです。めぐり会うこと

が非常に少ないので、本当にこれ活用できるのかなと思いますけれども、その辺ぜひ、つくったんなら活用していただきたい。でも、そのたんに同じ職員さんが出やんならんいうのも、これ問題がありますね。

よそだったら、体育大学の生徒さんとかそういうところ、大学生さんなんかをクラブ単位で契約してやってきてもらうのが多いんですけれども、ここはそういうのもなし。それだけに大変なことになるかと思います。

つくったんなら活用する、買ってないんなら次の3体はやめる、5人も動員するの大変ですよ。だから、そういう意味で、ぜひ、やるんなら活用せよ、やらんのならやめろと、どっちかにしていただきたいと思います。

もううるさいことばかり言いますけれども、ぜひ考えていただきたいなと思います。大体そういうところなんで、あとは本当に民間の目と議員の目、そして役所の中の目、随分感覚の差がありますんで、ぜひ、目を気にしろというのではなくて、そういう見方であるということをおきまえて、業務命令の出し方一つにしても考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山本洋信君） これにて中田議員の一般質問を終了いたします。

○議長（山本洋信君） 午前10時5分まで休憩します。

（午前 9時 59分）

○議長（山本洋信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 05分）

○議長（山本洋信君） 一般質問を続行いたします。

8番 下田克彦議員。

（8番 下田克彦君 登壇）

○8番（下田克彦君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、大きく2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、改正「行政不服審査法」についてであります。

大きくは総務課長からご答弁いただけるものかと思いますが、各課にまたがる

こともございますので、後々ほかの課長にもお聞きをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

国民と行政のトラブルを解決する方法となる行政不服審査法関連3法がことし6月に成立したことにより、大きく改善をされることになりました。現在、納得できない行政処分の解決には行政事件訴訟がありますが、これは弁護士への相談など準備に時間と費用がかかり、しかも裁判は公開の法廷で行われるため、原告の心理的負担感も大変に大きいものがあります。

そのようなことから、現在まで、手数料無料で簡易迅速な救済方法である不服審査が多くの国民に利用をされてきました。

行政不服審査は、裁判所ではなく行政に対して直接救済を求めるところが特徴ですが、トラブルを起こした行政自身が審査に当たることから、公正・中立性について長年改革論議が続いてまいりましたが、ことし6月に改正行政不服審査法が成立をいたしました。

今回の改正は、使いやすさの向上と審査過程の公正さを高めることで行政の適正化を図ることが大きな目的であります。施行は2年後であります。制度構築だけではなく、国民本位の行政、市民本位の行政の実現へ向けて自己改革も進めていただきたいと思います。

今回の改正法は、国はもとより自治体の行政にも適用をされます。税金や社会保険料の徴収、交通違反の取り締まりや生活保護の支給認定など、行政が行う処分その他公権力の行使に当たる行為が違法または不当な場合、国民の権利利益の救済を図り、行政の適正な運営の確保を目指すことを目的として掲げられています。そのため、改正法は、不服の申し立てができる期間を現行の60日以内から3カ月以内に延長し、また異議申し立てと審査請求という2本立ての仕組みを審査請求に一元化するなど、使いやすい制度に変えています。

また、審査請求については、現行では不服を審理する職員に関する法律上の規定がないため、不服の対象となった処分を担当した公務員が再び不服の審理に当たる可能性もあります。今回の改正法では、処分に関与しない職員を審理員とし、行政と国民の両者の主張を公正に聞いた上で裁決案をまとめさせることにもなっております。

大事なことは、審理の公正・中立性であります。

2011年度の不服審査は、国が約3万件、自治体が1万8,000件、行政事件訴訟の約

2,000件を大きく上回り、身近な救済方法として機能はしているものの、この不服の認容率は国が約11%、自治体では約3%と、ともに大変に低いものです。市民の不満に対し、敏感かつ正確に対応できるよう、公務員の意識改革も迫られているところでありますので、次の点についてお聞きをいたします。

まず1点目に、今回の改正における現行の不服審査との違いについて、2点目に、今回の改正法における審査請求の手順についてを伺います。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 山本哲也君 登壇）

○総務課長（山本哲也君） 下田議員の改正「行政不服審査法」についてのご質問に対してお答えをいたします。

行政不服審査制度は、行政庁による違法、不当な処分により国民の権利利益が侵害された場合に、公平な手続のもとでその簡易迅速な救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するための制度です。

行政不服審査法につきましては、行政不服審査制度の一般的な規定について定められておりますが、昭和37年の制定以来、長らく実質的な改正がなされてきませんでした。しかしながら、平成5年に行政手続法の制定、平成16年に行政事件訴訟法の改正があり、行政不服審査法に対しても時代に即した見直しが必要であるとして、約50年ぶりに抜本的な改正が行われたものです。

まず、1点目の現行の不服審査との違い、改正点についてでございますが、先ほど下田議員もご質問の中で幾つかおっしゃっておられましたが、大きく4点ほど特徴的な改正点を申し上げます。

1つ目は、不服申し立て手続の一元化でございます。これは、不服申し立てができる行政処分を行った処分庁へ申し立てる異議申し立てと、処分庁以外へ申し立てる審査請求という現行法での2種類の不服申し立ての形式のうち異議申し立てをなくし、原則として最上級行政庁に対する審査請求に統一するものでございます。

2つ目は、審理員制度の導入でございます。現行法では、審査請求の審理を行う者に関する規定がなく、原処分に関与した職員が審査請求の審理を行うこともあり得ますが、新法では、公正な審理のため、原処分に関与しない者が審理員となるよう改められまし

た。

3つ目は、審査請求の裁決の客観性、公正性を確保するため、審理員が行った審理手続の適正性等を第三者の立場から検証する第三者機関への諮問手続の導入でございます。

4つ目は、現行法に規定する60日の審査請求期間を3カ月とする審査請求期間の延長でございます。

そのほかにも、審理の遅延を防ぎ、審理を計画的に進める審理の迅速化や、処分庁から提出されたものに限定せず、第三者から提出された物件等についても閲覧を認め、また写しの交付を認める証拠書類等の閲覧・謄写、審査庁が行うべき情報提供の方法が明確にされた情報提供等の努力規定などの改正内容がございますが、これらは議員ご指摘のように、公正性の向上や利便性の向上、国民救済手段の充実、拡大の観点から抜本的な見直しが行われたものです。

改正行政不服審査法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されますが、現在のところ、平成28年4月1日の施行を想定し、本市といたしましても、今後、新制度の運用開始に向けて、審理員制度の導入や第三者機関の設置等の体制整備、さらには市民の皆さんへの広報活動を含め対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の審査請求の手順についてですが、現在のところ、関係例規の整備に向けて準備を進めている段階であるため、詳細については決定していない部分があり、また具体的な審査請求の処理の流れは個々の事案によっても異なることがあると想定されるものの、一般的には次のような流れとなります。

行政庁の処分に不服申し立てを行おうとする人は、まず審査請求書を提出していただくこととなります。審査請求書の形式審査を経て、不服申し立てを行おうとする人は審査請求人となります。審査庁では、改正法で新設された審理員を指名しますので、以降は審理員のもとでの審理手続に入ります。その中で、審査請求人は反論書、意見書の提出や必要に応じて行われる口頭意見陳述、参考人陳述、鑑定、検証等の手続に参加することとなります。

審理手続終了後は、審理員からの意見書をもとに裁決内容等の検討が審査庁で行われ、第三者機関である行政不服審査会等への諮問を経て、裁決が行われます。

以上が、改正後の行政不服審査制度のもとでの審査請求の一般的な手順でございます。以上です。

○議長（山本洋信君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） ありがとうございます。

難しいことを難しくご答弁いただきまして、ありがとうございます。

行政庁という庁はないんであって、先ほど、私も国並びに地方公共団体と言いました。いわゆる地域における行政庁というのは市役所ということでよろしいかと思うんですけども、まずは当市における、近年で結構です、もし言えないということではあれですけども、件数だけでも、過去の不服審査、行政事件訴訟の件数がどの程度あるのかというのを教えていただきたいと思うんですけども。

○総務課長（山本哲也君） 熊野市でのということ。

○8番（下田克彦君） そうですね。

○総務課長（山本哲也君） 件数については、少なくとも合併以降、件数はゼロとなります。

ただ、1件だけ、これは情報公開の関係で異議申し立てが1件出たことが23年にありましたが、これはもう出ましたが、すぐに取り下げと至って、審理に入るまでには至りませんでした。

○議長（山本洋信君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 先ほど、不服審査に値するものについて幾つか私も言わせていただきましたけれども、例えば、これは知り合いなんですけれども、こういう場合はどうなのかなというのを教えていただきたいんですけども、3年前に台風12号によるあの豪雨災害がございました。その際に、住宅被害の調査をする上で、その後の認定されるか、されないかということで非常に災害の支給の額というのが変わってくるということで、例を申し上げますと、アパートが浸水をして、私の認識ではおおむね1棟を目安として判断するということでしたけれども、アパートで、隣の部屋と隣の部屋でその認定が違ったという事案がございました。

その際に、調査の再依頼、再々依頼をしたんですけども、恐らくその審査をされる職員の方というのは同じ方ではなかったんかなというふうに思います。第三者機関の設置もお願いしたけれども、当時の福祉事務所にはそういう返答はなく、第三者委員会は作りませんというご返事でございました。

こういった住宅被害の調査、認定につきましては、こういったものが適用されるんでしょうか。

○議長（山本洋信君） 総務課長。

○総務課長（山本哲也君） 災害に関する補助金の関係だと思うんですが、補助金あるいは助成金の交付決定、そういったものに関しましては、そういう要綱等に基づいて交付を行う、そういった場合、市と受給者との関係というのは、いわゆる申し込みと承諾によって成立する契約関係ということで処分性はないというふうに解されておるのが一般的でございます。このため、不服申し立てという制度については当たらないのかなというふうに思います。

ただ、やはり今おっしゃられた例につきましては、市民の方の意見も十分に聞いて、そしてそれを説明する、丁寧な説明を心がけるということが必要なのかなというふうに思います。

○議長（山本洋信君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 丁寧な説明と言いますけれども、当時ご担当されていた方からすれば、あの混乱の中、丁寧な説明しとる時間なんかありませんのでね、今の答弁からいきますと、その支給云々もあるんですけども、被害の調査、認定については、今回の行政不服審査には当たらないということですね。わかりました。

私も、一度この件について、今当たらないというご答弁でしたけれども、調べてみたいというふうに思います。

先ほど、公正・中立性が大事だというお話をさせていただきました。市における不服審査会、第三者機関が設けられると思うんですけども、地方公共団体に設けられる独自の審査機関というのはどのようなものになるのか、教えてください。

○議長（山本洋信君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山本哲也君） 新しい制度のもとでの執行機関ということですね。

国では、処分庁があり、また審査する庁がありというふうに独立して、また審理員というのがまたさらに独立した職員ということになっておりますけれども、基本的に市の場合は、理論的に申し上げますと、処分するの審査するの市長のもとで一本でございますのであれなんですけど、ただ、実務上におきましては、処分を担当した課以外の課において審査を行っていくことが必要になるかと思っております。

まだ、どこがどうしてということは、これからの検討にはなると思いますが。

○議長（山本洋信君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 何度も申しますけれども、やはり市民の目から見て、公平性ということをしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

それと、その他、この審査法に係ることというのは多くあると思うんですけれども、少し税務課長にお聞きをしたいと思います。今回の件につきましては、地方税も当然その対象になつとるんでありまして、このことでよいのかということだけお伺いします。

地方税の不服申し立て手続につきましても見直しをされます。具体的には、催促に欠陥があることを理由とする不服申し立て期間を、差し押さえに係る通知を受けた日、その通知がないときはその差し押さえがあったことを知った日の翌日から3カ月以内、現行は30日以内、この3カ月以内に延長すること、また固定資産の評価に係る不服審査について審査の申し出をすることができる期限を、納税通知書の交付を受けた日の後、これも3カ月以内に延長することというふうに認識をとるんですけれども、これでよろしいでしょうか。

○議長（山本洋信君） 税務課長。

○税務課長（下和田貞明君） 固定資産の中で、評価については評価審査委員会というのを設けておりますので、これに対する処分には別途評価審査委員会で審査されるというふうに思われますが、それ以外の滞納処分等については、こういった行政不服審査法で行われるというふうになるのかなというふうに認識しております。

○議長（山本洋信君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） はい、わかりました。

あと、総務課長に再度お聞きをします。

行政不服審査法の今回の改正に合わせて、行政手続法も関連3法ということで改正が行われております。行政指導の中止等の求め、処分等の求めについて、改正点を、簡単に結構でございますので、教えていただきたいというふうに思います。

また、地方税の不服申し立て手続についても、簡単に改善点を教えてください。

○議長（山本洋信君） 総務課長。

○総務課長（山本哲也君） 今の行政手続法の改正の関係でございますけれども、議員おっしゃいましたように、行政指導等の中止の求めというのがございますが、これは法令に違反する行為等是正の必要な行政指導が行われた場合、現行法では、それが誤りであると思う場合でも中止させるような法的手段というのは設けられておりませんが、今回の改正により新設された行政手続法の中では、そのような場合に行政機関に申出書を提

出して当該行政指導の中止あるいはその他必要な措置を求めるということが可能とされており、これが行政指導の中止等の求めということでございます。

そしてもう1点、処分等の求めですが、法令に違反するような事実がある場合、その是正のためにされるべき処分、それが行政指導が行われていないというときの場合に、その行政庁に対して申出書を提出して処分を求めることができるようになります。

この2点が、大きな行政手続法の改正の中身であるかというふうに思います。

○議長（山本洋信君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） はい、わかりました。

先ほど認容率の話もしました。たくさんの審査請求が来るということは、役所の仕事としてどうなのかというのがありますけれども、本当にあった場合、使いやすい、請求しやすいものにしていただきますよう、2年間ありますけれども、その前には条例の改正もたくさんしなければならないというふうに思いますので、市民にわかりやすいように説明を今後していただきたいことをお願いいたしまして、この項を終わらせていただきます。

次に、大きな2点目について質問をさせていただきます。

C L T（直交集成板）の普及促進による林業・木材産業の活性化についてであります。

日本における木材自給率は、昭和30年の94.5%から平成24年には27.9%まで落ち込んでいる中、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えております。

豊富な森林資源を活用して林業・木材産業の活性化を図るため、政府は、森林・林業基本計画の中で、2020年までに木材自給率5割を目指すことを掲げておりますが、そのためには新たな製品・技術の開発・普及、公共建築物等の木造化、木質バイオマスの利用促進、木材製品の輸出拡大などによる新たな需要を創出することが求められています。

このような中で、近年、中高層建築物の木造化の可能性を大きく開拓することが期待されておりますC L T（クロス・ラミネイティド・ティンバー）、直交集成板といった新たな木材製品・技術の普及に対する期待が高まっております。

C L Tは、ひき板を繊維方向が直角に交わるように積み重ねて接着した厚い大判のパネルのことで、強度・断熱性・耐火性に優れているほか、コンクリートに比べて軽く、組み立ても容易なため、欧米を中心に中・大規模の集合住宅や商業施設などで幅広く使われ、急速に普及が進んでおります。

我が国でも、一般的な構造部材として普及が進めば、新たな木材需要が喚起される可

能性があり、林業・木材産業を初め山村地域の振興につながるものと思っております。

また、平成25年10月にはCLTの日本農林規格が制定されるなど、関係法令の整備も進み始め、今後のCLTの利用が大きく期待をされているところであります。

既に皆さんもご承知のように、高知県においては、平成26年3月に日本初のCLT工法による高知おおとよ製材社員寮が竣工し、その他の官民施設の建築への動きも活発化をしているところでございます。

そこで、以下2点についてお聞きをいたします。

まず1点目、森林・林業基本計画における当市の林産物の供給及び利用の目標について、2点目については、国産材CLTを活用した本市における今後の推進について、以上をお伺いいたします。

○議長（山本洋信君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

林業振興課長。

（林業振興課長 大江勝郎君 登壇）

○林業振興課長（大江勝郎君） 議員ご質問の①森林・林業基本計画における当市の林産物の供給及び利用の目標についてお答え申し上げます。

議員が言われておりますとおり、政府は森林・林業基本計画を平成18年に策定し、平成23年に変更いたしました。計画は、「森林及び林業に関する施策を推進していく上で、森林所有者等による森林の整備及び保全、林業、木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針としての役割」を果たすものです。

その中に、国として、2020年までに木材自給率5割を目指すことを掲げております。内容といたしましては、木材総需要量7,800万立米に対して国産材利用量3,900万立米を目指すものとなっております。

一方、当市の国の森林・林業基本計画に当たるものは熊野市総合計画となり、その中で熊野原木市場の素材取扱量として、平成23年度の取扱量約2万6,000立米に対して、平成29年度の目標数値を3万8,000立米と設定しております。平成25年度は、約3万1,000立米の取扱量となっております。

市では、市内の製材所から出荷された木材を熊野材としているのですが、その熊野材の使用につきましては、住宅向けに供給した戸数として、平成23年度は168件となっており、仮に1件30立米利用するとしますと使用総量5,040立米となります。

対しまして、平成29年度の目標数値は200件に設定しておりますので、1件30立米と

して計算し6,000立米となります。平成25年度には、177件、5,310立米を一般木造住宅用材として使っております。

その他、現在の状況といたしましては、熊野材で市内に住宅建設を行った場合、一定の条件を満たせば30万円分のレインボー商品券を補助する木造住宅建設促進対策事業を平成13年度から実施しております。利用状況については、平成25年度は21件あり、同年度の市内木造住宅件数が46件であったのに対し、約5割に近いものとなっております。

また、公共建築物につきましては、平成22年制定された国の公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、平成23年度に熊野市公共建築物等木材利用方針を作成いたしました。建築物の構造上の課題、耐火性の基準、コスト等で大きな支障がない限り、公共施設には極力木造化を進めております。

これまで、この方針に基づき建築をしてきました木造公共建築につきましては、お綱茶屋、山崎ちびっこ木造ふれあい施設、五郷防災センター、金山保育所、現在建築を進めております湯ノ口温泉、板屋保育所などがあります。

その他、構造材としての使用はありませんが、内装材、床材などとして新鹿小・中学校や鬼ヶ城センターにおいても、この利用方針に基づき熊野材を積極的に利用しております。

次に、②の国産材CLTを活用した本市における今後の推進についてお答え申し上げます。

議員が言われておりますとおり、CLTとは欧州を中心に普及している集成材であります。集成材とは、断面寸法の小さい板材を複数層に重ねて接着し、柱材や壁材としてつくられた木質材料でございます。その中で、CLTは、板材を繊維の方向が直角に交わるように何層にも積み重ねて接着したもので、新たな資材として強度が高く、中高層に建築物を建てるのが可能であり、注目を浴びております。欧州では、7階から10階建ての建造物に利用が見込まれているとのこと。

日本でも、杉などのCLTの普及により、地域材需要の飛躍的な拡大が期待されているところ。

現在、CLT建築推進協議会において、構造用材としての性能を確認するため、強度試験や遮音試験を実施していると聞いております。

CLTについては、今まで木造で建設することが不可能であった中高層の建築物を建設できることが可能であり、木材利用率が増加する点で大きな魅力です。

ただ、当地域でCLTを推進することにつきましては、当地域の木材生産の規模や大型工場の整備に伴うコストなどを考えますと、簡単なことではないと思いますが、引き続き今後も国・県の情報の収集を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） すみません、再質問をさせていただきたいと思います。

当市における地元材を使った建築物についても説明をいただきました。一般住宅におきましては、その構造部材は、地元産材は木材ということになるろうかと思えます。

今、過去の数字も言っていただきましたので、市としましては、この計画にのっとりますので、このままの需要でいけば目標は達成できるということなんだろうとは思いますがけれども、目的はこの板を、当然集成板を外材で使ったって全く意味がないんであって、あくまでも自給率を上げるという部分で、この集成板を使うことによって自給率が構造部材に使うことによってはるかに上がるということでありまして、熊野の良質な木を、バイオマス発電も当然いいんですけれども、そこで燃やしてしまうのもいかなもんかなというのがあります。

それと、工場等の問題、生産工場の問題もありますけれども、しかしそれは、これ三重県にもどこかに必ずこの工場というのはできると思えます。そこは、市でどうこうという問題ではありませんけれども、そういう生産拠点を引っ張ってくるのも一つの手かなというふうに思います。

そこで、建設課長にちょっとお聞きしたいんですけれども、このCLTの工法は、あと問題点としましては、コンクリートよりも軽くと言いましたけれども、耐火とかそういう問題がまだあると思えます。設計法におきましても、未整備な部分があるかと思えますけれども、今現在は建築基準法におきまして国土交通大臣の個別認定というふうになつとると思うんですけれども、その辺について詳しいことがわかれば教えていただきたいと思うんですけれども。

○議長（山本洋信君） 建設課長。

○建設課長（西垣戸 勝君） 議員ご質問のCLTの関係ですけれども、確かに議員言われるとおり、今現在は、CLTそのもの自体は日本農林規格、JASになりますけれども、建築材料としてことし1月に認定されたばかりであり、まだ建築基準法上の構造規定や防火規定がありませんので、国土交通大臣の認定を受けながら、モデル的な建物を

整備し、新たな需要創出を目指しているということをお聞きしております。

○議長（山本洋信君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 国の動向は物すごい勢いで進んでおりますので、その辺の情報収集もしっかりしていただきたいと思ひますし、最後に市長に、今後、このCLTを用いたぜひ普及促進を、地元産材を普及させるためにも、まずは公共の建物からということでございますので、お考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） こういう集成材、広い意味では集成材になると思うんですけども、私も過去にアメリカとの林産物交渉に携わったことがございまして、問題になるのは最終的にコストで、日本のCLTが立ち向かえるかどうかということに尽きるんじゃないかと思ひています。

今、円安傾向が続いてますんで、外材の輸入についても恐らくこれまでのような流れから少し変化が出てくると思ひますけれども、そういうチャンスをしっかり生かして、外材に負けない国産材の利用というものは、当然ですけれども、熊野市としても国の方針に従ってしっかりと進めていかなければいけないだろうというふうに思ひています。

ただ、今、最初に言いましたように、基本的に使ってもらえるかどうかについては、コストの問題もございまして、そういう点をクリアできるかどうか、今後も木材市場の動向でありますとか、国がCLTに対してどのような建築基準法上の定めをするのか、もしくはCLTの利用に対する助成制度など設けてくるのか、そういう動きをしっかりと注視しながら、利用拡大については、しっかりこれを念頭に置いて、いろんな検討をしていきたいというふうに思ひています。

○議長（山本洋信君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山本洋信君） これにて下田議員の一般質問を終了いたします。

○議長（山本洋信君） 午前10時55分まで休憩いたします。

（午前 10時 46分）

○議長（山本洋信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（山本洋信君） 一般質問を続行いたします。

9番 岩本育久議員。

（9番 岩本育久君 登壇）

○9番（岩本育久君） 議長の許可をいただきましたので、2点について質問させていただきます。

第1点の1つ目は、日本創成会議の「消滅可能性都市」調査結果からなる本市の人口減少対策についてお伺いいたします。

本年5月、民間研究機関日本創成会議が発表いたしました消滅可能性都市の調査結果が多く自治体に衝撃を与え、今なおマスコミでは人口減少に関する活字やシンポジウムなどで問題提起されております。

同調査は、2040年までに20歳から39歳の女性が半減する自治体を消滅可能性都市と表現しており、消滅可能性都市は全国の49.8%に当たる896自治体、そのうち523自治体は2040年に人口1万を切る、そしてその多くが地方圏に位置する自治体とされております。消滅可能性都市が、今では消滅自治体リストと称されております。

そうした中、第2次安倍改造内閣が地方創生を掲げ、「元気で豊かな地方の創生」と位置づけて地方創生担当大臣を置くなど、さきの臨時国会では地方創生の理念を定めたまち・ひと・しごと創生法と改正地域再生法の2法が成立、創生法では人口減少対策や地域社会の活性化を図る施策を国の責務と実施を定めていると報道されております。

また、関連法案が成立したものの、地方創生など目指す今後の総合戦略などが明らかではないですが、本市における財政状況で財源がふえない以上、国の政策誘導型の補助金を求めざるを得ない考え方も全くなくすわけにはいかないものと考えられます。

しかし、急激な人口減少を緩めるという課題の解決は、国の政策に依存し切るのではなく、我々自治体自身のみずからの発想をもって、本市にとって最もふさわしい施策を策定して、人口減少を防ぐ手だて方策のお考えはないのか、お伺いいたします。

2つ目には、私の唐突した考え方かもしれませんが、人口減少防止策として、子供を出産し、子育てしやすい地域にするために何が必要なのか、若い世代も生き生きとする仕事を地域でどうつくるべきか、都市との交流を深めるには何をすべきなのか、いずれも行政だけではなく、住民の声を聞き、住民の参加を求めながら、相互の知恵を絞って、

地域施策を立案していくべきではないかと思いますが、そのお考えをお尋ねいたします。

○議長（山本洋信君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 岩本議員のご質問にお答えを申し上げます。ご質問が非常に総括的な質問でございますので、多少長くなることをお許しいただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、国においては、さきの国会で地方創生関連2法案が可決・成立をいたしました。この中のまち・ひと・しごと創生法におきまして、国は50年後に1億人程度の人口を維持することを目的に、日本の人口動向を分析する長期ビジョンの作成と、この長期ビジョンをもとに今後5年間の政府目標や施策の基本的方向性などを示す総合戦略を作成することとされております。このビジョンと総合戦略は、遅くとも来年1月までに作成される予定と聞いております。

熊野市におきましても、人口減少・少子化対策は大きな課題でありますことから、11月21日に市長を本部長とした熊野市まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、国の地方創生の流れに乗るべく、準備に取りかかっているところでございます。

議員ご質問の1点目、地方自治体の独自の人口減少を防ぐ手だての方策についてお答えをさせていただきます。

人口減少に対する方策といたしましては、まず第1に人口流出を抑えること、第2に人口の流入を増加させること、第3としては人口をふやす、言い換えれば出生数をふやすこと、この3つが考えられます。

まず、人口流出の抑制策でございますけれども、特に若い世代が職を求めて市外・県外へ流出していることが市における人口リスクの最大要因と考えられます。したがって、市といたしましては、これまで若者の定住を図るための働く場の創出を目的とする産業の振興を市政の最重要課題の一つとして力を入れて取り組んできているところでございます。

また、この産業振興を積極的に進めていくため、ここ数年来、人口規模に比べて大型となる予算編成を続けております。平成26年度においては、過去最大の予算編成を行うなど、リスクを恐れず、大胆にさまざまな取り組みを進めているところでございます。

さらに、産業振興を図るための組織においても、観光スポーツ交流課、農業振興課、水産・商工振興課、林業振興課の4つの課を設置するなど、小規模自治体ながら充実し

た組織体制をしいているところがございます。

第2の人口流入対策でございますが、都市部から地方への人の流れをつくることを目的とした地域おこし協力隊について、平成21年度からの開始以来、延べ13人が熊野市で活動し、現在は家族も含めると18人が熊野市で生活をしております。都市部から来た協力隊がそのまま定住している理由といたしましては、自然環境のよさや人の温かさに引かれて定住を決めたとのことと伺っております。

また、これまでも、農林水産業など一次産業へのI・Jターン者の増加を図るための対策として、例えば国の補助事業を受けまして、新規農業就業者に対する年150万円、これを5カ年間支給する青年就農給付金制度による支援のほか、市独自ではI・Jターン者向け住宅の提供などの支援策も行っております。

市といたしましては、これまでは、どちらかといえば若い世代を中心とした流入対策を進めてきたところがございますが、来年度からは若い世代だけではなく、例えば定年退職したばかりの元気な壮年高齢者などもターゲットに加え、空き家などを活用したIターン、Uターンの移住についても検討し、実施してまいりたいと考えております。

第3の人口増加策でございますが、幅広く少子化対策を含めた子育て支援についても力を入れてきているところがございます。県下でも非常に手厚い支援策とも言える子ども医療費の助成を初め、不妊治療や妊婦健診への助成など経済的な支援策に加え、きめ細やかな母子保健の推進などの取り組みを進めてきているところがございます。

このような人口減少対策を進める一方で、第1次熊野市総合計画における目標人口として、交流人口を含めて目標人口を2万人と設定しております。これは、観光客やスポーツ合宿等で市外から訪れる人が多く滞在すれば、消費が拡大し、地域経済の活性化が見込まれるために設定しているものでございます。そのため、定住人口の確保のほか、スポーツ集客や観光集客を含めた交流人口の増加にも力を入れているところがございます。その中で特にスポーツ集客については、10年前の平成15年度では年間宿泊者数が約1万人であったのに対し、平成25年度には3万1,000人に近づこうというほど伸びております。10年前に比べて、約3倍の宿泊者数となっております。また、熊野古道が世界遺産となり、高速道路が開通したこともあって、観光客も増加をしております。

このようなことから、10年間に新設・再開した旅館・民宿等の宿泊施設は12施設にもなっております。当然、雇用の場もふえ、定住人口の増加にもつながっております。

このように、交流人口の増加を図るための観光やスポーツ集客は、地域経済の活性化

や定住促進にも大きな効果をもたらしているところでございます。

今後は、さらに市内各地にありますまだ十分に活用されていない観光資源や空き家、遊休地、さらには歴史・文化などのソフトな資源も含めて地域資源を掘り起こし、集客・交流はもちろんのこと、幅広く産業経済の振興を図り、産業経済の振興をより一層強力に進め、人口流出抑制、流入増加を図ってまいりたいと考えております。

また、子育て支援策などの充実を着実に進め、出生数がふえるよう図ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、人口減少に対する対策につきましては、現在、市で実施しております取り組みのほか、今後、国から示される総合戦略をもとにしながら、今後もさまざまな視点からきめ細やかな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の住民参加を求めながら、相互の知恵を絞って施策を進めていくべきではないかというご質問でございますが、ご指摘のとおり、少子化・人口減少対策においては市民生活と直結する課題でもございます。市民の皆さんの意見は、非常に重要であると認識しております。市といたしましても、保護者や児童委員など子育て関係に携わる市民、住民の皆様方で組織した熊野市子ども・子育て会議を通じ、子育て支援のあり方についての意見交換を進め、そこで得られた結果を可能な限り施策に反映し、よりよい子育て環境づくりのための施策を推進してまいりたいと思っております。

また、都市との交流や移住の促進については、定住者が長くこの熊野市に住んでいただけのためには、それぞれの地域との結びつきが不可欠なことでありますことから、地域の方々の受け入れに対する考え方や移住希望者の意向を十分認識して進めていく必要があると思っております。

今後は、地方創生に基づいた地方版総合戦略を作成する際には、国の考え方のほか、まちづくり調査結果など市民の皆さんの意見を十分に活用して、その作成を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

11月21日に市としてそれなりの本部を立ち上げて、今後、国からの戦略に基づいた対策も練っていくということをお聞きいたしました。そしてなおかつ、一番重要なのは人口流出、それから流入、そして出生を重要視しているということをお聞きしました。

我々は、常日ごろから、人口の減少というよりも少子高齢化という言い方のもとで人口減少ということを見てきたと思います。恐らく、住民の誰しもが自分の住むまちが縮小することは願ってはないと思います。人口がふえて、まちが栄えることを期待していると思っております。

しかし、現状のこのリストに示された人口減少社会の実像をちゃんと、きちんと認識する必要があるかと思えます。この現実を踏まえて、行政も、住民が一体となって議論して、知恵を絞っていく必要があるかと思えます。

ご存じかとは思いますが、今回リストに上がりました本市における実情を少し述べさせていただきます。

2010年の若年女性人口1,404人が2040年に436人となる、減少率は、割り算しましたら68.9%。人口は、2010年のこれ国調ですが、1万9,662人から2040年には1万239人となります。辛うじて1万以下のリストから逃れておりますが、現状、11月30日現在では、人口が1万8,357人からすると、若年の女性人口が仮に400人としますと、完全に69%を割って70%台に突入しとるんじゃないかと想像いたします。

そういう観点から考えますと、熊野市の20歳から39歳までの人口はどれほどなのか、担当課のほうで、もし調べておりましたらお知らせ願いたいと思えます。

○議長（山本洋信君） 市民保険課長。

○市民保険課長（仲森弘安君） ただいまの質問につきましてお答え申し上げます。

20歳から39歳の女性ということですが、本年11月30日現在の住民基本台帳による総人口でございますが、20歳から39歳の女性1,347人となっております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） この中で、1,347人の中で、具体的に20歳から段階別的な数字ははじき出してはおりませんか。

○議長（山本洋信君） 市民保険課長。

○市民保険課長（仲森弘安君） 年齢階層別というようなことでしょうか。20歳から24歳の女性が282人、それから25歳から29歳が300人、30歳から34歳が347人、35歳から39歳が418人でございます。合計1,347人ということでございます。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

この年代の方がどうこういうことは、希望ということをおもっておりますが、それでは人口の減少、20歳から39歳の女性人口の中で、国では合計特殊出生率1.41という数字を上げております。これは、多分25年3月現在の数値だと思っておりますが、本市における20歳から39歳までの合計特殊出生率というものはじき出してはおらないのでしょうか。もしわかれば教えてもらいたいと思います。

○議長（山本洋信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（室谷隆也君） 熊野市の合計特殊出生率でございますが、平成19年が1.80、平成20年が1.34、平成21年が1.75、平成22年が1.35、平成23年が1.73、平成24年が1.43となっております。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

そういう数値を今お聞きいたしました。その数値の年がどれだけ出生したのか、ちょっと定かでないけれども、要するに若年女性人口が減少する限りは人口が減っていくということが、そのように数字が示しとるんじゃないかと思っております。

特に、今の数値の中で、23年度の1.73%が翌年には1.43%と、一応数値的には落ちておりますけれども、この理由は定かではないかと思っておりますが、できれば若年の人口、出生率が向上されることを全体的に希望いたします。

次にお聞きいたしますが、先ほど市長も述べられました地方から熊野へ若者を迎える、あるいは流出を防ぐという観点からお聞きいたします。

都市に出た若者を呼び戻す、呼び込む、そういう機能と同時に、若者にとってやはり熊野の地域は魅力あるところなんだということが大きな鍵だと思っております。

従来の過疎対策は、地方から都会へ人口が流出しないように、地方にあっては都市にないものを整備する考え方であったと思っております。現在では、都市にない魅力、地域資源が地方にあって、その魅力を求める人材を都市から地方に還流する、迎える、その視点が必要とされております。先ほど答弁にもありましたその一つは、地域おこし協力隊ではないかと思っております。

この地域おこし協力隊は、平成21年度から13人雇用といたしますか、受け入れをしてるということですが、もう一回確認させていただきます。その13人のうちに、原則に地域おこし協力隊というものの任期と、それからその後、13の方がどのような経緯になってお

るのか、お知らせ願います。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 地域おこし協力隊員の任期は1年でございます。それで、3年間まで延長することができるというぐあいになっております。

今、地域おこし協力隊員の人数なんですけれども、先ほど壇上のほうで、13人の方を採用しております、現時点で、今おられるのが4名という形になっております。

また、定住された方は、任期満了後には4名の方が定住していただいております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 4人が従事して、4人が定住しとるいう、それでよろしいですか。

あとの5人の方は帰られたということ、できるといいますけれども、5人の方にとっては、せっかく熊野へ希望持ってきたけれども、都合で帰らざるを得なくなったということは、やはりもっと深く言えば、今、定住しとるような方と同様に、もっと地域とのいわゆるつながりというものが、地域からの協力がなかったということなのか、あるいはやむを得なしにどうしても帰らざるを得なくなった5人なのか、その辺について、もし要因があれば知らせてもらいたいと思います。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 具体的には、実家に帰られたという方が3名ございます。

あと、自分の進む方向というんですか、そういったものが、こちらで新たな方向という形で進まれた方がおられます。あともう1名の方については、また現在、熊野への手順も視野に入れていろいろ活動をされているというような内容、内訳になっております。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） あと、今、従事しとる8人の方、任期終了しても熊野に残っていただけますよう、行政として、あるいは地域との絡み合いがあれば地域の方に十分コーディネートというんかフォローしていただいて、やはり熊野に残っていただくような努力をしていただきたいと思います。

ちょっと担当課長にお聞きいたします。

先ほど、市長も壇上から答弁いたしましたように、国からの戦略に基づいて、市もそれに対応していくんだということで、人口の減少対策や地域の活性化を図ることに向けていく以上、熊野市としても、もちろん介護、医療、子育て、教育の各分野でも重要で

はありますが、とりわけ事業主体の各分野である農業、林業、水産・商工、観光スポーツの分野における計画を総合的に、縦割りじゃなくて横のつながりを、連携を深めて、一定の数値や指針を明示して取り組む必要があるかと思えます。

簡潔に、その4課におきまして、明らかな方針があればちょっとお聞きいたします。
簡潔にお願いします。

○議長（山本洋信君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） 農業につきましては、農業を通して、より多くのええ働く場を創出するというところで、一応基幹産業であるかんきつ農業の推進、熊野地鶏、新姫、高菜などいわゆる熊野ブランドの湧出や、U・I・Jターン者、地元若者を対象に新規就農支援に取り組んできたところでございます。

今後、これまでの取り組みに加え、今年度実施をしております京都府木津川市での営業拠点販売実証などにより、販売力をさらに強化して、繰り返しになりますが、農業を通じてより多くのええ働く場を創出し、一人でも多くの若者が定住できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） 林業では、担い手確保や後継者対策につきましては、市の林業の中心的な役割を担っております三重くまの森林組合への働きかけを行っております。

森林組合につきましては、毎年、地元の高校生を対象に就業体験を行っており、実際に山に入って森林整備の作業体験をしていただき、地元林業への就職についてPRしております。

担い手確保には、この地にある豊富な森林資源を活用した事業、仕事の確保が重要であります。現在、組合では、国の方針に基づき森林経営計画を作成して、市内山林の団地化を進めて、団地内の作業道を整備して利用間伐を行う事業を推進しております。その事業推進による森林組合や林業事業体の仕事量を確保することで、林業後継者である若者の定住促進を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 水産・商工振興課長。

○水産・商工振興課長（大西浩文君） 水産業におきましては、高度衛生管理による高品

質な水産物の熊野ブランド化や、水産資源の安定確保と漁業基盤の整備等により水産業の振興を図り、魚家経営の安定化と働く場を創出するとともに、I・Jターン者も含めた漁業の担い手対策、新規就業者支援により若者の定住を推進してまいります。

商工業におきましては、若者の起業支援を初め事業所の販路開拓や新商品、新サービスの開発、新分野進出等による事業拡大の支援及び企業誘致等による商工業の振興により働く場を創出するとともに、人材育成や就職相談会等による就業機会の提供に努め、若者の定住を推進してまいりたいと考えております。

○議長（山本洋信君） 観光スポーツ交流課長。

○観光スポーツ交流課長（松岡 功君） 観光スポーツ交流課に係るものにつきましては、観光関連産業分野での雇用を創出することにより若者の定住をふやすため、観光やスポーツ集客等で交流人口を拡大し、地域を活性化することが大変重要であると考えております。交流人口をふやすことで地域に活力が生まれ、高い経済波及効果がもたらされると考えております。

このため、観光集客につきましては、通過型観光から、経済的効果の大きい宿泊・滞在型観光とするため、市街地や熊野古道だけでなく、海岸部や山間部を含めた市内全域への観光客の周遊を図り、市内各地にある歴史・文化、自然などの魅力的で豊富な観光資源を積極的に活用してまいりたいと思います。

また、大きな経済的効果をもたらしておりますスポーツ集客につきましても、冬季中心から、1年を通じた取り組みによってさらなる集客の拡大を図るため、スポーツ種目の拡大やスポーツ施設の拡充等につきましても引き続き推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

4課の事業における主な方向性を示していただきました。恐らくや、この観点を、趣旨を、今後、国あるいは県を通じて、市としての総合戦略をつくる上での基本的になるものと信じております。

今、報道では、新たな地方創生の一つの方向づけとして、地方自治体が自由に使える交付金あるいは地域商品券を発行してそれを支援する交付金とか、いろいろ取り出されておきまして、いずれにしても、その新しく創設される交付金は、あくまで人口減少を

防ぐ一つの手だてとしております。

過去にも、何年か前にふるさと創生という、そういう交付金のあり方もありましたけれども、来年、恐らく新設される交付金は、自治体としても有効な交付金になるように、ぜひとも本市としても国・県に準じてそういう策定をされて、有効な交付金をいただける方向に努力していただきたいと思います。

最後、市長にもう一回、ちょっと重複するかと思いますが、お伺いいたします。

やはり、熊野市を初め、男女問わず若者が大都市へ流出する人の流れを防ぐためには、私もここで言いましたように、いかに若者に熊野が魅力ある地域だよということが最たる要因だと思います。もちろん、働く場もなければ、生活していく過程では大変かと思えます。そういう雇用の創出の場も大変大きな要因だと思いますけれども、持ち備えた地域資源、そういうものを、そして歴史とか文化とか産業振興を絡めた、活用したまちづくりというものをしていくべきではないかと思えます。

今後、この地方創生に関連して、市長として、今後の熊野市としてのまちづくりの指針となるものは何なのか、今、やはり今後に備えてやっていかなければならないものは何なのか、そういうお考えがあればお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 壇上からお答えしたことと同じことを言ってもしょうがないと思えますので、違う視点で少し物を言わせていただきますが、やはり今、市を取り巻く情勢として最も考えなければいけないのは、高速道路の活用をどういうふうに図っていくかということでございます。

それは、もちろん産業振興につないで、定住人口をふやす、あるいは流入人口をふやすという意味で申し上げてるわけでございますけれども、その高速道路の影響については、まだ定性的な観点でしか物を言えませんけれども、観光面では当然プラスになります。

一方で、マイナスの影響も出てるというふうに伺っておりますが、プラスの影響については、実は観光だけではなくて、例えばおいしい食べ物を出してる所々ありますとか、ほかのところにないようなものを販売してる所々ありますとか、サービスのレベルが高い所々ありますとか、そういったところについては観光産業以外のところでも非常にお客さんがふえてると。一方で逆に、当たり前ものを当たり前にか売ってないような店については、非常に厳しい言い方ですけども、マイナスの影響が出てるというこ

とでございます。

申し上げたいのは、高速道路はいかにして活用できるかであって、高速道路が必ずプラスをもたらしてくれるということではないことをごさいますして、そういう意味では、従来から申し上げておりますように、市が活力再生を果たして、人口流出を抑え、定住人口をふやしていく非常に大きなチャンスを迎えてるところでございます。

そういう意味では、先ほど壇上からも私が申し上げましたし、今、議員からもございましたように、市内にある資源をどうやって生かすかと、このことも重要でございます。

それから、事業を行っていく場合には、当然、必ず成功するとは限りません。マイナスになる可能性もあるわけでございます。そういった面への環境づくりでありますとか支援を行って、少しでもリスクを小さくするような施策も市として考えていかなければいけないと思っておりますが、いずれにしても、産業や経済の主体は民間事業者の方々でございますので、ぜひとも市としては商工会議所や各団体の皆さんと連携協力して、一つでも多く働く場所をふやしていきたいというふうに思っております。

働く場所があれば、人口の流出を抑制できるのはもちろんですが、国のアンケート調査などによりますと、地方に住む場合に懸念や不安があるものの一つとしては、やはり安定した働く場所、これも一つの要因になってるということでございますので、プラス流入の増加、流出の抑制を図る意味でも、やはり何といたっても働く場所をつくることが非常に重要ではないかというふうに思います。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

高速道路開通いたしまして、メリット・デメリットも、これまでもいろいろ市民も考えられてこられたと思います。高速道路の開通を多く活用して、まず雇用の場としての働く場を確保できるような形で、もちろん行政もありますが、私一個人の議員としても鋭意努力していきたいと思っておりますので、この程度でとどめさせていただきます。

2点目についてお伺いたします。

商店街の振興策と熊野商工会議所からの要望についてお伺いたします。

1つ目は、総合計画の商工（鉱）業の各分野で目指す姿として、商業では「商店街の活性化による商業全体の底上げ」、工（鉱）業では「起業の創出による地場産業の活性化」とありますが、中でも商店街は地域のコミュニティー機能としての活性化が喫緊かつ重要視されております。

本市では、人口減少と超高齢化社会を迎え、一方では商店数が減少している状況で、行政として今後どのようにかかわっていかれるのか、お伺いいたします。

2つ目には、さきに熊野商工会議所から市長と市議会議長宛てに「商工業の振興等に関する要望」が提出されました。

同会議所といたしましても、地域経済の厳しい状況の中で、鋭意観光集客や物産振興、会員事業所の経営支援等の取り組みの役割を果たしている一方、商店街を初め地域の活性化につながるものとして、商工業者の創業・経営などへの支援を中心市街地活性化対策を含めて要望があり、今後どのように対応されて、来年の予算案に反映されていかれる用意があるのか、お伺いいたします。

○議長（山本洋信君） 2番目の質問について、執行部の答弁を求めます。

水産・商工振興課長。

（水産・商工振興課長 大西浩文君 登壇）

○水産・商工振興課長（大西浩文君） 岩本議員ご質問のうち、2項目めの商店街の振興策と商工会議所の要望への対応についてのうち、1点目の商店街の振興についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、商店街は地域のコミュニティとしても重要な役割を果たしており、商店数の減少は、地域経済の低迷だけではなく、コミュニティ機能の喪失につながる懸念されております。

こうした中で、市といたしましては、これまでに中心市街地のにぎわい創出のため、記念通り商店街や本町通り商店街と連携のもと、平成23年度から段階的に歩行者天国による定期市を開催してまいりました。特に、昨年、ことしと、高速道路開通記念事業、熊野古道世界遺産登録10周年記念事業として、規模を拡大して事業展開を図ってきたところでございます。

また、地元商店における購買の活性化を図るため、熊野商工会議所や熊野市商店連合会とも連携のもと、レインボー商品券販売促進に対する支援を行っているほか、店舗景観整備事業や商店街が実施する百円市など協働事業のPRを支援するきのもと商いPR支援事業など、商店街や周辺の皆さんとの協働によって中心市街地の活性化を図ってまいりました。

さらに、商店街を初め中小企業の方々の経営を資金面で支援する目的で、低利で事業者の方々に融資を行う熊野市小規模事業資金融資貸付金や日本政策金融公庫経営改善貸

付制度などを利用した方々に、その利息の一部を支援する小規模事業者振興資金利子補給事業を実施してまいりました。

若者の起業の機運を高めるための施策としても、商店街などの空き店舗において起業した場合に家賃を補助する若者起業支援・チャレンジショップ支援事業や、市内金融機関で起業のために必要な融資を受けた場合に、その一部を補助する若者企業支援・融資助成事業を実施してまいりました。

市としましては、今後も引き続き商店街の振興について積極的に取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、商店街振興のための主役は、あくまで商工事業者の皆さんであると考えております。

ただし、新たな取り組みを始める事業者の方々にとっては不安も大きく、その方々の背中を力強く押すような専門家による相談やアドバイスなどの支援が時には必要であると考えております。こうした面を強化するために、市としましても、これまで以上に地域の経済団体である商工会議所と連携して、事業者の皆さんのサポートを一層力を入れて行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、2点目の熊野商工会議所からの要望への対応についてお答えいたします。

去る11月20日に、熊野商工会議所の榎本会頭を初め5名の役員の方々から「商工業の振興等に関する要望」をいただきました。

この要望の内容は、商工業者の創業・経営等への支援について、中心市街地活性化対策等について、市が実施する建設事業について、商工会議所事業運営への支援についてと、大きく4項目となっております。

詳細につきましては時間の都合上省略させていただきますが、高齢化や後継者不在等で廃業する事業所の増加が懸念される中で、新たに事業を始めようとする人材の掘り起こしや、促進を図るためのチャレンジショップを初めとする創業支援策の充実や、既存の小規模事業者の資金面での支援を行う小規模事業者振興資金利子補給事業、商工会議所が景観やおもてなし向上のために昨年度より実施している店舗改装等補助制度への継続支援などの要望がございました。

また、商工会議所が本年より進めている市の特産品やサービスのブランド認証に関する取り組みへの協力依頼もございました。

これまでも、市と商工会議所が共有する商工業振興等に関する課題や有効と思われる

事業への支援につきましては、できる限り要望に応え、連携して、ともに地域経済の活性化に取り組んできたところでございます。

したがいまして、今回いただきました要望に対しましても、商工業振興への有効性等を考慮し、必要なものについては来年度予算への反映を検討するなど、地域の経済団体である熊野商工会議所と連携して、スピード感を持って進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 詳細にありがとうございました。

課長におかれましては、以前に商工会議所の席におりました関係で、重々商工業については詳しくといたしますか、おわかりのことと思います。そういう観点から、るる詳細に答弁いただきました。

熊野商店街は、記念通り商店街、それから本町商店街があります。記念通り商店街では、いこらい広場のコミュニティー機能を果たす広場として、そういう店舗を従事して頑張っておられますし、夏には響鼓in熊野いうイベントも大々的にしております。また、本町では、ぜんざい市とか、あるいは来年の2月ごろにおひな様祭りとか、いろんな苦心しながら頑張っておることはご承知のとおりと思います。

そういう観点から、本市としても補助金あるいは助成はいろいろしてきておりますが、その上では、商工業者の方は流通の観点からは頑張ってもらわなくてはいけないですけども、行政といたしましても、必要とあらば補助的なものを今後してあげていただきたいと思っておりますし、2点目の商工会議所からの要望でございますが、商工会議所としては物産振興、やはり新姫とか熊野地鶏とか、あるいはもろもろの物産については、窓口となって大々的にPRしていただいて、活動もしていただいております。そういうことを踏まえて、商工会議所としても、商工業の、地域の経済の拠点としての役割を果たせるよう、要望があったことに対して、鋭意来年度予算に反映していただきたいというふうに思います。

最後に、市長に、その商店街あるいは商工会議所からの要望のことについて、来年度予算に反映させていく用意について、もしお考えあればお聞きいたします。

○議長（山本洋信君） 市長。端的に。

○市長（河上敢二君） もう課長が答えたとおりでございますが、有効性と要望については、その中身について十分検討した上で、必要なものと判断できる場合には来年度予算

へ反映させていただきたいと思っております。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本洋信君） これにて岩本議員の一般質問を終了いたします。

○議長（山本洋信君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時 50分）

○議長（山本洋信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

○議長（山本洋信君） 一般質問を続行いたします。

7番 山田実議員。

（7番 山田 実君 登壇）

○7番（山田 実君） それでは、よろしく願いいたします。

議長の許可を得ましたので、私は2点ほど質問させていただきます。

まずは、こどもの医療費窓口負担の無料化についてお伺いいたします。

安心して子育てができる熊野市、子育てしやすい熊野市として多くの取り組みを実施され、昨年には子供の医療費自己負担を中学校卒業まで無料化、さらに高校生については1割負担で医療にかかることができるようになりました。子供を持つ親御さんは、大変喜んでると思います。

しかしながら、窓口負担については、従来どおり実費分を支払わなければなりません。多くの方が窓口負担をなくしてほしいと願っています。

全国各地で多くの自治体が窓口負担をなくす取り組みを行い、各地で広がる子供の医療費無料化の対象年齢引き上げ、また窓口無料は全国36都道府県で実施され、広がりを見せています。

その背景には、医療機関にかかったとき、窓口で支払うお金の負担が重いために治療を我慢したり、受診のおくれや中断によって容体を悪化させたり命にかかわる重い症状に至る悲劇も生まれています。お金のあるなしによって命と健康が左右される事態を放置することは許されないとのことから実施され、また住民の、市民の切実な願いを親身

に受けとめて実施に至っています。

本市においても、さらに一歩前進し、窓口負担をなくす取り組みを行うべきではないでしょうか、執行部の見解をお聞かせください。

○議長（山本洋信君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市民保険課長。

（市民保険課長 仲森弘安君 登壇）

○市民保険課長（仲森弘安君） 議員ご質問の1点目、こどもの医療費窓口負担の無料化についてにつきましてお答えいたします。

まず、子ども医療費制度についてご説明申し上げます。

県では、小学校修了時まで通院・入院に要する経費の2分の1の助成を行っております。県内市町では、この助成を受け、医療費の自己負担額を無料とする助成を行っております。また、2市町を除く市町の多くは、独自に中学卒業時まで支援を拡大しています。

熊野市も、対象年齢を拡大し、県の助成のない中学生を、さらには高校生までも助成をしております。その内容は、中学3年生までは医療機関窓口での自己負担分の全額、高校1年から3年生までは自己負担分の3分の2の額を助成しており、現在、三重県下の状況を見ましても、熊野市は最も手厚い内容の支援を行っている市町の一つではないかと思えます。

なお、助成に当たり、児童手当法を準用した所得制限を設けており、保護者の所得額により受給者とならない場合があります。

支給方法につきましては、自己負担額を窓口で一旦お支払いいただいた後、後日、指定の口座に振り込む、いわゆる償還払いとなっております。県内の医療機関を受診し、受給資格証を提示していただいた場合は、自己負担額が自動的に口座に振り込まれるため、市窓口での申請手続をしていただく必要はありません。

さて、子ども医療費の窓口無料化、いわゆる現物給付につきましては、医療機関窓口での費用負担がなくなり、受給者の利便性がより高まるという利点があります。しかしながら一方で受給者の医療機関受診率が高くなり、医療費が増大することが懸念されると言われています。

さらに、窓口無料化を実施した場合には、国の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令により、市の国民健康保険に入ってきている国からの補助金がカットされる

ことになっています。市において、国からの補助金削減分を試算したところ、25年度で申しますと約4億3,500万円の補助金のうち、子ども医療費を含む福祉医療助成分で少なくとも6,000万円を超える大幅な削減を受けることとなります。

また、三重県と県内全市町で構成されている福祉医療費助成制度検討会における県の試算によりますと、窓口無料化による市の福祉医療助成額の増加額については約3,000万円と試算されます。その上、県においても、受益と負担の公平性の観点から、福祉医療助成に係る県補助金の削減がなされる公算が大きいと考えられます。

このように、受給者の利便性が高まるという一方で、窓口無料化を実施した場合には国及び県からの補助金の大幅なカットを受けることに加え、新たな医療費の増加による財政負担を考えますと、少なくとも毎年約1億円もの財源が新たに必要と見込まれます。その結果、他の条件が変わらない限り、国保加入者の皆さんで負担していただく国保税をアップせざるを得なくなります。国民健康保険に加入している皆さんに、このようなしわ寄せや新たな負担をおかけすることは避けるべきではないかと思えます。

繰り返しになりますが、県内の医療機関で受診し、受給資格証を提示していただければ、自己負担金はその後自動的に口座に振り込まれるわけですから、窓口無料化に伴う利便性の向上というメリットと国保加入者全員に結果として負担が上乗せされるデメリットを考えると、市として窓口無料化は非常に難しいものと考えています。

なお、現在、窓口無料化を実施している自治体は三重県内ではございません。

いずれにいたしましても、現在、子ども医療費の窓口無料化を含む福祉医療費助成制度については、三重県と県内全市町で構成されている福祉医療費助成制度検討会において、受益と負担の公平性、制度の持続可能性、全ての市町で実施可能な制度内容とするものの3原則を基本に、慎重に議論し、課題の検討がなされております。

今後も、引き続き諸課題について検討会において検討してまいります。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 今の答弁では、本市においてはこの窓口負担は非常に難しいと、三重県下でもやっていないのでというお答えでした。

ここで、もう一回、再度確認なんです、窓口負担を無料化することによって、いわゆる国からペナルティーを科せられる、このことが最大のネックになっているという捉え方をしてるんですが、さらには三重県からの削減もあると。もし、これがなければ、

窓口無料化というのは可能なのか、どうでしょう。

○議長（山本洋信君） 市民保険課長。

○市民保険課長（仲森弘安君） 先ほど、壇上でもお答えしましたように、他の条件が変わらない限りは難しい、国保税もアップせざるを得ない、そういう状況が出ると申し上げましたが、国の補助金の削減、それから県の補助金の削減、そのような条件が変わりましたら、検討されてる部分については大きな条件の変更ですので、可能になる部分が大きく出てくると思っております。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 今のは、正直、本質というか私が一番聞きたかったことなんです、結果的には自治体、1自治体では非常に難しい問題であるということは私も認識しております。しかしながら、この国の施策、医療に対する、福祉に対する施策が非常に厳しい政治を行っている、ここに尽きるのではないかと。

ある県では、まあ群馬県、ある県というか群馬県ですね。群馬県のほうでは、窓口負担を無料化することによって、医療費が増加するのではなく、逆に抑制されてるんですね。それは、早期治療、早期発見、そのことによって医療費が増加したとは言われないという分析がなされています。

先ほど、課長も窓口負担を無料にすると医療費が高騰するとおっしゃいましたが、子供たちが少しでも早く医者にかかることができれば、その分抑制できるのではないのでしょうか、どう思われます。

○議長（山本洋信君） 市民保険課長。

○市民保険課長（仲森弘安君） 一面ではそういう部分もあるかと思いますが、県の試算によりますと、子ども医療費の伸び率が1.02というのがあるんですが、窓口無料化することによって1.3倍に医療費が上がるという県のほうのデータも出ております。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 先ほど、群馬県の事例を少しお話ししましたが、例えば群馬県のほうでは中学校3年生まで無料化の対象を拡大し、ぜんそくやアトピー性皮膚炎など慢性疾患の子供たちの早期受診を促進し、重症化を防ぐことに役立っています。また、子供の虫歯の治療率も全国平均を大きく上回りましたと。こういうことから、医療保険財政にとっても有効な仕組みであるということが言われています。

また、全国知事会、市長会におきましても、この国のペナルティーを廃止しろと、各

自治体、各県が独自で窓口負担をなくそうとしたりする取り組みの阻害になるということが言われています。例えば、この三重県内で窓口負担ゼロのところはございませんが、三重県市長会の中でそういう議論、そういういわゆる提言ということにはなされていますか。

○議長（山本洋信君） 市民保険課長。

○市民保険課長（仲森弘安君） 三重県市長会の要望でございますが、本年10月3日付で三重県知事のほうに要望書が出されております。

まず、要望内容でございますが、前段で、子ども医療費助成について、補助対象を中学校修了まで拡大するという部分がございます。後段で、福祉医療費の助成については、医療費の抑制等から市民が医療機関の窓口で支払った医療費を市町が助成する方式となっているが、病気の早期発見、治療、健康増進の観点から窓口負担を無料化する現物給付方式に県内市町が統一して移行できるよう県が積極的な取り組みを行うことという内容となっております。

ただ、この点に関しまして、三重県からの回答では、福祉医療費助成制度の見直しについては、県と全市町の検討会におきまして、現物給付についても検討課題の一つとして検討を行っていること、また特に現物給付については、利用者の利便性向上のメリットの反面、実施に伴う医療費の増加に伴い、県や市町の助成額の増加だけでなく、市町国保の国庫負担金の減額措置など県や市町財政への影響が大きいといった課題があること、また対象者の拡大や現物給付については、引き続き検討会において県や市町の財政状況も考慮し、制度の持続可能性の観点も踏まえながら慎重に検討する方針であると回答がなされております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 今、最後のほうで制度の持続性。今現在、この福祉医療費が増加して非常に財政的に厳しいと国は言っています。しかしながら、国自体がいわゆる国庫負担率、ここを引き下げてきた結果がこの各市町、自治体に大きなしわ寄せが来ると考えますが、このことについて、国に対して、全国知事会、市長会でも廃止しろという話が出て、提言が出ています。

熊野市としても、こういうことをしっかりと三重県知事のほうに、市としても、ここまで、高校生まで拡大してるわけです。一步踏み込んで、さらに窓口負担をなくしていく取り組みが必要だと考えます。なぜならば、医者にかかりやすいということだけでは

なく、貧困問題にも大きくかかわってくる。

先ほど、私、最初にお金の問題で、お金のあるなしによって命と健康が左右される事態を放置することは許されないと、市としても、やはりこういう福祉、医療の問題で、お金によって左右されるような事態をどう避けるか、取り組んでいく必要があると考えます。

課長は、壇上で非常に厳しいものがあるとおっしゃいましたが、これからどのような取り組みをしていって窓口負担を無料化することができるのか、考えたことはありますか。

○議長（山本洋信君） 市民保険課長。

○市民保険課長（仲森弘安君） その点でございますが、確かに全国では多くの都府県で現物給付、併給を含めてでございますが、行われておりますが、三重県は現物給付、当然熊野市も含めまして全市町行っておりませんが、そうかといひまして三重県はおくれているかと申しますと、市町含めまして三重県の実質の充実度は全国と比べましても非常に高く、手厚い内容となっております。

それといひますのも、福祉医療費の助成制度全体を見ますと、三重県は全国でもベストファイブぐらいに入る助成額、現物給付はなくとも、それぞれの対象が幅広くなっておりまして、非常に充実しておりますので、全市町の検討会で検討もしておりますので、その推移を見ながら、さらに現在の制度を維持していきたいと考えております。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） ぜひとも、検討する課題に上げていただきたい。

今、課長言いましたように、確かに三重県、全国で見ても非常に高い水準、小学校卒業までは拡大してます。他の自治体でいけば、いわゆる小学校に入るまでの支援しかしてませんが、確かに進んでいます。

しかしながら、紀宝町さんが高校卒業まで無料化にしました。これは対象年齢の拡大ですね、してきてます。熊野市が高校生卒業まで1割負担にしたことによって、近隣市町がそれに足並みをそろえていこう、やはり子供たちの医療を守っていこう、そういうことの思いがあつてこそ出てきたのではないかなと。

三重県が、今、全国で5番目に入るようなところまで来てるのであれば、さらに進めていく。何度も言いますが、全国知事会がこういうペナルティーをなくせと提言してる中で、やはり進んで制度を充実させていくことが必要だと考えます。できないのではな

くて、どうすればできるのかで、関係市町、近隣市町、あといわゆる近隣の県が三重県に倣ってどんどん子供たちのためにと動き出せばいいことじゃないですか。

国が国庫負担率を引き下げて、そして家庭に押しつけて、自治体にもそれが、しわ寄せが来てます。このことについて、政治のあり方を、これではだめだと、ただでさえ日本自体が少子高齢化がどんどん進んでいく中、午前中も子供のこと、いわゆる少子高齢化のお話が出ましたが、少しでもどう進めていくのか、前へ進めていくのかを考えていく必要があると思います。非常に厳しい、そのことはわかりますが、どう進めていくかということもしっかりと考えていただきたいと思います。

ちなみに、世界的に見て、日本は先進国、GDPでも世界第2位です。その中で、日本の窓口負担率というのは突出してと言われています。国に対して、市長、国庫負担率を引き上げろと、もとに戻せと。例えば、1990年ですかね、90年から91年、92年に引き下げがありました。このことによって赤字財政が始まってきています。いま一度、国庫負担率を戻して、市町の負担を少なくさせる、それで家庭の負担を少なくさせる、そういうことをしっかりと要望すべきではないでしょうか。市長、どう考えますか。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 国に要望するのは、全国市長会でも要望してるんで、全国市長会の動きを私は別に阻害するつもりはありませんので、そういう姿勢で臨みたいと思います。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 全国市長会の動向、阻害することはないと、市長としても、全国市長会が提言してますペナルティーの廃止ということに同意してるということでもよろしいですね、いかがですか。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） ペナルティーはないにこしたことはないんで、決してそれに反対するものじゃないということです。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） この窓口負担無料化、非常に切実に皆さんが望んでいます。子育てがしやすい熊野に住みたい、そのことの一つになってもいいのかなど。熊野に来れば本当に子育てがしやすい、また医療機関にもかかりやすいと、こういうことも一つのPRじゃないでしょうか。

ぜひとも、これからも市長会通じて要望していただきたいですし、市長からも、やはり近隣市町に足並みをそろえてくれと、県にもしっかりと要望していただきたい。子供の貧困の話もしましたが、お金によって命が左右されない、そんな熊野市というのを目指して頑張っていただきたいと思います。

私のこの1項目めは、これで終了いたします。

それでは、2項目めの高速道路建設の住民説明についてお伺いいたします。

高速道路の延伸で、9月に国土交通省から計画路線の発表があり、地元説明会も開催され、多くの方が周知することになりましたが、計画路線位置及び工法等の説明で、なぜこの位置になったのか、なぜこの工法なのかと疑問視する声が上がっています。このことから、地元住民が再度説明会を開催していただきたいと申し出たところ、2回目の説明会が開催されましたが、ここでも疑問を払拭することができなかったそうです。

地元の皆さんは、もっと丁寧な説明を望んでいますが、執行部はどのように対応されるのか、また国土交通省に本市における問題点などについてしっかりと説明しているのか、お聞かせください。

○議長（山本洋信君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

建設課長。

（建設課長 西垣戸 勝君 登壇）

○建設課長（西垣戸 勝君） 議員ご質問の2項目めの高速道路建設の住民説明についてお答えします。

本年度、新規事業化されました国道42号熊野道路、熊野大泊インターチェンジから久生屋町を結ぶ約6.7kmにつきましては、まず平成24年に国土交通省が近畿自動車道紀勢線の熊野道路区間を含む新宮から大泊間について、山側ルートと海側ルートのおのおの1kmの幅の2ルート帯の素案から1ルート帯を決定するために、熊野市、御浜町、紀宝町、新宮市などの地域住民、企業者等を対象とするアンケート、約1万人の回答があったとお聞きしておりますが、このアンケート結果や商工会議所や区長などの地域代表者、地方自治体への意見照会等の結果を初め大学教授などの有識者で構成された地方小委員会での審議などの計画、段階評価を得て、海側のルート帯に決定されました。

決定された1kmの幅で示された海側ルートの内容については、昨年6月に市内の4会場で説明会が開催されました。この大泊から新宮間の間で決定された1km幅の海側ルートの区間の中で、大泊から久生屋間の熊野道路のルートを300m幅で絞り込む際の考え

方につきましては、津波浸水域を平面的に回避することや、やむを得ず通過する場合は十分な高さの確保、既成の市街地、集落、防災拠点へのできるだけアクセスしやすい計画とすること、環境上配慮すべき地域、城跡、史跡、公共施設を避けることなど配慮をしてルートを決められたとお聞きしています。

本年度、この熊野道路が新規事業化されたことにより、今後、詳細な設計を行うため、現地で測量や地質調査を行うに当たり、本年8月、9月、11月に市内4会場で地元説明会が開催され、各会場におきまして住民の方のご意見をいただいたところです。

説明会では、道路構造につきまして、井戸地区では盛り土構造として説明されたところですが、あくまでも基本的な考え方に基づく計画について述べられたものであります。現在は、300mの計画ルート幅の中で地質調査、測量、また井戸や沢水等の調査が行われておりますが、その調査結果及びこれまでの住民の皆さんの意見を参考に道路構造等検討を進めるとお聞きしております。

市といたしましては、紀勢国道事務所より8月の説明会に先立つ数日前に内容説明があったときに、市長から、井戸町の盛り土構造については、水害を大きくする可能性も否定できないなどから高架橋にしてもらえたらという要望を伝えております。また、23年の紀伊半島大水害時の市内の浸水地域図などの図面提供や住民の意見等を十分に考慮して検討を進めていただくよう、市として引き続き紀勢国道事務所に伝えてまいります。

今後、寄せられた住民の皆さんの意見等を聞きながら、国土交通省、三重県等関係機関と調整等を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） それでは、ちょっと確認していきます。

まず、説明会です。

昨年から説明会がなされたというお話でしたが、これまでに何回開催され、そしてことしの9月に計画路線の図面が出た後、その後、何回説明会がありましたか。

○議長（山本洋信君） 建設課長。

○建設課長（西垣戸 勝君） まず、ルート案の説明の部分、近畿自動車道紀勢線、新宮から大泊に関する説明会については、4会場で実施をして参加者113名でございました。

また、8月、9月、11月に実施しました熊野道路の住民説明会の部分においては、先ほども言いましたけれども、4会場で実施して216名の方のご参加をいただいております。

す。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） ありがとうございます。

ルート案の説明会が4会場で113名、8月、9月、11月、11月につきましては、地元からもっと丁寧な説明をしていただきたいという声が上がって開催されたと聞いております。この8月、9月、11月の開催によって200名以上の方が参加している、このことを見ても、非常に関心が高くなっていると。

今、課長は壇上のほうで、これまでの説明会では、路線の位置、300m幅、工法につきましてはあくまでも基本であると、盛り土工法は。これを、今後、地質調査、測量しあって工法を変えていくというお話がありましたが、住民の声をどう捉えて紀勢事務所のほうに伝えているのか。市長の懸念しているその問題点、水害時、大きな水害が発生する可能性があるので、これを踏まえてくれということを伝えてると言っていますが、これは書面で出されたのか、書面で出したのであれば、その回答は返ってきているのか、いかがでしょうか。

○議長（山本洋信君） 建設課長。

○建設課長（西垣戸 勝君） 国土交通省に要望してるのは、先ほど壇上で申したとおりでございますけれども、その回答ということにつきましては、国土交通省も今後の測量や地質調査、住民の皆さんからいただいた意見等を踏まえて、今後、その構造等を検討していくというふうに聞いております。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） こちら、皆さんに配られた説明資料だと思います。この中に事業スケジュールが載っておりますが、地元説明ということで黄色枠で載ってます。

今、現地のほうでは測量ピン、いわゆる起点の測量をするためのピンが打たれてるんですが、今現在、この事業の流れとしてはどこまで進んでいるのか、教えてください。

○議長（山本洋信君） 建設課長。

○建設課長（西垣戸 勝君） 先ほど説明もさせていただきましたけれども、測量、地質調査等を行うために説明会を開いたということで、現在はその300m区間において測量、地質調査、また別個に井戸とか沢水の調査を行っているということでございます。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） ここでいえば、いわゆる現地測量をするための段階に入っていると

いうことでいいのかと思いますが、先ほど課長は、この調査を行って、工法等変更も、変更というか計画の変更もあり得るといようなお話がありましたが、例えばどのような場合というか、どのようなことが起これば変更になるのか、そういうことは紀勢事務所のほうから聞いておりますか。

○議長（山本洋信君） 建設課長。

○建設課長（西垣戸 勝君） 変更になる場合のことについては、紀勢国道事務所からはお聞きをしておりません。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 市民の皆さんは、高速道路建設については基本的に反対はされているとは思いません。しかしながら、今回の井戸地区を通る路線について、工法については非常に疑問がある。なぜここなのかという思いですね。

先ほど、紀勢事務所、国交省のほうに市の問題点、問題点といえども思うんですが、災害時ですね、水害時、盛り土工法という話が先行しています。もし、これが盛り土工法になってしまえば、市長も懸念している水害時が、水害がさらに大きくなる要因になると。課長、盛り土工法は避けるべきだと課長は考えますか。

○議長（山本洋信君） 建設課長。

○建設課長（西垣戸 勝君） 私も、井戸に住んでいる者の一人でございます。紀伊半島の大水害の状況もよく知っておりますので、水害の恐ろしさというものは十分に知っているつもりで、国土交通省にもそのようにお伝えしているところです。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 少し説明会の中での内容をお聞きしたいんですが、国交省の説明の中で地元住民の方から質問があったと思います。これは、あくまでも盛り土工法で行った場合、いわゆる道路の天端高さ、車が通るところの高さが一体どれだけの高さになるのかという質問があったと思いますが、そのことについて、多分課長もそのときにおられたと思います。国交省のほうの説明では何mを示していますか。

○議長（山本洋信君） 建設課長。

○建設課長（西垣戸 勝君） 津波の浸水を回避するという点で、十分な高さを確保するという、必要であるというふうに言っておりましたし、再度、住民の方から、それではわからないので、もう少し具体的な説明をしてほしいというご質問もございました。その中では、盛り土の高さから計算をすると、今の地盤から15mぐらいの高さになるのか

なというふうに言うておりましたけれども、それはあくまでも今後の検討していく中で
のことであるというふうな説明を受けたところです。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 今後の検討課題と。

今の現地盤から約15mぐらい上がってくると。あそこの海拔表記で、たしか6m、約
7m、6mぐらいですよ。市役所の4階が19.9mです、4階です。その高さがあの場
所にできてしまう。これはあくまで、本当に盛り土になってしまうんじゃないかという
思いが非常に強いんですね。

これを払拭するためには、やはりもっともっと丁寧な説明をしていかなければなら
ない。市としても、国交省に対して情報の開示をもっともっと求めていく必要があると思
います。その情報を市民の皆さんに提供し、共有することが必要じゃないでしょうか。
これで、もし盛り土になった場合、盛り土工法が採用された場合、想像してもわかりま
すが、重力式ダム、本当に砂防堰堤というか、でかいダムができてしまう。

9月議会でも中田議員が言うておりましたが、これで災害をなくすことはできないと
思います。不安を取り除くことはできないと思います。

課長、熊野市が抱える大きな問題だと思えます。国が進める事業であります、本市
として、この住民の不安を取り除くための説明をどうします、どのようにこれからやっ
ていきます。皆さんは、このままで本当にいいのかと、自分たちの意見が本当に反映さ
れるのかと不安を持っています。市として、この問題を解決するためにどうすべきなの
か、いかがでしょう。

○議長（山本洋信君） 建設課長。

○建設課長（西垣戸 勝君） 住民説明会のほうでは、国土交通省、紀勢国道事務所です
けれども、副所長と調査設計課長、ほかの方も来ておられましたけれども、その説明会
の中で、住民の意見、いわゆる山田議員さんが言われている盛り土の部分について何人
かご質問をされております。その意見については、国土交通省のほうも十分その意見を
認識したとも言っておりますし、市長のほうからも、この説明会に先立って、水害等の
関係もありますもんで高架橋にしていきたいという旨のことも言うておりますので、
引き続き私のほうからも国土交通省に対してその旨伝えていきたいというふうに思っ
ております。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 説明会の中で、それこそルート案の、いわゆる昨年の説明会よりも、この8月、9月の説明会によって皆さんが大きく認識し出したんですね。そして、11月に、もう一度説明してほしいと。国交省側からは、地域の代表者の方のみみたいな文書が回ったらしいです。しかしながら、この説明会の中では、たくさんの方が話を聞きたいと、情報を知りたいという思いで集まってると思います。

今は、このスケジュールの中では現地測量のところまで来てると思いますが、このままいけば予備設計、地元説明、またいわゆる路線の幅ぐいが打たれていきます。

路線の変更もあり得るような課長の答弁がありました。市民の皆さんの思いを実現させるためにどうするのか。先ほど、国交省のほうには熊野市の問題点、地域住民の意見を伝えたと、しかしながら回答はまだ得られてないというお話がありました。やはり今現在どのような進捗になっていて、どういう検討がなされているのか聞くべきではないでしょうか、いかがでしょう。

○議長（山本洋信君） 建設課長。

○建設課長（西垣戸 勝君） 先ほども何回も申し上げたとおり、国土交通省のほうもこの測量、地質調査等をやっていかないと、今後の予備設計という段階にも行かないということですので、まずこの測量、地質調査、ボーリングですね、そういうものをやらしていただいた中で、次の段階に、ステップに入っていくということですので、その情報を市はとらないのかという部分については、まだとれないというのが正直なところでございます。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 今回のこの現地測量、地質調査ですね、もう既に300mの幅ということでピンが打たれてますが、それ以外に、例えばもう少し上流側とかにそういう地質調査をするような場所は、ピンは打たれてるんですか、そういう測量はされてるんでしょうか、地質調査は。

今現在、計画路線で示された場所の地質調査であって、これが終わった時点で予備設計が始まる、そして地元説明。もし、この地元説明で理解が得られなかったら、変更は可能なんではないでしょうか。

○議長（山本洋信君） 建設課長。

○建設課長（西垣戸 勝君） 今回、説明を私どもが受けているのは、計画ルートのいわゆる300mを調査するというふうに聞いておりますので、それ以外の部分については測

量等には入っていないというふうに認識をしております。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 計画路線の道路センターで考えれば、150m、150mしかずらないということですし、先ほど津波浸水のことを考えれば15mぐらい上がってくる、20mですね、約21mぐらい。盛り土工法の図面を見させていただいたときには、いわゆる閲覧をさせていただいたとき、1対1.8の転びで盛り土をすると、底辺でいうたら100m近い部分が盛り土になってしまう、いうたら幅がとられてしまう、その中で、今の計画路線は、もうこの300mからずれない、もう路線自体はあそこにできるんですよということ言ってるんじゃないでしょうか。路線そのものが変更できるのか、そういうことも皆さん心配しておられます。

また、工法については、盛り土じゃなく橋梁にして、高架にしてほしい、橋梁にしてほしいという声も上がってます。非常に心配してるのが、やはりあの水害であったと。井戸全体が浸水したんです。課長もご存じというか経験されましたし、よく知ってると思います。特に、今の計画路線から上流側、非常に大きな浸水をした場所です。

だから、不安なんですよ、だから丁寧な説明がしてほしいんですよ。情報をもっと出してほしい、国交省は今一体どういうところまできてるのか、そういうことも知りたい。だから、少しでも、小さなことでも情報を出していく必要があるのかなと思うんですが、できないんですか。

○議長（山本洋信君） 建設課長。

○建設課長（西垣戸 勝君） その部分については、国土交通省とも相談をしながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 熊野市にとっては、高速道路は最後のチャンスだと市長は常々言ってきた。そして、この高速道路が新宮まで延伸していく、通過する場所になるかもしれない。今現在、大泊でとまっています。今回のこの6.7kmでしたか、この場所は、点から点と考えれば、この路線を動かすことだって可能だと思います。

やはり、市民の、住民の不安を取り除くためにどうするのかということをしっかり考えていただきたい。また、地元から、少しでも情報が出てるのであれば説明してほしいと、説明会を開いてほしいというときには、たくさんの方が説明会に来られるように開催していただきたい。

今後、このような要望があったときに、市として説明会を開くことは可能でしょうか。

○議長（山本洋信君） 建設課長。

○建設課長（西垣戸 勝君） その点も踏まえて、国土交通省と相談をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 強く求めてください。

丁寧な説明がないからこそ臆測が飛びます。さまざまな臆測が市民の中に飛び交っています。そういう臆測を払拭するためにも、丁寧な説明をして、市民の皆さんが安心できる——高速道路建設自体は基本的に反対はされておられません。工法であったり路線であったり、路線位置ですね、そこの部分に対して非常に疑問を持っている。ここを払拭する必要があると思います。

だからこそ、国土交通省に、関係機関にしっかりと地元説明をしていただく。市としても、情報を得た場合は市として説明会を開く。ぜひ、やっていただきたいと思います。

市長、最後に、市長のところにも皆さんからいろんな意見が来てると思います。この計画路線、また工法について、先ほど課長は、あそこは盛り土ではなくて高架にしたいと、水害のこともあったのでという申し入れをしたと言っておりますが、市長として、路線の位置を変更するほうがいいのかという考えはありますか。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） これまで課長が説明したとおりでございます。最初、山側、海側のルート決定をする際にいろんなアンケートをとっていると、その際に、やっぱり市街地に近いほうが良いと、高速道路を避難場所に使えるほうが良いというような意見も相当出てるわけでございます。そういう中で、国交省としては海側のルートを決めた。その中で300mという幅に絞られたわけですから、私としては、この300mの幅というのは、その中で路線が動くことはあっても、国交省としてはこれを動かす意図はないんじゃないかというふうに思います。

いずれにしても、構造的には、私も高架にしてほしいということは既に申し上げているところでございます。

説明会、市として、事業主体じゃない以上、説明責任を持ってないから説明会を市として開くことは難しいんじゃないかと、一方で、単純にいただいた情報を提供するという

ようなことについては、課長の言ってるとおり、入手した情報について、提供できる場合には提供させていただくということは、国交省にもそういう取り計らいをお願いしていくことになるんじゃないかというふうに思います。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 事業主体じゃないんで説明責任がないとおっしゃられますが、市にかかわる問題です。市としてどう取り組んでいくのかということを考えていただきたい。

先ほども課長に言いましたが、説明会を開催してほしい、説明してほしい、もっと細かく説明してほしいという要望があったときには、それを実現できるように努力していただきたいと思います。ぜひとも、今、市民の中にあるこの不安や疑問、これを解決する手だてをしっかりと考えていただきたい。国任せではなく、市として何ができるのか考えていただきたい。

以上です。私の質問。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 説明責任がないと言ってるんじゃないくて、説明責任を持ってない以上、市としてできない、説明会はできないということなんで、言葉の使い方は非常に重要でございます。ぜひ、その点はしっかりと認識をしていただきたいと。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） ぜひとも、その意味でも、市としてしっかりと市民に対して説明していただくよう、よろしく。

だから、市長、言いますよ、説明責任とかそういうことでなく、説明できるようにしてほしいんですよ。国交省から得た情報であつたりとか、そういうことを、出せない分もあるかもしれませんが、この不安を取り除くために何ができるのかということ、やはり国交省と協議しながら説明していただきたい、そういうことです。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 正確な理解をお願いしたいというのは、説明会ということについては、市は開催することは難しいと。しかし一方で、情報提供については、本当に同じことを繰り返しますけれども、国交省からいただいた情報について前向きに検討するということは先ほど申し上げたとおりでございます。説明会か説明かという違いはありますが、少なくとも情報提供できるものはしていくという姿勢では臨みたいとい

うこととございます。

不安の払拭については、当然、市としても努力はすべきであろうと。しかし、いろいろな質問に対して、答える権限がないというのも事実でありますので、そういうことも住民の皆さんに理解を求めていく必要があるだろうというふうに思います。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 私のほうも最後ですが、9月のときに計画路線の図面が出ました。閲覧することは可能であるが、写したりとかそういうことはできないと、地元説明会でもそういう図面が出ましたが、写真は撮らないでくださいと、こんな言われてしまったら、やっぱり不安になります。私たち議員に対してもそうなんです、図面はいただけないんですかと、それはできないですよ。やっぱり不安なんですわ。

だから、市民の方はもっともっと不安になっているということなので、市として努力していただきたいということです。

以上です。

○議長（山本洋信君） これにて山田議員の一般質問を終了いたします。

○議長（山本洋信君） 午後2時5分まで休憩いたします。

（午後 1時 53分）

○議長（山本洋信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 05分）

○議長（山本洋信君） 一般質問を続行いたします。

4番 大橋秀行議員。

（4番 大橋秀行君 登壇）

○4番（大橋秀行君） きょうは、2項目にわたって質問させていただきたいと思います。

まず、1項目めの消防団活動についてでございます。

当市では、近い将来に東海・南海・東南海の3つの地震、しかも最悪の事態のときにはこれらの地震が連動して起こる可能性さえ指摘されております。

このような大規模な地震が発生した場合には、交通網が寸断され、消防本部の活動も大幅に制限されることが予想されます。そのような状況下におきましては、何といたま

しても地元には張りついておられる地元消防団の活動が一層重要になってくるかと思しますので、4点ほど質問させていただきます。

1点目の消防車庫または待機所を兼ねた車庫の新築、移転計画についてでございます。

消防団の活動の拠点、本部のような一つの建物に住んでおる、そこに詰めているというわけではございませんので、ふだんはばらばらに仕事をしております関係上、いわゆる消防車庫あるいは団員の待機所といいますか詰め所が、それが活動の拠点になりますので、これらの施設は、津波対策上あるいは河川の増水等があったとしても十分に機能するかどうかということが大変重要になってこようかと思しますので、消防車庫または待機所を兼ねた車庫の移築あるいは新築、移転計画等がございましたらお聞かせ願いたいと思います。

2点目につきましては、災害時要援護者についてでございます。

災害時に、この災害時要援護者に対して速やかな対応がとれるかどうかということが非常にこれから大事になってこようかと思しますが、平成24年の10月に、民生委員の協力を得まして災害時要援護者登録台帳が作成され、各消防分団長のもとに届けられております。

これは、75歳以上の高齢者、2つ目には75歳以上の高齢者のみの世帯、3つ目には身体障害手帳を持っておられる方等5つの条件に該当される方で、こうした支援を希望し、なおかつ支援のためにもろもろの情報を支援者に提供することを同意した者のリストとなっておりますが、こうした情報につきましては、新たに新規に登録される条件にはまる人も出てきますし、あるいは過去に情報提供した方でも、高齢化社会におきましてはその内容が変わってくるかと思しますが、分団のほうに届いておりますリストとその中身については、先ほど言いました24年10月以降、差しかえ等がございませんので、この辺につきまして、行政の対応をお聞かせ願いたいというふうに思います。

3点目でございますけれども、3点目は消防救急デジタル無線等の整備についてでございます。

本市では、アナログ対応の消防救急無線をデジタル化する作業に着手しておりますが、この導入に当たりまして、行政のほうから次のような説明がなされました。

指名競争入札では、初期導入費用の価格競争のみで判断することに対して、プロポーザル方式では、システムの提案内容の詳細を判断でき、かつランニングコストについても詳細な内容が確認できることから、この方式を採用して富士通ゼネラルと契約したと

いう説明を受けております。

しかしながら、最近、このデジタル無線のシステムは、国内では富士通ゼネラル、NEC、沖電気等が製造しておるようでございますが、この5社が設置工事の入札で談合したということで、公正取引委員会が独占禁止法違反の疑いで5社に立入検査に入ったとの情報がございます。

そこで、2点質問いたしますが、この件に関しまして、市として新たな情報の把握または会社等からの説明等がございましたでしょうか、そしてもう一つは、仮にこういう報道が事実であったとしても、指名競争入札方式ではなくてプロポーザル方式を採用した本市にとっては影響はないというふうに判断してよろしいのでしょうか、どうかこの2点をお聞かせ願いたいと思います。

そして4点目でございますが、消防分団への備品等の支給についてでございます。

現在、消防団員には活動服が支給されております。これは、季節的に考えますと、非常に厚い生地でございますので冬服に近いという感じだと思いますが、もう少し生地の薄い、例えば夏用の制服の支給等なんかは考えておられないのかどうか。

以上、4点につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（山本洋信君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

消防長。

（消防長 片岡信次君 登壇）

○消防長（片岡信次君） 大橋議員の1項目めの質問、消防団活動についてにつきましてお答えいたします。

①消防団車庫または待機所を兼ねた車庫の新築、移転計画につきましてお答えいたします。

消防団車庫の更新につきましては、長期的な計画のもとに更新を行っております。直近の実績では、平成22年度において金山久生屋分団車庫、平成24年度において育生分団車庫を、本年度において五郷分団車庫を新築いたしました。

これらの消防団車庫につきましては、災害時などの長時間にわたる活動を想定して、待機所、トイレ、簡単な調理ができる流し台を設置しております。今後、整備を図る消防団車庫につきましても、このような施設を基本として考えているところでございます。

現在の市内の消防団車庫の現状でございますが、各地域で老朽化が顕著な消防団車庫が点在している状況でございます。これらを一挙に更新することは、予算的にも困難で

ございます。あわせて、財源となる補助金についても該当するものがない状況でございますので、基本的には建築年月日が古い順番にて、各地域の実情を鑑みながら、計画的な更新を図っていきたいと考えております。

次に、②災害時要援護者についてにつきましては、平成24年度10月に開催した分団長会議において、福祉事務所から要援護者台帳登録リストをいただきましたが、その目的は、災害時に消防団活動を行う上で、事前に管轄区域の要援護者の方々がどのような状況でおられるかを確認しておくためのものです。

内容につきましては、個人情報が含まれていることから、その取り扱い、かつ活用方法について十分に説明した上で、各分団長にお渡ししております。

続きまして、③消防救急デジタル無線等の整備についてにつきましては、今年度において設置工事の契約をし、現在整備を行っているところでございます。請負業者は、株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部でございます。

当業者を含む通信機器メーカー5社は、先般、消防救急デジタル無線入札に際して、談合を繰り返していた疑いにより公正取引委員会が立入検査を行ったことが報道されておりましたが、その後の状況について公正取引委員会に問い合わせをしたところ、新しい情報はないとのことでした。

本件において問題となっているのが、競争入札における業者間の談合でございましたが、今回、本市ではプロポーザル方式の業者選定を行いました。このプロポーザル方式を採用した理由は、各業者のシステムの内容を細部にわたって確認が行える上に、導入価格、ランニングコストなどについても総合的に判断できたからでございます。その結果、株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部の提案が最もすぐれていることから契約を行ったものでございます。

次に、④の消防分団への備品等の支給についてにつきましてお答えいたします。

この地域において、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されていることから、消防団の確保は必要不可欠でありまして、本市におきましても消防団の処遇改善に努めているところでありますが、被服を初めとする備品等の整備につきましては、財政的な事情を考慮しながら、計画的に配備しているところでございます。

団活動服に関しましては、総務省消防庁が定める消防団員服制基準により長袖となっておりますが、これは消防活動上の安全性に配慮したものであり、本市におきましても、これに準じた服装を導入しているところであります。

県内でも、北西地域の一部の市町で夏冬2種類を支給している例がありますが、近隣の市町及びその他大部分の市町につきましては、本市が支給している活動服と同様の1年を通して使用するためのものであります。

消防団の皆様には、熊野大花火大会時におきましても、海岸及び鬼ヶ城周辺の警戒のほか、有馬町、金山町内駐車場の車両誘導にて出ていただいておりますが、服装につきましては活動服の着用といたしております。これは、消防団として規律の保持と安全上の配慮によるものであります。駐車場内での車両誘導等、真夏の厳しい暑さの中で活動していただいている状況からも熱中症対策が必要であると考えております。花火開始後の警戒活動における服装は、安全管理上、活動服が必須であります。日中の担当部署によっては、途中休憩や水分補給等を含め、団員の皆様には過度の負担がかからないよう検討を重ねたいと存じます。

その他、ヘルメット、救命胴衣、ヘッドライト等の安全装備品につきましても、団員の皆様に安全に活動していただけるよう、計画的に更新、整備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（山本洋信君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） 1点目につきましての再質問をさせていただきます。

ご回答の中で、本年、五郷分団を新築したという報告がなされましたが、五郷の町民にとりましても大変ありがたく思っております。でございます。

そうした中で、今後の計画等につきましては、いろんな状況を鑑みてやるという方向性はお聞かせ願いましたけれども、具体的にどこというような名前までは上がっておりませんでした。私自身は、飛鳥分団の小阪の消防車庫につきましては、もろもろの条件を考えたときに、まず一番先に手をつけるべきではないかなというふうに思います。といいますのは、理由が5つほどございます。

まず、第1点目でございますけれども、小阪の車庫につきましては過去4回も浸水しております。特に、平成23年度の12号台風のときには1 m以上の浸水がありました。

2点目でございますけれども、これは大又川の氾濫によります。大もとは台風の襲来でございますが、台風といいますのは年に4件から5件上陸いたします。そのたびに浸水の心配をしなければなりません。そして、大又川の今の川床は、12号台風によりまして大量の土砂が搬入されており、非常に高くなっておりますし、またさらに一番最下流

の五郷町の藤后という地区は、七色ダムのバックウォーターになっておりますが、ここにも大量の土砂が堆積しております、その関係で、ほんの少し水が出れば増水してくる、河川が氾濫する可能性が非常に高くなっているということでございます。

そして3点目には、当小阪の車庫におきましては、平成24年度、最新式の小型動力ポンプを掲載しました約850万もする車両が配備されておりますので、それを考えても大変不安になります。

4点目には、当車庫につきましては、築後43年を経過しております。当時の車庫は車両のみの配置で十分でございましたが、現在では消防団活動が十分に機能するためには、先ほど述べられた育生とか五郷分団でもそうでございますが、車庫と団員の詰め所が同一建物内に整備されているかということが大変重要になってきております。

そして5点目は、小阪は飛鳥町の中心でありますし、また飛鳥分団の中心的役割を果たしております。

以上、5つの点を考えましても、私といたしましては、熊野市の消防団車庫の整備につきましても最優先されるべきではないかというふうに以上の理由で思うわけでございますけれども、行政の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本洋信君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） お答えいたします。

議員ご指摘の飛鳥分団の車庫につきましては、先ほど壇上で言いました整備の計画の中でも建築年数の古い順からということで考えておりますことから、飛鳥分団の車庫、先ほど議員が指摘され、43年たっているということでした。建築年が46年9月ということでもあります。46年、49年と、その辺の古い分団の車庫がかなりありますので、そういうところを順次、計画を入れて進めているところであります。

そういうことから、飛鳥分団につきましては、議員指摘されたように、災害とかそういう状況もありますので、今後、移設等も含めて計画の中に入れていきたいと考えておりますが、まず財源の確保ということもあります。それから、用地の選定、地域の事情、先ほど言いましたように、ほかの分団の車庫の関係、建物の構造上の耐久性ということもありますけれども、そういうことから考えて、順次計画を進めていきたいと考えております。

そのためには、場所的なこともありますので、地元の分団長とも調整、相談しながら、実現ができるような形で計画を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） 私は、飛鳥分団の小阪の車庫を上げさせてもらいましたのは5つの理由から上げさせていただきましたので、その中の一つに築後年数がたつてるということも申し上げさせてもらいましたけれども、それだけの理由ではございませんので、総合的に考えていただければ、どうしてもこの車庫については早急に取り組んでいただかなければならないのではないかというふうに思いますが、今、答弁がありましたように、その中に飛鳥の小阪の車庫も計画の中には十分入っているというふうにお聞かせ願いましたので、また地元の分団長等々、土地を何とか確保して、そして予算化につながるように努力も地元でもしてもらおうようにもいたしますので、そういうところが整備が整いましたら、できるだけ早く取り組んでいただきたいというふうに思います。

私は、今、とりわけ飛鳥の小阪の車庫について述べさせてもらいましたが、最初に述べましたように、この地方は3つの地震が来れば、津波対策等におきましても非常に心配しておる分団もほかにもたくさんあるかと思っておりますので、そういったところも含めまして、早急に順次解決していくようお願いしたいというふうに思います。

次に、災害時の要援護者についての2点目の再質問をさせていただきますけれども、先ほど、十分に個人情報管理しながら分団長に届けておるというふうにお聞かせ願いましたが、その情報の内容が、それから以降更新されてないということにつきまして、どのようにお考えなのかという点についてのご回答をお願いしたいと思います。

○議長（山本洋信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（室谷隆也君） 災害時要援護者台帳につきましては、平成20年度から、民生委員さんのご協力により、75歳以上のひとり暮らしの高齢者などを対象として整備を行い、平成24年度に民生委員さん、消防団の皆さんに情報提供させていただきました。

その後、台帳につきましては、民生委員さんなどのご協力によりまして管理に努めておるところでございます。

しかし、国は東日本大震災の教訓を踏まえ、災害が発生した場合にみずから避難することが困難な者で特に支援を要する者を把握するため、新たに避難行動要支援者名簿の作成を義務づける取り組み指針を平成25年6月に示しました。

市といたしましては、現在、この指針を踏まえ、関係機関から情報を収集し、新たな名簿の作成に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） 基本法が変わり、新たな基準に基づいて整備されてるということ
でございますので、台帳が新しく整備されましたら、またできるだけ早くの差しかえを
お願いしたいと思いますが、この新たな台帳の整備ができるのは、大体で結構ござい
ますけれども、いつごろになる予定でしょうか。

○議長（山本洋信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（室谷隆也君） この避難行動要支援者名簿の基礎データの作成についま
しては、今年度中に完了する予定となっております。

しかし、この名簿を民生委員さんや消防団員の皆さんなどに情報提供するにはご本
人の同意が必要であるため、平成27年度からは同意書の郵送や個別訪問を行って名簿の
整備を進めることとしております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） ありがとうございます。

新たな条件に基づいて作成されるということで、大変なことだと思いますが、よろし
くお願いします。

その場合、同時に、過去のもそうでしたが、情報を新しく更新していくとい
うことも大事になってきょうかと思いますが、これも大変な作業だと思います。

健康・長寿課では、集落支援員等の力をかりながら救急情報シートを作成しとるとい
うことですが、福祉事務所としましては、人的要因等、そういう体制のほうは
大丈夫でございましょうか。

○議長（山本洋信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（室谷隆也君） この台帳の更新につきましては、防災対策推進課とも協
力をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本洋信君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） そういう形で大丈夫だということであれば安心でございます。

災害による人的被害を少なくするためには、やはり防災の日常化と災害弱者にどれだ
け光を当てることができるかで決まると思いますので、今後の台帳の整備等についま
しても、ぜひ力を入れていただきたいと、このように考えております。

続きまして3番目の項でございますが、先ほどの答弁では、直接的に談合の影響がないということでございますので、大変安心はしとるわけでございますが、本事業は約4億円の事業費でございますし、これから先もメンテナンス費用が毎年2,000万近くかかると言われておりますので、今後もしっかり情報を把握していただきまして、不利益が発生しないよう、十分管理のほうをしていただきたいと思いますというふうに思います。

3点目の質問は以上です。

4点目の備品の支給等でございますけれども、三重県でも夏用・冬用の準備がしとるところが少ないということでございますので、財政的な状況から少し無理があるのかなというのはやむを得ませんのですけれども、各消防団は、毎年、熊野大花火の当日は、浜での警備、駐車場係等に協力しております。

浜での警備につきましては、その任務上から考えて活動服の着用はやむを得ないと思っておりますけれども、駐車場係まで活動服が必要なのかと。8月17日は、まだ真夏の盛りでございますし、消防団員も高齢化しておりますが、そういうことを考えました場合、花火の警備は別として、駐車場係等だけの服装等の配慮ということは考えられませんかようか。

○議長（山本洋信君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） 夏用の活動服につきましては、財政的には非常に厳しいところがございまして、現在のところは購入することができません。

それにかわりまして、消防団員の活動におきましては、安全上の配慮と規律の保持ということもありまして活動服を着用していただいております。

しかしながら、議員の言われる夏の花火大会の警備等々から外れた車両誘導等の分団員に対しては、特に安全が確保されているということもあって、そういう活動服に変えられないかというようなご指摘であると思っておりますけれども、それにつきましては、夏服用の活動服ということは購入することが非常に厳しいということから、団員の皆様には、夏の暑さ、熱中症対策ということも考えまして、今後、花火の大会の駐車場の整備、駐車場の誘導等に配置された団員に限り、活動上安全が確保されている状況であれば、それに対して何らかの形で、色も統一したようなもの、統制のとれた統一したもので規律が保持されたような状況でできるような体制を団長等とも相談しながら対応を考えていきたいと思っております。そういうことから、夏の活動服につきましてはご理解をいただきたいと思っております。

ほかに、消防団の安全装備に関しましても、今後できるだけ整備をしていきますので、その点についてもご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本洋信君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） 夏服は無理でも、もう少し柔軟に花火のときには考えていただけるとのことですので、ありがとうございます。

そのほかにも、備品としては、団員からは、火事の現場、大変危険でございますので厚底の強固な長靴をそろえてほしいとか、あるいは大雨のとき、夜中に警備に回りますので防水機能の強力な、しかも蛍光塗料のついたかっぱ等あるいは先ほど言われましたLEDのヘッドライト等の要望も出ておりますので、こうした現地の声を吸い上げまして、それに優先順位をつけまして、毎年少しずつ整備をしていってほしいと思いますので、予算的な制約もあろうかと思いますが、その点を今後ともよろしく願いいたします。

○議長（山本洋信君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） その件に関しましては、今後におきましても、消防団員の安全管理、装備の充実ということもありますので、団員の意見を取り入れながら、安全に活動ができるように順次要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） 大変ありがとうございました。

これで1項目めの質問を終わりたいと思います。

次に、2項目めに入る、質問に入る前に、少しだけ五郷の状況を述べさせていただきます。

五郷は、平成23年9月の12号台風によりまして大変な被害を受けました。有史以来の被害でございます。2本の橋が流出し、護岸が流出、そして大又川流域の美田が流される。さらに、ふれあい公園も浸水いたしました。こうした状況に対して、行政の皆様からのご尽力がありましたことを大変感謝申し上げます。

しかしながら、ふれあい公園につきましては、いまだに復旧できておりません。ふれあい公園の被害は、具体的には公園全体の表土の流出、ステージ、控え室兼倉庫の流出、ステージ、あずまや、トイレ等の損害でございます。その中で、整備されとるのはトイレ

レのみでございます。

五郷の町民は、二次災害をいかにして防ぐかを優先しましたので、大又川の土砂の搬出先にこのふれあい公園を提供してきましたが、そうした土砂の撤去もほぼ年内に終わる予定でございます。さらに、下流の土砂の撤去が始まりましたが、それを置く土地の余裕、十分確保した上で、公園の使用が可能となったという状況をまず報告させていただきまして、五郷“ふれあい公園”の整備について質問させていただきます。

ふれあい公園では、毎年、いいさと夏祭りが開催され、多いときには1,000名近くの来場者がありました。町民にとっては、神川の桜まつり、育生のどぶろく祭同様、まちの活性化には欠かすことのできないイベントでございます。

この祭りを実行するためには、いいさと会、婦人会、区長会、五楽会、地元消防団等、まちを挙げての協力が必要でございました。こうした祭りを通じて、町民の団結と共助の精神、きずなが芽生え、まちの活性化に生かされてきましたが、3年にわたるいいさと夏祭りの休止は五郷町の活性化に大きな打撃を与え、若者グループいいさと会も今や風前のともしびでございます。若者の活気とやる気が失われたまちの将来はありません。

新たな公園をという要望ではございません。今まであったふれあい公園の復活をというささやかな、しかしながら切実な要望でございますが、これに関しまして、公園の整備につきましても行政の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本洋信君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 山本哲也君 登壇）

○総務課長（山本哲也君） 大橋議員のご質問の2項目め、五郷“ふれあい公園”の整備につきましてもお答えいたします。

議員ご存じのとおり、五郷ふれあい公園は、平成10年度に地域交流の拡大及び活性化を目的として、五郷地域づくり補助金の交付により、五郷区が事業実施主体となり整備された公園でございます。整備後は、議員がおっしゃいますように、五郷町を代表するイベントであるいいさと夏祭りの開催地となるなど、長らく地域活性化の拠点となってまいりました。

そのような中、平成23年の紀伊半島大水害で当該公園内の施設の多くが損壊し、以降、地域活性化のよりどころが失われた状態であったことは、市といたしましても大変心苦しく思っていた次第であります。

地域コミュニティーの育成、強化は、当市総合計画においても重要な施策の一つとしております。議員がおっしゃいますように、五郷ふれあい公園の復興が地域の発展につながり、ひいては市の発展につながるよう、市といたしましても環境整備に向けての支援を検討しなければならないものと考えている次第です。

しかし、平成23年の水害の爪跡というのは予想以上に大きく、公園の完全復旧には大変大きな費用がかかるものと思われまます。そこで、当面は、五郷町のきずなを復活させるための夏祭りが再開できるよう、公園施設のうち、ステージも含めステージ北側部分の復旧への支援について検討を進めてまいりたいと考えております。

もともと、この公園が市の支援を受けつつも五郷区が事業主体となって整備された経緯を踏まえ、支援の際には地域の皆さんの主体的な取り組みによって公園の復旧を実現していけないかと考えておりますので、高齢化が進む五郷地域ではありますが、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） はい、ありがとうございました。

五郷町民としても、全て行政のほうにお任せするというような考えは持っておりませんで、自分たちでできるところはできるだけやりたいというふうに思っておりますので、例えば、今後予想されます土入れ等がございましたら、その整地作業とか、それから後の管理等を含めまして、協力できるところはできるだけ町民と力を合わせてやっていきたいと思っております。

それで、一つ、今、ステージ周辺の整備ということが言われましたけれども、先ほど述べましたように、ステージのところには控え室を兼ねた倉庫等がございまして、倉庫には照明器具とかコンパネあるいはいいさと夏祭りをやる時の椅子用の角材等がありましたんですけれども、それが全部流されてしまったんですけれども、今回はその部分に対する計画ということは別に考えておられないというふうに理解させてもらったらよろしいでしょうか。

○議長（山本洋信君） 総務課長。

○総務課長（山本哲也君） まず、当面の支援につきましては、これから来年度予算を組みましてということになるわけですけれども、一応、今の担当課の方針としましては、先ほど申し上げましたように、ステージとその北側の土壌整備ということで、議員おつ

しゃられました倉庫については、方針としては今のところは考えておりませんが、あと、具体的な金額とか細かい点については、これから予算の検討の中でしていくこととなっております。

○議長（山本洋信君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） 今のことにつきましては、今後の課題として取り組んでいきたいと思いますが、つきまして、関連質問を一つだけさせていただきたいと思いますが、当公園は、下側がイベント会場、上側がスポーツ公園として使用されてきました。スポーツ公園の部分におきましては、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ゴルフ等が行われておりました。

先ほど、下側のイベント会場の整備等につきましては前向きな回答をいただきましたので、少しスポーツ公園の部分について述べさせていただきますと、本年、日本の男性も初めて平均寿命が80歳を超えまして、まさに世界一の長寿国となりました。

この超高齢化社会を迎え、医療、介護等の社会福祉政策全般を国が見直そうとしておりまして、地域医療・介護推進法の成立によりまして、今後は要支援サービスの一部を介護保険から市町村事業へと移行されるようでございます。当然、市の財政的負担も大きくなります。

そういうことを考えますと、これからは平均寿命をいかに延ばすかということよりも健康寿命をいかに延ばすかということが大きな鍵となってこようかと思いますが、そうした意味におきましては、今後ますますスポーツの果たす役割に注目していく必要があるのではないかと思います。スポーツを、単なる個人の趣味とするのではなくて、地域全体の問題として考えていく、そしてそういうスポーツ公園の整備を行うことによって、認知症の発生を予防し、かつ介護費用等の医療費の抑制にもつなげていかなければなりません。

五郷の町民にとりましては、ふれあい公園が唯一のスポーツ公園であり、また公園の利用者の多くはグラウンドゴルフ、ゲートボールを中心とした高齢者でありました。そうしたことから判断いたしますと、スポーツ公園部分の復旧も至急の課題と考えますが、行政のお考えをお聞かせください。

○議長（山本洋信君） 総務課長。

○総務課長（山本哲也君） 確かに、今、議員さんおっしゃいましたように、スポーツ公園の重要性、その地域における重要性につきましては十分認識はさせていただいてます。

ただ、今の考えとしましては、一応先ほど申しあげましたような当面の支援の整備、それをまず行い、その終了後、その状況等も見ながら、その先については考えていきたいというふうに思っています。

ただ、地域のこういった施設整備の例なんですけれども、山間部のある地区では、地域が主体となって、何年にもわたってまちづくり協働事業によって広場等の整備を進めているところというのもございます。

この五郷ふれあい公園の今後のそういった整備につきましても、壇上でも申しあげましたように、地域の皆様にも主体的な取り組みというのをご検討いただきながら、その中で市としてできる支援というのを考えていきたいというふうに思っています。

○議長（山本洋信君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） ふれあい公園全体を一気に整備するという事は、当市の財政状況を考えましてもなかなか困難であるという認識は持っておりますが、五郷町民としまして一番心配しておりますのは、先ほどイベント会場等につきましての前向きな回答をいただいたわけなんですけれども、そのイベント会場の整備なのかスポーツ公園の整備なのかという二者択一的な、いわゆるステージ会場を整備したからこれで終わりというふうになってしまうのじゃないかということをお大変危惧しておるわけでございます。

ただいまの答弁の中で、当然一度にということは無理にしても、まずステージ会場を整備して以降、スポーツ公園につきましても考えていただけるということでございますので、そういった意味では切り捨てではないということが確認できましたので、大変ありがたいことだと思いますけれども、しかし行政にこうしたこともお願いする以上は、当然五郷町の町民としてもこれらのふれあい公園を今後より意義のあるものにしていく必要があると思いますし、そういった意味では、まちづくり協議会等の活動も絡めまして、ここを有効的に活用していく方向で進むようにしたいと思います。

先ほどもありましたけれども、熊野市の発展を考えたときには、やはり市街地の発展と同時に山間部あるいは海岸部のほうもしっかりと元気にならなければ熊野市の発展はないと思っておりますので、せつかくこのように、少しずつではあっても五郷のほうに手を差し伸べてくれるということでございますので、五郷町といたしましても、何とか熊野市の発展のために、五郷町を通じて力を注いでいきたいというふうに考えておりますので、引き続き予算の許される限り、また五郷町のふれあい公園の整備にもお力をか

していただきたいということをお願いいたしまして私の本日の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山本洋信君） これにて大橋議員の一般質問を終了いたします。

延 会

○議長（山本洋信君） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、延会することに決しました。

明11日は午前9時から会議を開き、一般質問を行います。時間励行でご参集願います。

本日は、これにて延会いたします。ご苦労さまでした。

午後 2時 54分 延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成26年12月熊野市議会定例会会議録

(第3日)

平成26年12月11日(木曜日)

平成26年12月熊野市議会定例会会議録

平成26年12月11日（木曜日）

第 3 日

招集年月日 平成26年12月 1 日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成26年12月11日（木）午前9時00分

出席議員

1 番	川 口	朋 さん	2 番	端 無	徹 也 君
3 番	久 保	智 君	4 番	大 橋	秀 行 君
5 番	濱	重 明 君	6 番	和 田	いく子 さん
7 番	山 田	実 君	8 番	下 田	克 彦 君
9 番	岩 本	育 久 君	10番	樋 口	雄 史 君
11番	山 本	洋 信 君	12番	中 田	征 治 君
13番	前 地	林 君	14番	前 田	桂之助 君

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	片岡 信次 君
福 祉 事 務 所 長	室谷 隆也 君	市 長 公 室 長	庵前 佳生 君
総 務 課 長	山本 哲也 君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲森 弘安 君	税 務 課 長	下和田 貞明君
健 康 ・ 長 寿 課 長	清嶺地 利夫君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	大江 勝郎 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	大西 浩文 君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	松岡 功 君
建 設 課 長	西垣戸 勝 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	西岡 久典 君
水 道 課 長	大平 勝美 君	教 育 長	杉松 道之 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	山本 哲也 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山口 耕作 君
監 査 委 員 事 務 局 長	坪井 正登 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次 長 兼 庶 務 係 長	坪井 孝之 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

議事日程

日程第1 一般質問

- 6番 3番 久保 智君……………111
1. 市民活動へのサポート体制について
 2. 携帯電話不感エリアの解消について
- 7番 5番 濱 重明君……………121
1. 熊野市の公共交通機関について

	2. 老朽建築物の対策について	
8 番	10 番 樋口雄史君.....	134
	1. 少子化対策について	
	2. 防災対策について	
	3. 旧消防庁舎の取り扱いについて	
9 番	2 番 端無徹也君.....	150
	1. 熊野市における中山間地域への施策について	

午前 9時 00分 開議

○議長（山本洋信君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

一 般 質 問

○議長（山本洋信君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問はお手元に配付いたしております順序によって発言を許します。

3番 久保智議員。

（3番 久保 智君 登壇）

○3番（久保 智君） おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして2項目について質問をさせていただきます。

さて、私は、6月議会におきまして中山間地域における活性化策、9月議会におきまして地方創生基本法案に係る体制づくり等について質問をさせていただきました。そのことにつきまして、ある市民の方から、確かにあなたの言うことは共感はあるけれども、その前に地域の活性化に頑張っている人のことをまず考える、それを話すのが先ではないかというふうにご意見をいただきました。まさに、地域の活性化は地域の方々の頑張りがあって初めて果たされるものであって、幾ら旗を振っても人の動きがなければ何もなし得ないということに改めて気づかされ、それを肝に銘じたところです。

そこで今回は、現在、地域において地域の活性化のためご尽力されている方々への支援ということをテーマに、1項目めの市民活動へのサポート体制についてお伺いをいたします。

熊野市におきましては、コミュニティー活動、福祉サポート、産業振興等々多くの分野において、法人格を持つ団体から任意団体、そして小さなグループに至るまで数々の団体がいろんな形で活動を行っておられます。この活動の多くは、市長が常々言っておられます市民の手による自助、互助の取り組みであり、まさに行政にかわって地域の活性化やコミュニティーの維持、活動などをみずからの手で実践し、行政の手が届かないところを補って余りある大変重要な活動となっております。

しかしながら、その活動においては、事業運営や継続に苦勞しておられることが多いことも事実であり、そこで熊野市においては、これらの市民活動についてどのようなサポートをされておられるのか、そしてまた今後どのようにサポートされていかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（山本洋信君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

（市長公室長 庵前佳生君 登壇）

○市長公室長（庵前佳生君） おはようございます。

ご質問の1項目め、市民活動へのサポート体制についてについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現在、市内ではさまざまな市民団体が活動をされています。

まず、市内に主たる事業所を置くNPO法人は12団体ございまして、福祉活動や地域活性化、子供の健全育成など、地域の諸課題にそれぞれ取り組まれています。

また、これらのNPO法人以外にも各地域まちづくり協議会を初めとするさまざまな市民団体が、まちづくりや環境保全、産業振興など、社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな分野で地域の課題に取り組み、ご活躍をなされています。

市といたしましても、これらの団体の活動は市民生活における利便性の向上や活性化に寄与するものであると十分認識をしており、感謝をいたしているところでございます。

議員ご質問の市民活動団体へのサポート体制についてでございますが、現在、市長公室が窓口となって市民活動団体の方々からのご相談に対応させていただくほか、団体の活動分野を所管する担当課においても支援をさせていただいております。

また、まちづくり協議会においては、市職員全員が必ずどこかの協議会に参加することとしており、住民の皆さんと一緒に活動させていただいております。

さらに、「美し国おこし・三重」支援事業といたしましては、「美し国おこし・三

重」パートナーグループとして登録された団体に対し、三重県と連携しながら、座談会を通じて自立、持続可能な活動への助言や立ち上げ段階での財政的な支援を実施してまいりました。

加えて、第32回地域づくり団体全国研修交流会三重大会に熊野市分科会として参加し、全国で地域づくり活動に取り組んでおられる方々を受け入れ、この地域の活動団体との交流を図ったところでございます。

市民一人一人が、みずからを社会づくりの担い手であると認識され、ボランティア団体や市民活動団体に対する理解を深めるとともに、その活動に積極的に参加していただく、また社会づくりの主要な担い手として自立した活動を広げ、力を合わせて地域の諸課題に取り組んでいただけるよう、今後も三重県や関係機関との連携を密にしながら、NPOについてのPRやさまざまな相談をお受けするなど、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

それでは、サポートの内容について、二、三質問をさせていただきます。

県との連携で実施されております「美し国おこし・三重」の事業や地域まちづくり協働事業におきましては、いろいろな形で経費負担なども含めてサポートを行われているというふうにお聞きします。その中には、大変地域の活性化に寄与されているものも、事例も少なくないのかなというふうに思っております。

しかしながら、地域で活動されている団体の中には、手弁当で活動し、そして大変苦勞しながら活動を余儀なくされている団体、グループも多くございます。それは本当に、多くは運営にかかる経費、それぞれが持ち寄りで負担するという形でやっておられます。

今、少しお話の中では側面的支援というふうな感じで、さっきのまち協関係以外は側面的支援という感じに受け取ったんですけれども、原則として運営経費的な補助については行わないという原則が、私が担当してたころもあったと思うんですけれども、例えば買い物支援や送迎支援等に係る取り組みについては、燃料費等なんかはボランティアで賄える範囲を超えるものもあると思います。その活動の継続が難しくなる可能性もあって、できることなら必要最低限の運営経費を助成していただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 先ほども申しあげましたように、さまざまな活動団体の方々が大変ご苦勞をなされて活動されておることに対しては大変感謝を申しあげておるところでございます。

議員もおっしゃっていただきましたように、直接的な運営的な経費の補助につきましては、現在のところ、行う予定はないような状況でございます。運営経費の補助につきましては、市といたしまして、原則として商工会議所など法律などに基づく公共的団体、組織に対して行っておるところでございます。

地域での自主的な活動などを補助の対象にいたしますと、少しでも地域のためになっているからと非常に広範囲に補助対象がふえることになるのではないかとというふうに思っております。市といたしましては、こういった運営経費への支援は、現状より拡大することは難しいのではないかと。

一方、事業として行う場合、その内容いかんによって、例えば高い公共性があるかどうかなどを踏まえまして、支援できるかどうか検討をさせていただきたいと思っておりますので、ご相談をお願いしたいと考えております。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

運営費的なものは原則ない、そのまま原則は変えないということで、拡大のことも無理であろうというご回答だったと思います。

今、少し触れていただいた公共的という、高い公共性ということに鑑みて、送迎支援とか買い物支援、これをボランティアで行っているケースがあるんですけども、ほかの自治体においては委託事業等として実施されているものも結構あるというふうに認識しております。そのような事業が熊野市において市民の手により実施されている場合においては、結構公共性が高いと思われるんですが、そういうことは、これら市民の方々の取り組みが休止するとかやめてしまった場合、市がこれを行わなくてはならないということにもなるのかなというふうに思います。

このような場合、本来行政が行わなければならない事業を市民の方々が一部代行しているというふうに解釈してよいのかと思いますが、そのような場合においては、費用負担について検討していただけるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） まさに、市内育生町の地区におきましては支え愛というグループがございまして、そこが、地域の人が主体になりまして送迎とかいろんな活動をやっていただいております。先般も、ここといろいろと情報交換をする中で、そういった具体的な支援についても、要望があればご相談に乗せていただくというような連携もいたしております。

このように、そういったご相談をお寄せいただければ、可能な方法について一緒に考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

大変心強いお言葉だったかなというふうに思います。

私の知る限りでは、幾つかの地区で、大変経費負担に苦しみながらも地域のために何とか活動を継続しようとされておられます。このような自助の活動というのは、やはりその内容によっては行政の一部支援を受ける互助の取り組みとされるのが望ましいのかなとも考えます。否定的な観点から検討するのではなくて、ぜひ前向きな柔軟な対応をお願いしたいと思います。

次にもう一つ、熊野市におきましては、いろんな団体、グループの支援要望に対して、先ほど答弁にありましたように、各担当課がそれに対応する、また市長公室が対応するというふうになっておりましたが、市民の方々にとっては、どの課に相談すればよいのか、またどのような方法をとればよいのか、わかりにくいこともあるのかなというふうに聞いております。

そこで、このような市民の方々の利便性を図るためにも、その窓口というのを組織の中で一本化するとか、そういう窓口を設けることはできないでしょうか。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） ご質問の点につきましては、現在でも事実上、市長公室で一本化いたしておりますので、何かありましたらまず市長公室のほうにご相談をお願いできれば大変ありがたいというふうに考えております。

また、具体的な支援につきましては、必要に応じて担当課とともに考えたり、また三重県やみえ市民活動ボランティアセンターと連携しながら活動の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） はい、わかりました。

実は、なぜこの質問をさせていただいたかといいますと、ことし7月に議会の産業教育常任委員会の先進地視察として高知県へ行かせていただきました。その際、高知市が整備しました高知市市民活動サポートセンターというところを訪問させていただいたんですけれども、この施設は高知市民会議というNPO団体を指定管理者として運営されておりました。そして、そこでは、各団体の運営に係る助言、支援制度の紹介、補助申請などへの支援・代行などなど、高知市における市民活動に多面的なサポートを行っておられました。高知市において、市民活動が盛ん、行政にかかわっている色々な活動をやられているということが、盛んであるということのわけが理解できたような思いでございました。

そこで、熊野市においても、このような総合的窓口を整備していただけないかということでも質問させていただいたんですけれども、その可能性についていかがですか。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 先ほども申し上げましたように、現在のところ、事実上、市長公室が窓口という形にさせていただいておりますので、これまでどおり市長公室が窓口となりまして、先ほど申し上げましたように、三重県や県が主催するボランティアセンターとの連携もしながら市民活動団体のご支援を行ってまいりたいと思います。

具体的には、各種助成金の情報の紹介や申請書の作成のお手伝いなど、こういったボランティアセンターでも行っております。その上で、相談件数や内容を鑑みながら、必要に応じてサポートセンターの研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

研究していただくということでございます。熊野市における市民活動の活性化はもとより、この地域の活性化の礎となる人材や団体の育成をより図っていくためにも、ぜひ前向きにご検討していただくことをお願いしまして1項目めの質問を終わります。

それでは、2点目の携帯電話の不感エリアの解消についてお伺いいたします。

近年、携帯電話の普及は大変目覚ましいものがありまして、当市におきましても市域の集落のほとんどの場所において通話が可能となっています。しかしながら、今なお不感地帯、不感エリアと呼ばれる通話不可能な地域があるのも事実であり、その地域に居住されている市民の方々にとっては、利便性はもとより、災害など非常時における通信

手段の確保の面からも早期に通話可能エリアとなることを強く希望しております。

そこで、市内において、どれだけの集落が不感エリアとなっているのか、またその解消について、市としてどのように対応されているのか、お伺いをいたします。

○議長（山本洋信君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 山本哲也君 登壇）

○総務課長（山本哲也君） 久保議員の2項目めのご質問、携帯電話不感エリアの解消についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、広大な市域を有する本市には、急峻な地形の影響等の要因により携帯電話の電波が受信困難な不感地帯が存在しております。以前から、不感地帯にお住まいの皆さんから不感地帯解消のご要望をいただいている箇所を含めまして、須野町や神川町柳谷など17の集落について、一部でも不感地帯が存在しているエリアとして総務省及び三重県へ現況報告を行っているところでございます。

この不感地帯の解消に向けては、市からNTTドコモ、ソフトバンクモバイル及びauの各携帯電話事業者へ、現在の携帯電話基地局のエリア整備状況等の聞き取りを兼ねた要望を行っております。

また、これとは別に、総務省を通じて各携帯電話事業者へエリア整備の要望を行っているほか、市から三重県へもエリア整備実施の要望を行い、三重県地域連携部が主体となって、県下の不感地帯について、各携帯電話事業者へ要望活動を行っていただいております。

このような要望活動が実を結び、以前からエリア整備の要望を行っていた地域のうち、最近では本年2月に井戸町瀬戸で、同じく本年3月には紀和町平谷の川畑地区でソフトバンクモバイルの一部通話が可能となったところです。

しかしながら、まことに残念なことに、携帯電話の基地局設置については、各携帯電話事業者が地域での受益者数や夜間人口、基地局設置後の採算性などの諸条件を勘案して行うものであるため、それらの諸条件を満たさない地域においては、いまだ感触のよい回答をいただけていないのも実情であります。

本市での携帯基地局設置について、以前にNTTドコモ東海支社様へ要望を兼ねた聞き取りを行ったところでは、事業者側も不感地帯の解消に向けた努力をしたいものの、採算性の問題から、従来の基地局設置にこだわらず、新たな形態での整備を模索し、よ

り安価なインフラの導入等を検討しており、エリア整備にはいましばらくの時間が必要との回答をいただいております。

しかしながら、先般、再度エリア整備の動向について確認を行ったところ、各事業者では、現在、3.5GHz帯の周波数割り当てが総務省から許可される見込みである一方、総務省からは不感地帯解消の要請があるため、再度エリア整備計画の見直しを行っているとのことのお話も伺いました。

熊野古道を有する本市では、重要なポイントと考えられているため、平成28年度にはエリア整備の候補地となる可能性もあるとも伺っております。

いずれにいたしましても、市としましては、今後も引き続き総務省及び三重県とも連携のもと、必要であれば各事業者へ適宜要望を行いながら、不感地帯の解消に向けての努力を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

17集落ということでございます。大変働きかけをしていただいているということはいくわかりました。

ちょっと確認なんですけれども、私の聞いたところでは、知るところでは、幹線道路においては五郷町から神川町にかけての国道169号線沿い、311号線の須野町地内、県道34号線、井戸町瀬戸の奥から神川町長原間、それから県道52号の金山町から育生町の尾川の間、それから県道780号線の大河内付近においてつながらない状況、これは自分の経験なんですけれども、集落においては、17集落とお答えいただいたんですけれども、私の経験では須野町、それから五郷町大井谷、神川町柳谷・奥地・碓地区においては、集落の全域において不感エリアとなっていると思いますけれども、間違いございませんか。

○議長（山本洋信君） 総務課長。

○総務課長（山本哲也君） 今おっしゃられました、議員ご指摘の道路区間あるいは集落につきましては、確かに不感エリアであるというふうに認識はしております。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） その地区において、いろいろあちこちうろつくのが好きなので行くんですけれども、この地区、集落においては、過疎化が進んでいるとはいえ、人の営みがある集落でございます。これら集落は、災害が発生した場合等に孤立する可能性が

高く、ましてや停電が発生した場合には、現在多くの家庭で使われている電話、アナログ電話は別にして、その機能を果たすことができなくなります。9月、9.4災害のときも経験したんですけれども、一般電話が使えなくなった後、携帯電話は、最低あのときに、たしか約十数時間は携帯での通話が可能でございました。

これは予備電源で機能するということでしたけれども、災害の場合、初期の災害の状況の把握や災害情報の伝達においては、まず不可欠なものと思われるのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（山本洋信君） 総務課長。

○総務課長（山本哲也君） 確かに、災害等発生した場合における携帯電話の有益性というのは、また重要性は十分認識しております。そのため、今後の要望活動におきましても、単に居住者人口等だけではなしに、地域の実情、東海大地震等の危険性もあるこの地域の実情等も踏まえながら要望をしていきたいというふうに思っています。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） はい、わかりました。

ぜひ、強く要望していただきたいなと思うんですけれども、もう一つ、今年、柳谷地区へ向かう林道において、バイクに乗った方が転倒され負傷されたそうです。その際、携帯もなく、携帯が通じない、そしてなかなか交通量も少ないということで、これは先ほどの受益の関係と逆行するのかもしれませんが、車が通りかかるまでの間、長時間その場所で待機するというか我慢せざるを得なかったという事故があったとお聞きいたしました。さきに確認しました国道、県道においても、同様のことが言えるのかなと思います。

また、七色ダム湖周辺においては、近年、ブラックバスフィッシングへの釣り客が増加しております。多くの方々がボートによる釣りを行っておりまして、今のところ事故などは起きておりませんが、水上での事故などの際、連絡手段も皆無かと思えます。

このような場所における不感エリアの解消について、その辺のことも材料とはなりませんか。

○議長（山本洋信君） 総務課長。

○総務課長（山本哲也君） 先ほどの災害対応とあわせまして、こういった緊急時における対応という、そういう観点からは必要なことではないかというふうには認識しております。そのようなことも踏まえまして、携帯事業者への要望も実際行っているところで

がございますけれども、やはり定住人口あるいは交流人口、そういったものからの採算性の問題から、事業者のほうからは今のところまだ色よい返事というのはいただいていないというのが現状でございます。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） 採算性ということでいうと、そこで一旦詰まるのかなとは思いません。

そこで、これは可能ではないというふうな感じにもしかしたら言われる可能性もあるんですけども、総務省においては、このような不感エリア解消に対して、無線システム普及支援事業費等補助金という補助事業があるとお聞きしています。ドコモなど事業者に対する支援だけでなく、たしか市等行政が事業主体になることも可能であるというふうにお聞きしておりますが、採算性ということでございましたら、ランニングコストは別にして、当初経費だけでも事業者にかわって市が基地局を設置するというふうな、そういうお考えはございませんか。

○議長（山本洋信君） 総務課長。

○総務課長（山本哲也君） 今、議員お話のありました総務省所管の無線システム普及支援事業費等補助金が確かにございまして、それを利用して市が携帯電話基地局を設置することで事業者の負担を軽減するという方法もあろうかとは思っています。

ただしかし、その場合におきましても、事業者の負担というのは必ず必要であり、その後の運営についても採算性などの条件をクリアしなければならないということのため、事業者側の合意というのは、それを得ることは必要不可欠な状況であります。

また、市におきましても、17に上る不感地帯の解消には、それぞれ必要な用地の確保、基地局設置してもその維持管理など課題も多く、慎重な検討は必要だというふうに思います。

いずれにしましても、まずは事業者の合意というのが前提になってきますので、定住人口に加え交流人口といった情報の提供に加えまして、先ほども申しあげましたけれども、その他地域の抱える実情なども訴えながら、今後一層の要望を重ねてまいりたいというふうに思います。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

補助対象の経費が、世帯数が100未満の場合にあっては3分の2に相当する額という

ふうになります。大変大きな補助があるということで、市負担も3分の1で済むということですので、可能性があるのでしたらできるだけプッシュしていただいて、その辺のことも含めて考えていただければなというふうに思います。

これらの不感エリア、地域においては、風光明媚な名勝も多く残っております。今後、古道後といいますか、古道のブームの次に、隠れた観光地としての開発も考えるのかなというふうに思います。今でも訪れる方々が、徐々にではありますが増加しているとお聞きしています。

そして、何より不感エリア、この地域に居住される市民の皆様におかれましては、やはり携帯電話を所有しているにもかかわらず通話できないという理不尽な状況に置かれておることは間違いありません。

事業者の事情は経営的な面からのことであり、わかる気もするんですけれども、行政としては、それとは違った観点から、このような不条理を解決していく手段を講じていただければなというふうに思います。ぜひ、諦めることなく、強く事業者の方にプッシュしていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山本洋信君） これにて久保議員の一般質問を終了いたしました。

○議長（山本洋信君） 午前9時45分まで休憩いたします。

（午前 9時 35分）

○議長（山本洋信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 45分）

○議長（山本洋信君） 一般質問を続行いたします。

5番 濱重明議員。

（5番 濱 重明君 登壇）

○5番（濱 重明君） おはようございます。

通告書に従いまして、大きく2点ほど質問させていただきます。

熊野市では、市民の交通手段を確保するために熊野市自主運行バス、福祉バス、乗合タクシー、過疎地有償運送等、熊野市独自の公共交通機関があり、利用者からは喜びの

声もよく聞きますが、利用できない方からの不満の声も聞きますので、以下の項目をお伺いします。

1、各種の交通機関の目的、実施主体、委託先、運行範囲、賃金、利用者数をお伺いします。

2点目、乗合タクシーの運行範囲はどのように決められたのか、お伺いします。

3点目、運行範囲外での対応はどのようにされるのか、また現在までどのように対応されてきたのか、お伺いします。

以上、1項目めについて、よろしくお伺いします。

○議長（山本洋信君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

（市長公室長 庵前佳生君 登壇）

○市長公室長（庵前佳生君） 議員ご質問の1項目め、熊野市の公共交通機関についてお答えいたします。

熊野市では、市民の交通手段を確保するため、熊野市が主体となり、熊野市自主運行バス、福祉バス、乗合タクシーなどを運行しております。

ご質問の1点目、各種公共交通機関の目的、実施主体、委託先、運行範囲、賃金、利用者数についてお答えいたします。

熊野市自主運行バスにつきましては、主に民間廃止路線の代替運行を目的に、三重交通株式会社に委託して運行しております。市街地と神川町、育生町を結ぶ清流・那智黒石の里線、市街地と海岸部を結ぶ潮風かほる熊野古道線、紀南病院と紀和町を結ぶ瀬流荘紀南病院線、市街地と紀和町を結ぶ熊野古道瀬流荘線、市街地と飛鳥町、五郷町を結ぶ飛鳥・五郷線の5路線を運行しており、利用者の皆様には距離に応じた運賃をご負担していただいております。

なお、平成25年度の利用者数につきましては、清流・那智黒石の里線が8,766人、潮風かほる熊野古道線が2万201人、瀬流荘紀南病院線が1万3,671人、熊野古道瀬流荘線が1万6,843人、飛鳥・五郷線が1万4,771人、合計が7万4,252人となっております。

次に、熊野市福祉バスにつきましては、公共交通機関がない地域での診療所や買い物への交通手段の確保を目的とし、熊野市社会福祉協議会に委託し、運行しております。現在は、波田須町から須野町間の海岸部、育生町、神川町の3地域で運行しており、65歳以上の高齢者の方や身体障害者手帳等の交付を受けておられる方であれば無料で利

用することができます。

なお、平成25年度の利用者数につきましては、海岸部が4,446人、育生町が778人、神川町が180人となっております。

次に、乗合タクシーにつきましては、交通空白地や交通弱者対策を目的とし、熊野第一交通株式会社に委託して運行しております。

運賃は、1乗車につき1人300円をご負担いただいております。

平成25年度の利用者数につきましては、市街地乗合タクシーが運行を開始しました10月から3月までの6カ月間で1,078人となっております。

次に、過疎地有償運送につきましては、ほかの公共交通機関では十分な輸送サービスがない地域において、その補完を目的として、NPO法人のってこらいが主体となり、五郷町を中心とした山間部において運行しております。

運賃は、初乗り2kmまでが300円、以降1kmごとに50円が追加されるものとなっております。

平成25年度の利用者数につきましては1,424人となっております。

続きまして、2点目の乗合タクシーの運行範囲についてお答えいたします。

熊野市市街地乗合タクシーにつきましては、久生屋町が交通空白地であること、また平成24年度に木本町の大型店舗が移転するなど、市街地において日常生活の買い物をするための交通手段を確保する必要があることなどから、平成24年度から市街地における乗合タクシーの運行を検討いたしました。

運行の内容の検討に当たりましては、日常生活の使い勝手がよい乗り物とするために、1日の便数をできる限り多く設定し、幹線バスやJRとの接続を考慮したダイヤとするため、運行の範囲として、駅を基点として、移動時間がおおむね10分程度の地域を選定いたしました。

続きまして、3点目の運行範囲外での対応についてお答えいたします。

現在、乗合タクシーを運行していない範囲として新鹿町から北の海岸部が挙げられますが、海岸部では熊野市自主運行バスの潮風かほる熊野古道線、福祉バス、JRと既存の公共交通機関が複数あり、先ほども申し上げましたが、昨年度の利用者は、潮風かほる熊野古道線が2万201人、福祉バスが4,446人と非常に多くの方に利用いただいている状況となっております。

そのため、市街地や山間部で実施している乗合タクシーと同じ運行形態による交通機

関を海岸部で実施しようとする、多くの車両や人員、経費が必要となります。また、運行に当たっての原資を確保するため、山間部で実施したように福祉バスの廃止や自主運行バスの減便についての検討など、さまざまな課題が発生してまいります。

海岸部での公共交通機関の整備につきましては、住民の皆様の意向と既存の交通機関の見直しを踏まえて、五郷町で実施をしております過疎地有償運送など、乗合タクシーに限らないさまざまな手法による交通体系の整備を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） ありがとうございます。

それでは、何点か質問させていただきます。

各種委託先への補助金はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 委託先への予算額につきましては、まず市街地の乗合タクシーでございますけれども、これにつきましては委託が1,700万余しになっております。また、自主運行バスにつきましては、この中の潮風かほる熊野古道線の予算額が1,486万円となっております。

○議長（山本洋信君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） ありがとうございます。

各種交通機関の利点とか欠点とか、検証していればお伺いします。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 利点といたしましては、まず自主運行バスについては定時路線であるということで、発着時間が各停留所において決められた時刻となっております。その反面、そういった決められた時間しか乗れないということがございますし、バス停まで行っていただくということになっております。

また、福祉バスのほうにつきましては、利点といたしましては、高齢者の方々等の送迎をいたしておりますので、先ほど申し上げましたように、多数の利用客をいただいております。ただ、これらにつきましても、どなたも使えると、乗っていただけるというものではないのかなというふうに考えてます。

また、乗合タクシーのほうは、大変自宅の近くまで行くということが出来る反面、時

間につきましては、それぞれの乗っていただいたお客様の目的地を経由しながら運行しておりますので、到着時間というものがいろいろ幅が持ってしまうというようなことが主な点として挙げられるのではないかとこのように考えてます。

○議長（山本洋信君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） ありがとうございます。

熊野市の自主運行バスについてお伺いします。

これは、海岸部の風かほる便のほうのことを主に聞きたいと思います。

利用者数が2万201人ですか、熊野古道客と一般市民の利用割合は、わかれば教えてください。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） ほとんどが地域の皆様、学生の皆様でございますが、調査をしたわけではございませんが、担当の運転手さん等によりますと、年間数名のお客様、古道客のお客様というふうには伺っております。

○議長（山本洋信君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） 通行時間なんですけれども、二木島から熊野市駅まで約50分ほどかかりますが、50分あれば大体もう松阪の近くまで行ける時間だと思います。増便して、二木島から新鹿インターを通るルートは考えられないでしょうか。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 今、潮風かほる熊野古道線につきましては、三交三重南紀の営業所と、それからJR二木島駅を結ぶ路線でございますが、その間、磯崎町と、それから新鹿町、遊木町という形で経由をいたしておりますが、実際2両のバスで運行いたしております。そういった運行上の経費というものは、今の時点で2両でございますので、また高速を使用するルートを考えますときに、そういった点も考慮すべき点となってくるというふうに考えております。

○議長（山本洋信君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） わかりました。

福祉バスについてお伺いします。

これも海岸部のほうなんですけれども、波田須町から須野町までの運行とのことですが、運行表を見ても遊木町には行ってないんですか、これはなぜですか。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） おっしゃるとおり、遊木町につきましては通っておりません。これにつきましては、遊木町につきましては、先ほどの自主運行バスの路線となっておりまして、こちらをご利用いただけるというふうに考えております。

先ほど申し上げましたけれども、福祉バスにつきましては、他の公共交通機関がないところというふうに考えておりますので、そういった運行とさせていただいております。

○議長（山本洋信君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） わかりました。

乗合タクシーについてお伺いします。

乗合タクシーの運行は、市民の利便性を高めたが、公共交通機関がある地方の方のほうは不便という実態を生んでいると思いますが、どう考えておられますか、お伺いします。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 乗合タクシーの一つのポイントは、公共交通機関のないところでタクシーのように自宅の近くまで車両が行くということが大きなポイントでもございます。一方で、やはり自主運行バス、それから既存の三重交通バス、JRにつきましては、バス停まで行っていただくというふうな形がどうしても必要になってきます。そのあたりが、利用できるところと運行してないところでは、そういった違いが出るのかなど。

ただ、市といたしましては、それぞれ費用と利用のバランスを考慮しつつ、市街地と紀和町、それから熊野市と市外というように地域間の移動につきましては大量輸送が可能な路線バスが担い、それと日常の買い物や病院などの地域内での移動につきましては乗合タクシーとか既存の地域フィーダーと申しますか、自主運行バス等の交通体系で構築していきたいと考えております。

そういったことを基本に、行政と、それから事業者、市民の皆さんそれぞれが主体的に、より利便性の高い公共交通体系を目指して検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本洋信君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） わかりました。

運行範囲は高速道路開通前に決められたものと思いますので、いま一度、新鹿から須野町までの間、海岸部全体で考えられないか、すみません、再度お伺いします。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 先ほど来、ちょっと申し上げましたけれども、現在のところは、須野町におきましては福祉バスというのを運行させていただいております。

熊野尾鷲道路を活用したということもございますけれども、範囲を拡大するとすれば、利用者の増加というものが多くなると思います。それによって運行車両をふやすことが必要になってくると思うんですけれども、その際の車両の確保、それからそういったところに拡張いたしますと利用者の方が一気にふえることも予想されます。

現在のダイヤでは回せないというような可能性もございますし、先ほど言いましたように、現在の考え方は熊野市駅から10分程度で行けるところというところを範囲とさせていただいております。そういったこともございますし、新鹿町を含めて海岸部で検討する場合は、海岸部全体で公共交通体系を見直す必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（山本洋信君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） 乗合タクシーの車両は、熊野第一交通のほうが所有されてるんですか、市が何か、車は市が出しておるんですか。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 開始するに当たりまして、市が補助金として交付をいたしておりまして、1台についてはそういった形で調達いたしております。もう1台、予備車がありますけれども、これは既存のタクシーを利用させていただいております。

○議長（山本洋信君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） わかりました。

昨日、中田議員の質問の回答として、自宅から目的地まで83%の方が利用できると言っておられました。あとの17%の方も、ぜひ自宅から目的地まで行けるような交通体系を今後築いていただけるように要望し、この項目を終わります。ありがとうございました。

続きまして2項目め、老朽建築物の対策についてをお伺いします。

平成25年4月1日に施行された熊野市建物等の適正管理に関する条例では、「建物等の所有者等の責務を明らかにし、建物等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等による事故及び災害時における避難路の遮断並びに犯罪、火災等を未然に防止し、もって市民が安全に安心して暮らせる生活環境の確保及び良好な市の景観の保全に寄与すること

を目的とする」となっていますので、以下の項目についてお伺いします。

1、熊野市所有の老朽建築物の調査方法、結果、対応をお伺いします。

2点目、相談件数は何件あるのか、また当局が管理不全な状態と認め、所有者に対し助言、指導、勧告等行ったことはあるのか、お伺いします。

3点目、最近、熊野警察署近辺で2件の火災が発生しているが、空き家からの出火なのか、わかれば原因をお伺いします。

4点目、老朽化建築物の取り壊しについて、国・県・市の補助金は考えられないのか、お伺いします。

以上、2項目めについて、よろしくお願ひします。

○議長（山本洋信君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

建設課長。

（建設課長 西垣戸 勝君 登壇）

○建設課長（西垣戸 勝君） 濱議員ご質問の2項目めの老朽建築物の対策についてのうち、1点目と2点目、4点目についてお答えいたします。

まず、1点目の熊野市所有の老朽建築物の調査方法、結果、対応についてですが、熊野市建物等の適正管理に関する条例は、建物の所有者の責務を明らかにし、管理の適正化を図ることで倒壊や火災等を防止し、安全・安心な生活環境の確保と良好な景観の保全に寄与することを目的としております。

市が所有する建物につきましても、適正な維持管理が求められているものでありますが、議員ご質問の市所有の老朽建築物については、現在、行政目的によって所管課ごとに管理をしております。概算でございますが、それぞれの所管からの報告によりますと、市全体で所有する施設は約400件、そのうち老朽化により、そのままでは使用に支障があるため修繕等を要する建物が72件、そして今後利用の見込みがなく、取り壊しを検討すべき建物が12件となっています。取り壊しを検討すべき建物としましては、教育委員会の管理する教職員住宅や学校などの教育施設、総務課の管理する旧公営住宅等の普通財産、建設課の管理する市営住宅があります。

調査方法、結果、対応につきましては、現状においては所管課による適時巡回、台風等の自然災害があった場合に現地確認をしております。また、学校長や住宅管理人など当該建物の管理者からの報告や、近隣の住民、出張所からの連絡を受けた場合も、速やかに現地調査を行っております。

調査の結果、当該建物の管理が不全と判断した場合には、劣化もしくは危険の度合いぐあいに応じ優先順位をつけ、修繕や解体を行っているところであります。また、教職員住宅については、活用の見込みがないものは売却を行っております。

いずれにいたしましても、倒壊など近隣の住民等に被害を及ぼさないよう優先順位をつけ、取り壊しや売却を進め、条例との整合性を図り、施設の適正管理に努めてまいります。

次に、2点目の熊野市建物等の適正管理に関する条例に基づく相談件数と、助言、指導、勧告等の実施についてですが、この条例では、所有者は建物が管理不全な状態にならないように適正に管理しなければならないとしています。また、管理不全な状態の建物がある場合には、市に対し情報提供を行うことができ、市は情報提供をもとに建物を調査し、必要な措置を助言、指導することができるかとあります。

平成25年4月1日の施行から本年11月末現在まで、管理不全な建物の情報提供は、建物の近隣の住民、区長などからの6件ございまして、把握している管理不全な建物は11棟であります。いずれも現地確認を行いました。地元でも現所有者の正確な情報がつかめておらず、現所有者や権利関係の確認が進まず、助言、指導、勧告等に至っていないのが現状です。

しかし、本年11月27日に公布され、来年施行される空家等対策の推進に関する特別措置法では、固定資産税の課税等の情報を空き家の所有者の確認等に利用することが可能になっておりますので、この法律の施行後は、現所有者の情報を確認し、適切な管理についての助言等を行っていきたいと考えています。

次に、4点目の老朽化建築物の取り壊しについての国・県・市の支援措置についてですが、現在、個人の不良建築物の取り壊しについてのみに活用できる国や三重県の補助事業はございません。また、三重県に確認したところ、県内の市町では、老朽建築物の取り壊しのみに対する費用の補助を実施しているところはないとのことでした。

なお、今回公布された空家等対策の推進に関する特別措置法の中には、国及び都道府県は、市町村が行う空き家等の対策計画に基づく事業を円滑に進めるための補助金や地方交付税制度等の財政上の措置を講ずるとありますので、今後は国や県の動向を注視してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 消防長。

(消防長 片岡信次君 登壇)

○消防長(片岡信次君) 濱議員の2項目めの質問の3点目の熊野警察署近辺の2件発生した火災についてお答えいたします。

まず1件目ですが、5月24日20時45分ごろ、熊野警察署北側、井戸町井土地内で発生しました建物火災であります。焼損程度は全焼1棟、類焼1棟で、建物の所有者は遠方で暮らしており、近くに住む親類が管理をしている空き家であります。出火原因につきましては、熊野警察署、県警科学捜査研究所、消防と合同で原因調査をした結果、原因の特定に至らず、不明でありました。

次に、2点目の火災であります。11月21日22時45分ごろ、イオン熊野店南側、熊野市井戸町馬ノ戸地内で発生しました建物火災で、焼損状況は全焼7棟のうち住宅が4棟で、そのうち1棟につきましては所有者が遠方で暮らしており、年に数回使用する程度で、ほぼ空き家の状態の住宅でありました。残りの住宅以外の3棟につきましては、車庫兼倉庫と現在使用していない冷凍室つき事務所及び倉庫であります。火元建物は車庫兼倉庫と判定し、出火原因につきましては、熊野署、消防と合同で原因調査をした結果、原因の特定には至らず、不明でありました。

以上です。

○議長(山本洋信君) 濱議員。

○5番(濱 重明君) ありがとうございます。

それでは、何点か質問させていただきます。

熊野市所有の建物で、取り壊してほしいという要望はありましたか。あれば、当局の対応をお伺いします。

○議長(山本洋信君) 建設課長。

○建設課長(西垣戸 勝君) 熊野市所有の建物で取り壊してほしいというのは、どこの所管の建物になるのでしょうか。大変申しわけございません。

○議長(山本洋信君) 濱議員。

○5番(濱 重明君) いろいろあると思うんですけども、教員住宅とか市営住宅関係でお願いします。

○議長(山本洋信君) 所管課長。建設課長。

○建設課長(西垣戸 勝君) 建設課の部分で言わせていただきますと、近隣の住民からの取り壊しをしてほしいという情報ではなく、先ほど言わせていただきましたよう

に、市の者が台風等の後で調査しているとか、またその管理人等からの情報に基づいて取り壊し等をしておりますので、今年度も3棟取り壊しをする予定としております。

また、過去にもそういう情報の中で7棟ほど取り壊しをさせていただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長（山本洋信君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） 教育委員会の関係では、教職員住宅で老朽化したものを取り壊してほしいという声は届いています。

○議長（山本洋信君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） この条例に基づき、指導する立場の当局が老朽建築物を放置することのないよう、早急に予算をつけて行うようよろしくお願いします。

あと、火災のほうなんですけれども、うわさによれば、警察署近くの火災は若者がたむろしていたと聞きましたが、空き家の施錠などの助言や指導は行ったことはありますか。

○議長（山本洋信君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） 消防といたしましては、そういう指導をしたという話は聞いておりません。管理は、親類の方が管理してもらってるということでありますので、消防としては指導しておりません。

以上です。

○議長（山本洋信君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） 空き家が施錠してるか、していないかでは、犯罪の確率が大幅に違ってくるとお思いますので、若者、不審者等の情報があれば、持ち主に対して指導していただけたらと思いますので、またよろしくお願いします。

老朽化建築物の取り壊しの補助金について、他市町村の実例はないのか、お伺いします。

○議長（山本洋信君） 建設課長。

○建設課長（西垣戸 勝君） 現在のところ、三重県のほうに聞いたところ、この老朽化住宅のみに補助金を出している市町はないとの報告を受けております。

○議長（山本洋信君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） ありがとうございます。

ちなみに、取り壊した後の固定資産税はどう変わるのか、お伺いします。

○議長（山本洋信君） 税務課長。

○税務課長（下和田貞明君） 住宅が建っております住宅用地につきましては、その課税標準額が200平米までは6分の1に、そして200平米を超える部分は3分の1になるという特例がございます。よって、住宅を取り壊した場合は、この特例の適用が外れますので、住宅用地にかかる固定資産税は通常ふえるということになります。

一方で、住宅そのものにかかる固定資産税はゼロとなりますので、住宅用地に係る増加分と住宅に係る減少分、このどちらが多いかで固定資産税の額の増減が決まるというふうに思います。

○議長（山本洋信君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） 今までどおりの税額に、ふえた場合ですね、ならないのか、せめて車の乗り入れができる場所とできない場所で固定資産税も違ってくると思うんですけども、そのすみ分けができないのか、お伺いします。

○議長（山本洋信君） 税務課長。

○税務課長（下和田貞明君） おっしゃるように、先ほど申した部分については、住宅の建っている場所といいますか地域、いろいろあると思うんです。ですんで、いわゆる固定資産税の評価が低いところというのは余り影響が出ないといいますか、顕著な部分では、土地については30万円以下が免税点となっておりますので、6分の1が外れた場合も、そのような金額以下であれば税金がかからないというような場合もあります。

○議長（山本洋信君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） この条例には強制力がなく、高いお金をかけて老朽建物を取り壊しても、固定資産税が上がるとなると、取り壊す方が少ないと思います。

海岸部では、近い将来起こり得る東海・東南海・南海地震の避難路に面したところも老朽化した建物が数多くあり、倒壊により、津波が来たときに逃げおくれる可能性もあります。防災面では、木造住宅耐震補強工事、避難路ブロック塀等除去改修工事については補助金が出ております。

市長は、今まで市民本位、市民目線で物事を考えられ、数多くの交付金、補助金を獲得していただきました。本当にありがたいことだと思います。このノウハウを生かし、老朽化した建物の取り壊しの補助金、そして取り壊した後の固定資産税の減税をしていただきたいと思いますが、市長、最後に答弁お願いします。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 基本的には、先ほども課長が壇上から答弁しましたように、空家等対策の推進に関する特別措置法の中で、国や都道府県が、市町村が行う空き家等の対策に基づく事業について、補助金や地方交付税等の措置を講ずるといふふうにされています。ですから、当面は、その措置の具体的内容がどうなるかという情報収集に努めていきたいというふうに思っています。

市でこの空き家対策の条例を設置したときに、実は行政が、明らかに周辺に危険を及ぼす場合に、当該建物について撤去等を行い、それに従わない場合に行政が代執行するという仕組みもあるんじゃないかということも検討したところでございますけれども、顧問弁護士等々に相談したところ、それについては法律等の上位規定がないと、なかなか裁判で訴えられたときに代執行そのものの権限が覆される可能性があるということもあって、非常に、議員が指摘されたように、努力規定が多い条例になっておりますけれども、市としては、危険を及ぼす建物については今後もどうにかしたいという強い思いはございます。

ただ、やはり今言ったように、国による法律の規定でありますとか国・県の支援がないとなかなか手を出しづらい部分もありますので、繰り返しになりますけれども、補助があるか、今後どういう補助が出てくるかどうか、また一方で、国においても6分の1の減税等の措置についてどうするか、このまま継続すべきかどうかという議論も行われているようでございますので、そういう法律や制度に関する国における議論の経緯も注視してまいりたい、その上でしっかりとした対応を考えていきたいというふうに思っています。

○議長（山本洋信君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） よろしく申し上げます。

ありがとうございました。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（山本洋信君） これにて濱議員の一般質問を終了いたしました。

○議長（山本洋信君） 午前10時45分まで休憩いたします。

（午前 10時 30分）

○議長（山本洋信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（山本洋信君） 一般質問を続行いたします。

10番 樋口雄史議員。

(10番 樋口雄史君 登壇)

○10番（樋口雄史君） 早速、一般質問を始めさせていただきます。

今回は、大きく3点に分けて質問をいたします。

まず、第1点目の少子化対策についてお伺いをいたします。

熊野市の人口は、これまでの国勢調査によると、平成12年では2万2,640人であったのが、平成22年の国勢調査では1万9,662人となっており、10年間で2,978人、毎年300人ほどの人口が減少しております。また、現在の人口、住民基本台帳上ですが、12月1日現在で1万8,357人となっており、人口減少が進んでおります。

そのような中、国の政策提言機関である日本創成会議が、独自の将来推計人口をもとに消滅可能性都市を発表いたしました。

この推計方法は、平成22年から平成52年の30年間で、若年女性、20歳から39歳までの女性の人口が50%以上減少する自治体を消滅可能性都市として指定し、減少率が68.9%の本市も含まれております。さらには、三重県下29市町のうち9市町が指定され、熊野市は若年女性の減少率が高いほうから3番目に位置をしており、とても厳しい結果となっております。

本市においても、これまで人口減少を抑えるため、さまざまな対策・施策を講じてきております。

今回は、少子化対策に焦点を絞って、以下の点についてお伺いをいたします。

まず1点目、国の少子化対策の一環として、平成24年に子ども・子育て関連3法案が成立し——「子ども・子育て新支援制度」と私が書いておりますが、「子ども・子育て支援新制度」に訂正をさせていただきます——子ども・子育て支援新制度として来年4月から施行が予定されております。その内容についてお伺いをいたします。

2点目、母親が安心して出産・子育てできる環境づくりとして、フィンランドの子育て支援制度「ネウボラ」が注目されております。妊娠初期から出産・子育てまで一括した切れ目のない相談・支援の拠点づくり「ネウボラ」制度の導入についてお伺いをいたします。

次に3点目、出産祝い金を支給している自治体があります。本市においても出産祝い金を支給する考えはないのか、お伺いをいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本洋信君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

福祉事務所長。

（福祉事務所長 室谷隆也君 登壇）

○福祉事務所長（室谷隆也君） 樋口議員ご質問の1項目め、少子化対策についてのうち、1点目の子ども・子育て支援新制度について及び3点目の出産祝い金についてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度につきましては、社会保障と税の一体改革の一つとしてスタートする新しい制度で、急速な少子化の進行、都市部での深刻な待機児童問題、子育てに対する孤立感と負担感の増加など、子育てをめぐるさまざまな課題に対応した仕組みをつくるためのものがございます。

新制度では、住民に最も身近な市町村が主体となって、地域での子供と子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズを把握し、それらの地域ニーズに応じた支援を市が計画的に実施し、国・県が制度面、財政面で支えてまいります。

計画的な取り組みを進めるに当たっては、平成27年4月から5年間を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっており、現在、NPO法人子どもステーションくまの理事長、主任児童委員ほか合計8名を委員とする熊野市子ども・子育て会議において審議をさせていただきながら策定を進めているところです。

今後、計画案の中間取りまとめ、県との協議などを経て、来年3月に完成する予定としております。

新制度では、全ての子供と子育て家庭を対象に、質の高い幼児期の学校教育や保育の総合提供、保育の量の拡大と質の向上、地域の子育て支援の充実を図ることとされています。熊野市におきましては、幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持つ認定こども園の普及につきまして、支援の内容がどのように変わるかを十分に検証した上で、保育の質・量の両面でプラスになると判断ができれば、既存の施設からの移行等を検討してまいりたいと考えております。

地域子育て支援事業としましては、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター、養育支援訪問、乳児家庭全戸訪問、妊婦健康診査などを実

施しております。

放課後児童クラブは、保護者が昼間家庭にいない小学生が放課後を安全に過ごすことができる場所として、働きながら子育てをしている家庭にはなくてはならない支援の一つです。新制度へ移行後は、職員や設備などについて基準を設けて、質の向上を図ります。また、現在、放課後児童クラブが提供されていない校区での実施については、必要性について、子ども・子育て会議において議論しているところでございます。

現在、熊野市では実施していない病時保育、一時預かりにつきましては、ファミリーサポートセンター事業で対応をしながら、今後のニーズについて検討をしております。

次に、出産祝い金についてでございます。

出産祝い金につきましては、旧熊野市と旧紀和町が合併する際、旧紀和町で行っていた出産祝い金制度を廃止した経緯があります。一方、全国的に少子化対策や若者の定住促進を目的として実施している市町村があるということは承知をしております。県内では4市町で行われています。

しかしながら、全て市の負担であることから、見込まれる効果等について、実施している市町村の状況なども参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

（健康・長寿課長 清嶺地利夫君 登壇）

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） 樋口議員ご質問のうち、2点目の妊娠初期から出産・子育てまで一括した切れ目のない相談・支援の拠点づくり「ネウボラ」制度の導入についてにつきましてお答えをいたします。

ネウボラとは、フィンランドの子育て支援制度のことでありまして、妊娠期から就学前の子供と家族を対象として、一人の保健師や看護師などの専門職員が担当となって、幅広い支援策を包括的に、かつ継続して途切れのない支援を行うというものであります。

国は、平成26年から、ネウボラの視点を取り入れた妊娠・出産包括的支援モデル事業を全国30カ所の市町でモデル事業として実施しております。三重県では、唯一、名張市が取り組んでおります。

ネウボラの特徴の一つとしましては、妊娠期から就学前までの包括的かつ継続した支援というのでありまして、熊野市では、御浜町、紀宝町、熊野保健所、三重大学の医師、紀南病院、紀南地域の保健・医療・福祉関係などから組織されます紀南地域母子保健医

療推進協議会において、広域的に妊娠期から就学前までの途切れのない包括的な支援に既に取り組んでおるところでございます。具体的には、支援の必要な妊婦や育児支援が必要な方については、本人の同意のもと、産科や小児科から直接市町へ連絡をいただくシステムができ上がっており、早くは退院前から継続的な支援につなげております。

2つ目の特徴としましては、一人の担当者を決めて支援をしていくというものであります。現在も、妊娠期から支援の必要な方につきましては、一人の担当保健師が妊娠中からその後の子育ての相談、支援まで継続して支援する体制をとっております。また、子供の発達の支援が必要な方は、三重大学医学部等の協力を得て、広域的な発達専門医の健診を実施しており、その場合においても一人の担当保健師が就学まで継続的に支援をしております。

このように、市では、担当医を決めて継続的支援を行うということにつきましては、既にネウボラの支援に近い形での体制ができ上がっております。

それ以外にも、産後の子育てを早期に支援する産後ケアの体制があります。

国の指針では、全ての乳児に対しまして4カ月までに訪問することとなっていることから、市では、里帰りから戻る2カ月ごろをめぐりに、保健師等の訪問または電話等ではほぼ全数を実施しております。ネウボラの視点から考えますと、最も不安になります出産直後の支援がその後の育児への影響を考えますと重要であるということから、市におきましても、産後早期から支援をする方向で考えていきたいというふうに思っております。

今後は、ネウボラのよいところを取り入れ、出産直後の支援につきましても前向きに検討していくとともに、広域において母子の支援体制の充実に努めてまいりたいと思っております。

また、育児の支援者がいない人、育児不安が強い人などを対象としまして、訪問や通所などで産科からの支援を受けられる産後ケア事業につきましても、地域の医療機関と連携して支援ができないか考えてまいります。

市の子育て支援の体制につきましては、今年度から新たに福祉事務所にこども発達支援室が新設されました。現在は、発達支援に特化した、就労後においても途切れのない支援を目指して体制を整えているところであります。

今後も、母子保健の分野とこども発達支援室の連携を密にして、妊娠期から継続した支援ができるよう取り組みたいと思っております。

以上であります。

○議長（山本洋信君） 樋口議員。

○10番（樋口雄史君） ありがとうございます。

まず、1点目の子ども・子育て支援新制度でございますが、この財源は来年の消費増税分7,000億円を見込んでの制度だと聞いております。もし、消費増税が先送りされた場合、来年4月の施行は可能なのか、また本市にとって予測される影響はあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（山本洋信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（室谷隆也君） 国は、この新制度実施のために、消費税の増収分から7,000億円と予算編成の中で3,000億円、合わせて1兆円を毎年財源に当てることとしておりました。現在、増税は先送りされることとなりましたが、新制度は予定どおり平成27年4月から実施されることとなっています。

全国知事会では、国に対し、財源の確保を要望しておりますが、現段階では予算編成前であることから、影響については不透明な状況となっております。

○議長（山本洋信君） 樋口議員。

○10番（樋口雄史君） 福祉事務所長、来年4月のこの制度の施行は決まっていると。最後の答弁では、不透明な様子というのは、それ財源が不透明ということですか。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 財源については、今、選挙中でございますし、全くいろいろな各種情報を集めても、どうするかということについては、厚生労働省内でもまだ議論がされてる状況で、財源については不透明であると。

私は、個人的には、あくまでも臆測ですけれども、財源が1兆円確保できない場合、この新しい制度についても、今、国で検討されてる全てが実行されるかどうか、この辺はやはり注視しなきゃいけないんじゃないかと、そういう意味では影響の可能性は排除できないんじゃないかというふうに、私の臆測ですけれども、考えているところでございます。

○議長（山本洋信君） 樋口議員。

○10番（樋口雄史君） はい、わかりました。100%実施できるとは言えない状況であると。ただ、もちろん準備はしていただいておりますということでございますね。

そして、この新支援制度の目的として、多様な事業に対して財政支援を行い、子育て支援を充実させるとあり、いろいろなメニューがあります。本当に、都市部とこういう

地方では事情が違ってきますし、実際この熊野市にとって、この制度を使ってどのように子育て支援が充実するのか、保育環境が向上するのか、こういう部分でというのをちょっと教えていただきますでしょうか。

○議長（山本洋信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（室谷隆也君） 新制度では、都市部での待機児童の解消が大きな目的となっておりますが、熊野市では、現在、待機児童は発生しておりません。

しかし、熊野市においては、幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ認定こども園を検討しやすくなったことと、放課後児童クラブの設備、運営の基準が新たに定められたことから、学童保育の職員の質の向上を図ることが主なメリットとなっております。

○議長（山本洋信君） 樋口議員。

○10番（樋口雄史君） 最初の答弁にもいただきました幼保一元化、認定こども園ですよね、これも私、本当に大変重要なことだと思います。小学校就学前の子供に教育システムを取り入れて育てるということは、本当に大事なことであると思いますので、これについてはぜひ積極的に検討し、進めていただきたいと、そのように思います。

次に2点目、順番でいかせてもらいます、2点目のネウボラの導入についてであります。もう現在、この熊野市地域で紀南地域母子保健医療推進協議会がこれに近いことを行っていると、妊婦さんから子育て支援まで、かなり充実しているという答弁でございました。

ちなみに、そのネウボラのよさというのは、ある地域地域にそういう拠点があって、いつでも何どきでも妊婦さん、子育てするお母さんが相談できる体制が整っていると。ちなみに、熊野市の窓口は保健福祉センターにありますよね。これは、相談受け入れというのは、毎日といいますか、いつでも対応できる体制をとっているのでしょうか。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） お答えいたします。

保健師が一応3名体制でこれに回っております。うちの場合、今回、25年度で114名の出生があるわけですが、100人程度ということで、一つの拠点で今のところやっていけるのかなというふうに感じております。そういう面で、保健センターのほうで窓口一元化ということでやっております。

○議長（山本洋信君） 樋口議員。

○10番（樋口雄史君） それで確認なんです、先ほど答弁にもありました、一人の保健

師さんが、ずっとお一人の方を相談受けたり支援をしていくということでいいんですよね。わかりました。本当に充実した取り組みをしていただいております、本当にありがたいと思っております。

このネウボラ制度の一環として、妊娠届けから出産、出産から1歳6カ月健診までのそれぞれの節目に、いろいろな相談に乗りながら子育てケアプランというのを作成している事例がございます。支援する側との信頼関係もつながりが深くなり、妊娠、出産、子育ての悩みや不安を軽減するのにとてもいい取り組みであると思いますが、そのようなことを取り入れる考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） おっしゃっていただきました浦安市ということで、ただこの事業が平成26年から実施されまして、10月からということであります。そういうことからしますと、もう少し状況を見守りたいなど。うちの保健師とも話をしたんですけれども、どの程度、全員にケアプランが必要なのかどうか、そこら辺も見守ってきたいなど。

30地区でモデル地区があるわけで、三重県で名張、名張は名張で独特のをやっております。浦安も浦安としてやっておりますので、そこら辺を、参考になるものは参考にしたいなどというふうに考えております。

○議長（山本洋信君） 樋口議員。

○10番（樋口雄史君） もし、いい制度であれば、ぜひ取り入れていただくようお願いをいたします。

次に、3点目に移ります。

きのうの岩本議員の答弁の中で、合計特殊出生率、平成24年で1.4%という答弁がありました。熊野市総合計画では、合計特殊出生率の目標値が平成29年度に2.0という目標値を掲げております。

そこで、私、ちょっと調べたんですが、周辺市町の比較として、平成20年から平成24年までの5年間の平均値を調べてみました。熊野が1.50、御浜町が1.57、紀宝町が1.68、尾鷲市が1.59、熊野市が一番低い数値となっておりますが、その原因について検討なり分析なりしたことがありますか、お伺いをいたします。

○議長（山本洋信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（室谷隆也君） この合計特殊出生率につきましては、15歳から49歳まで

の女性が1年間に産んだ子供の数をもとに算出されております。

熊野市におきましては、15歳から49歳までの年齢層の女性の割合が、他の3市町より低い数値となっております。具体的には、平成24年10月1日現在の数値でございますが、熊野市が13.87%、尾鷲市が14.77%、御浜町が15.40%、紀宝町が17.33%となっております。このことから、合計特殊出生率が低くなっている可能性があると思われま

○議長（山本洋信君） 樋口議員。

○10番（樋口雄史君） 合計特殊出生率の計算の仕方なんですが、これは若い女性が多い少ないは関係ないんですよ、計算の仕方とすれば。若い女性が多いから出生率が上がるという計算じゃなかったと思うんですが、結局、出生率ですから、分母、数が大きくても小さくても関係ないんですよ。要は、15歳から49歳までの間のある数の方が何人産むかということですから、その辺いかがですか、課長、お願いします。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） なかなか、これ数字難しくて、一応県に出してもらってはありますけれども、ちょっと不可解な、例えば平成22年ですと92人で1.62、24年で95人で1.43というふうなことで、ちょっと不可解な部分があるんですけれども、一応分母は15歳から49歳の女性がということですので、その人数がふえたり減ったりすれば、当然生まれた数との関係で変わってくるのかなというふうに思っております。

○議長（山本洋信君） 樋口議員。

○10番（樋口雄史君） もう少し私も勉強しておきます。わかりました。

それで、要は出産祝い金なんですが、出産祝い金を支給している市町村の多くは、大体第3子以降を対象としております。熊野市では、第3子以降の出生数がわかれば教えていただきたいと思

○議長（山本洋信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（室谷隆也君） 出生届けを市役所に出していただいた際には、その子供が第何子というのはわかります。しかし、この出生届けにつきましては、翌月の20日に法務局へ提出して、市には残らないシステムとなっております。

また、住民票のデータには、子供は何番目であっても「子」と表記されるため、第3子以降のデータはとれない状況となっております。

○議長（山本洋信君） 樋口議員。

○10番（樋口雄史君） はい、わかりました。

この熊野市では、少子化対策、子育てについては本当にさまざまな支援策を講じていただいております、本当によく頑張っている、そのように思っております。

そこで、子育て支援策ということとはちょっと切り離して、言うまでもなく子供は地域の宝であります。次世代育成支援行動計画の基本理念にもこのように示されております。「子どもは家族にとっては最も大切な『宝』です。地域社会にとっても活力や地域を維持していく上でも子どもは大切な存在です。また、子どもは将来の地域や社会を担う大切な人材であり、宝と言えます」とうたわれております。

子育て支援という観点からは少し離れるかもしれませんが、出生数がこのように減少している中で、本当に多くの子供が授かった、地域の宝を産んでいただいた方に純粋にお祝いという形でお祝い金や、または例えば本市で事業化しておりますふるさと商店街子育て支援事業にあるように、地域通貨でもありますレインボー商品券を支給するようなことは考えられないのか、お伺いをいたします。

○議長（山本洋信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（室谷隆也君） 熊野市では、現在、出生届け出時にアルバムか手形フレームを記念品として贈っております。県内では、商品券で実施している市町はありませんが、他県では商品券で実施している自治体もありますので、実施している市町村の状況などを参考にしながら、出産祝い金やレインボー商品券での贈呈も検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本洋信君） 樋口議員。

○10番（樋口雄史君） ぜひ前向きにご検討をお願いいたします。

これで1項目を終わらせていただきます。

続きまして2項目め、防災対策についてお伺いをいたします。

1項目め、近年、気候変動等の影響により日本各地で水災害が頻発しております。大規模災害対策としてタイムライン（防災行動計画）を導入する考えはないのか、お伺いをいたします。

2つ目、津波から身を守る、避難を考えると、津波ハザードマップの重要性の高さは周知のことです。東日本大震災の地震・津波災害を踏まえ、この地域で発生する地震の規模、津波の大きさの想定が大きく変わりました。

現在、市民に配布されている津波ハザードマップは平成17年に作成されたものであり

ます。これまで、津波ハザードマップ策定事業として平成24年度に740万ほどの予算を計上しておりましたが、それが25年度に先送りされ、さらに本年度に再々度先送りされております。新しい津波ハザードマップの配布を急がなければならないと思いますが、津波ハザードマップの策定状況についてお伺いをいたします。

次に3つ目、昨年度の木造住宅耐震診断申請件数は4件であったのが、今年度は11月20日現在で63件にも達しているとの報告があり、当局の診断率向上の取り組みの成果であると思っております。

住宅の耐震化は、防災対策の最も重要な課題でもあります。対象となる新耐震基準以前の木造住宅の耐震診断率と耐震化率についてお伺いをいたします。

○議長（山本洋信君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

防災対策推進課長。

（防災対策推進課長 山本方秀君 登壇）

○防災対策推進課長（山本方秀君） 樋口議員ご質問のうち、2項目めの防災対策についてのうち、1点目のタイムラインの導入についてお答えいたします。

タイムラインは、アメリカ・ニュージャージー州がハリケーン対策として開発し、導入したものです。内容は、防災にかかわる組織が連携し、災害の発生が予測される時点の5日前からハリケーンに対するそれぞれの役割やとるべき行動を時間軸で定める、いわば時系列の行動計画です。

日本の台風災害等に適用できないかということで、国土交通省が日本版タイムライン策定に向けた検討を平成26年1月から始めました。平成26年4月に中間取りまとめを策定し、大規模な災害による被害を最小化するためには、インフラの整備等の予防策に加え、災害が発生することを前提としたタイムラインに沿った対応を強化することが必要という考え方が出されました。台風や前線を伴う大雨等については、数日前から規模や進路等がある程度予測可能です。この期間を有効に活用し、事前の準備対策を実施することで、発災時の減災につながることを期待されます。

三重県は、国のタイムラインを参考に、平成29年度をめどに、三重県版タイムラインの導入を目指すこととしています。

本市としましても、国や県のタイムラインの導入を予定しておりますが、一方、台風接近時の減災対策は喫緊な課題であり、早急な対応を図ってまいりたいと考えています。申し上げましたように、アメリカのタイムラインは5日前からの行動計画ですが、現在、

タイムラインの考え方を取り入れた、とりあえず2日前からの行動計画の策定について検討を進めているところです。

行動計画の一つとして、台風の接近に際して、避難情報の発令時期をより適切なものとしていくことが重要であり、このため河川に関しての水位の観測点の新設、増設を三重県に要望してきました。これにより、これまで井戸川、産田川、板屋川の3河川の観測点に加え、今年度、飛鳥町の大又川に水位計を設置していただきました。今年度末までには、紀和町の北山川、板屋川、新鹿町の里川、湊川に量水標を設置していただく予定です。

また、志原川の河口閉塞の状況を確認するために、河口部にはカメラを設置していただき、現在、試験的に運用されています。さらに、消防団等が水位の定点観測をするための量水標を大又川、産田川に市で設置したところです。

これらを活用し、避難勧告等の発令基準の明文化、また事前情報の整理、分析のための民間気象会社を活用できないかなど、来年度中にタイムラインの考え方を取り入れた、当面2日前からの時系列行動計画の策定を目指しています。

2つ目の津波ハザードマップの策定状況についてお答えします。

三重県は、平成16年度にマグニチュード8.7の規模の地震を想定した津波浸水予測図を公表しました。本市では、平成17年3月に、県の津波浸水予測図をもとに作成した津波浸水想定ハザードマップを含む熊野市防災マップ・ハンドブックを作成しました。

その後、平成23年度に、県はマグニチュード9.0の規模の地震を想定した津波浸水予測図を公表しました。本市では、それを受けて、ハザードマップを見直すため、平成24年度当初予算でハザードマップ作成業務委託料として774万5,000円を計上しました。

しかし、平成24年度に国が南海トラフの巨大地震による津波高浸水想定を公表したことから、県はそれを受けて再度想定を調査、検討することになりました。市としましては、県の再調査、検討を待つこととしましたが、平成24年度中に県の再検討は終了しなかったことから、市として平成24年度はハザードマップを作成できませんでした。

そして、平成25年度当初予算に再度ハザードマップ作成業務委託料として750万円を計上しましたが、国からのデータの提供等のおくれなどから、最新版の県の調査の公表が平成25年度末になる見込みとなりました。このため、前年度同様、市のハザードマップの年度内の作成が難しくなりました。

そこで、平成25年度に、平成23年度の県の津波浸水予測図をハザードマップとして暮

らしの便利帳に掲載し、全戸配布していただきました。

なお、県想定最新版は、10mメッシュの決め細やかな浸水予測図となるということでしたので、平成17年度に作成したときのように、県データをもとにメッシュをより細かくするようなことも不要となり、浸水予測図をそのまま印刷しても十分ハザードマップとして活用でき、印刷費も安価にできると考え、平成26年度予算として印刷製本費50万円を要求したところです。

一方、平成25年度末に、県が過去最大クラス、理論上最大クラスの2種類の想定を公表しましたが、本市の場合は、いずれの想定も平成25年度に暮らしの便利帳に掲載したハザードマップより津波浸水予測区域が小さくなっていました。東日本大震災の際、詳細な浸水予測図で安全とされた地区の住民の中には避難しなかったというケースもありますので、新たに浸水予測図の印刷製本を行わず、平成25年度の暮らしの便利帳に掲載したハザードマップを活用していくこととしています。

3つ目の耐震化対策についてお答えします。

現在の耐震基準に満たないとされる昭和56年の建築基準法改正以前の木造住宅は、平成20年の三重県の住宅土地統計調査によりますと4,770棟、全住宅の約5割あります。

本市では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断について、必要な経費の全額を市から補助しています。平成14年度から平成25年度末の間に耐震診断を行った件数は574件で、実施率約12%と耐震診断が進んでいない状況でした。

そこで、平成25年度から防災啓発指導員2名を雇用し、耐震診断の申し込みや家具転倒防止器具の取り付けなどを、毎日地域を回って防災啓発の取り組みを行っております。それにより、耐震診断についての申し込みは11月末時点で66件となっています。昨年度の4件から飛躍的にふえましたが、率にしますと約13%とまだまだ低い状況です。

今後とも、啓発の取り組みを進めていきます。

また、診断後の補強工事を行った件数は、平成16年度から平成25年度の間に35件で、率にしますと約0.7%となっています。これまでの例ですと、補強工事は平均で約230万円必要となり、補助金が約100万円、自己負担金が約130万円程度必要となっています。補強工事が進まない要因として、高齢化が進むこの地域で、補助金をもらっても100万円以上かかるとなるとできなくなるのではないかとということが考えられます。

東日本大震災や南海トラフの巨大地震の想定で、津波に対しての市民の皆さんの意識がこれまで以上に高くなっていますが、まず必要な耐震補強を行っていないと、自宅が

崩壊するなどしてそもそも逃げることができなくなるかもしれません。自分、家族の命を守るために、130万円の費用をどう考えていただくかが課題と考えています。

また、市として、簡易で安価な一部補強ができないかを検討するため、三重大学大学院工学研究科の川口先生に相談したり、簡易な耐震工事に独自の補助を行っている自治体に問い合わせたりしていますが、そうした簡易な補強で本当に命を守れるか、効果があるかなどの検証がなかなかできません。

そこで、毎年、市長と知事との1対1対談で、税金を使う以上、耐震基準の評点1.0を満たす工事にしか補助できないというのはわかるが、それを言っていると実際には進まない、例えば寝室だけの部分補強を行い、耐震評点1.0以下でもどこまでの基準なら大丈夫かなどを検証したりする技術的支援を県で考えていただき、国へも働きかけていただきたいと要望しております。

今後も要望を続けるとともに、市独自の簡易補強工事に対する助成の実施についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 樋口議員。

○10番（樋口雄史君） ありがとうございます。

まず、1点目のタイムラインについては、市独自のタイムラインを考えて、来年度中に策定するように取りかかっていると、それでよろしいですね。

答弁にもありましたように、三重県においても、今回の県議会の中で、三重県版タイムラインを平成29年度までに策定すると発言がありました。どうか、県ともしっかりと連携をしながら、減災対策に有効なタイムライン策定を進めていただきたいと、そのように思っております。

次に2点目、ハザードマップについてであります。今年度予算計上しておったが、ことし3月に出た県の浸水予測図は前回のより浸水規模が小さいと、ですから避難意識とか避難行動を考える上では、浸水規模の大きい危険側の浸水予測図を市としては活用していくということですよ。

そこで、それが危険側とされる暮らしの便利帳で配られたやつなんです。本当にこのデータをそのまま張りつけてるようで、縮尺もばらばらですし、文字が異常に大きかったり、浸水メッシュも50mとしてすごく粗いんです。私からすれば、すごく見にくいように思うんですが、防災対策課長、いかがでしょうか。

○議長（山本洋信君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 議員ご指摘のとおり、便利帳に載せさせてもらっているのは50mメッシュで、粗くて見づらいということも確かにあります。

最新版は、精度は高く、きめ細やかな予測図ですが、ハザードマップは命を守るためのものですので、浸水区域が24年3月の浸水図より小さい予測図を示すのがよいのかどうかということを専門家の意見等も聞きながら検討してまいりたいと思っております、新しいハザードマップにしていくかどうか。

○議長（山本洋信君） 樋口議員。

○10番（樋口雄史君） ことし、県が3月に公表いたしました浸水予測図は、10mメッシュで本当にきめ細やく、とても見やすくなっております。

先ほど言いました、危険区域が大きい、平成24年につくられた、県が発表されたやつの浸水ラインも入ってるんですね、きちっと、ちゃんと描かれてるんですね。

そういう意味では、できれば最新のデータで、技術でつくられた浸水予測図をもとに、より精度の高い津波ハザードマップを作成し、市民の皆様に配布するべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本洋信君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 先ほど答弁いたしましたように、これから検討していきたいと思っております。

ただ、当面、その間、ホームページで、今現在、三重県のホームページにこの浸水図載ってるんですが、熊野市のホームページからすぐに見れないようになっておりますので、熊野市のホームページ上ですぐに三重県の浸水図が見れるような体制をとりあえずとりまして、ハザードマップ化については、これから検討させていただきたいと思っております。

○議長（山本洋信君） 樋口議員。

○10番（樋口雄史君） 確かに、私もこのホームページを見て、熊野市の、防災のページに行くと津波ハザードマップを表示する文言があるんですが、それにはこの旧のやつが出てるんですね。その下に、注意書きのようにして、熊野市防災マップ・ハンドブックの津波浸水予測図は、国の中央防災会議が発表した平成15年9月の被害想定調査のデータをもとにしたものです、今後、新たに国からの詳細な浸水予測図が公表され次第、直ちに策定する予定であります。

私は、いつ更新するのかなと思っておりましたが、先ほどの答弁では、この欄にすぐに県の浸水予測図に行けるようにすると、そういうことですね。わかりました。

○議長（山本洋信君） ちょっと時間がありませんので、急いでください。

○10番（樋口雄史君） 耐震診断率、耐震化率、耐震化率は本当に少なく、これは全国の自治体でも頭を悩めているところであると思います。

私も、再質問を用意して、先ほど答弁にありました0.7以上、構造評点を0.7以上にするのはではなく、ある一部の、常在するような、常にいるような寝室か居間だけを補強する工事にも、とにかく命が助かるための工事をやってはどうですかという質問をしようと思ったんですが、きちっとその方向を示していただきましたので、ぜひその方向で積極的に取り組んでいただきたいと、そのように思っております。

今回のように、まずは耐震診断を徹底、さらなる努力をしていただきまして、1軒でも多く住宅の耐震化が進みますよう取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

次に、大きく3項目の旧消防庁舎の取り扱いについてお伺いをいたします。

現消防本部が移転して11年になります。旧消防本部の庁舎は、一時期、熊野漁協の直売所として利用されておりましたが、その後長い間利用されておらず、老朽化が進んでおります。

庁舎の位置は、熊野古道浜海道である七里御浜を臨む国道沿いにあり、景観を大きく損ねているのではないかと思います。また、建物のひび割れ、ひさしのモルタルの剥がれ、手すりの腐食等、危険箇所も多数見受けられ、耐震上にも問題がある建物だと思います。

活用計画がないのであれば、早急にも解体すべきであると思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本洋信君） 3項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 山本哲也君 登壇）

○総務課長（山本哲也君） 3項目めの旧消防庁舎の取り扱いについてお答えをいたします。

旧消防庁舎の建物は、現在の耐震基準が設けられた昭和56年、それ以前の昭和42年に建てられております。平成21年に熊野漁協が撤退してからは、安全性を考慮し、市の関係備品等の倉庫としてのみ、主に使用しております。

議員ご指摘のとおり、建物の外壁にはところどころひび割れが見られ、ひさしの部分は複数箇所においてモルタル剥がれ、塗装の剥がれ、また鉄筋の手すりが腐食するなどの老朽化が進行し、危険と思われる部分も見受けられます。

市といたしましても、安全性及び景観上の問題を考えた場合、何らかの措置を検討する必要があるものと考えております。

一方で、市全体におきましても、公共施設の老朽化については、合併以降長年の課題となっております。その対応といたしましては、基本的に、敷地建物一体とした売却あるいは建物を解体後の跡地売却、建物解体後、市での跡地利用あるいは建物に修繕を施して建物ごと継続利用、この4つの方法が考えられると思われま。

旧消防庁舎建物については、今のところ明確な活用方針というのは見出せていないのが現状でございます。当該建物を修繕あるいは解体とする場合には、膨大な費用を要することから、まずは現況の状態での売却をまず第一に検討していきたいというふうに考えております。

また、当面は、ロープ等を厳重に設置して、立入禁止の表示をするなどして事故防止策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 樋口議員。

○10番（樋口雄史君） はい、わかりました。

私は、現場をじっくり見たのが多分日曜日だったと思うんですが、その周辺で子供たちが数人遊んでたんですよね。今言われた、これから対策を講じると言われてました。柵もなく、簡単に敷地内に入れる。

それともう1点は、国道沿いにある車庫側ではなくて、おりていった庁舎の裏側の車庫、ここがシャッターがあいてまして、放置自転車のようなのがあって、シートのようなものが乱雑にしてあったんですよね。これ、景観上よくないなと思ひまして、今回いろいろ質問させていただいたわけでございます。

熊野市では、先ほどの濱議員の質問にもありました、建物等の適正管理に関する条例を施行されております。今後、本当にしっかりと適正な管理をしていただいて、先ほど4通りの方法を考えているということでございます。早急に解決するようお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本洋信君） これにて樋口議員の一般質問を終了いたしました。

○議長（山本洋信君） 午後 1 時00分まで休憩いたします。

（午前 11時 40分）

○議長（山本洋信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

○議長（山本洋信君） 一般質問を続行いたします。

2番 端無徹也議員。

（2番 端無徹也君 登壇）

○2番（端無徹也君） 2番 端無徹也です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、前回、私は災害時における災害ボランティアの外部からの支援について一般質問させていただきました。その後に長野の地震が起こり、白馬を中心に多大な被害を受けております。ぜひ、熊野市においても、今後、三重県内では伊賀市、伊勢市に次いで、災害ボランティアセンターの常設化に向けて市のほうもご検討いただけたらと思いますので、冒頭に申し述べておきます。

それでは、通告に従った発言をさせていただきます。

さて、我が熊野市は、海あり山あり平地もありますが、とりわけ中山間地域が広がっている地方自治体になります。

そもそも、中山間地域とは、農林水産省のホームページを見ると、受け売りにはなりますが、「平野の外縁部から山間地を指します。山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の73%を占めています。また、耕地面積の40%、総農家数の44%、農業産出額の35%、農業集落数の52%を占めるなど、我が国農業の中で重要な位置を占めています」と書かれています。

これを我が熊野市に当てはめると、まさしく中山間地域が熊野市の大部分を占めていることになり、1次産業となる農林業が盛んであることを裏づけてもいます。

さらに、農水省では、中山間地域の多面的機能として、「中山間地域は流域の上流部に位置することから、中山間地域の農業・農村が持つ水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の財

産、豊かな暮らしを守っています」と書かれています。

また、多面的機能とは、「農業・農村は、私たちが生きていくのに必要なお米や野菜などの生産の役割を果たしています。しかし、それだけではありません。田んぼや畑、農村のまわりの自然は、私たちの生活に大切な役割を持っています。このことは、『農業の多面的機能』と呼ばれています。農業・農村が持っている役割について、1、国土の保全機能、2、水源のかん養機能、3、自然環境の保全機能、4、良好な景観の形成機能、5、文化の伝承機能、6、保健休養機能、7、地域社会の維持活性化、8、食料安全保障を考えてみましょう」とのことです。

そこで、この多面的機能から見た熊野市の取り組み、つまりは施策について、市長のお考えと、今進められている熊野市独自の施策があればお聞きしたいと思います。

また、私からのささやかな提案もさせていただきたいと考えています。

なお、これまで私が述べた言葉は、農水省のホームページから引用したものであり、私の言葉ではありません。しかし、この多面的機能、農水省のほうでは農業に特化していますが、先ほど申し述べました8つの役割を見る限りでは林業にも当てはまると思いますので、中山間地域の農林業とそこに暮らす熊野市民の生活についても言及させていただきます。

そこで、3点の質問をさせていただきます。

1、熊野市が進めている中山間地域の施策について、端的な説明をお願いします。特に、農林業についてお聞きします。ただし、農林業については、中山間地域にとどまらず、熊野市の農業・林業という捉えでお答えいただいても構いません。

2番目に、中山間地域の市民生活についても、熊野市独自の特化している施策があれば、端的にお聞きします。

3番目に、今、熊野市長が考える熊野市における中山間地域のあり方、将来にあるべきこの熊野市の姿について、今、何を考え、何をすべきであるかをお聞き願えたらと思います。

以上3点ですが、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（山本洋信君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

農業振興課長。

（農業振興課長 尾中弘明君 登壇）

○農業振興課長（尾中弘明君） 議員ご質問の1点目、熊野市が進める中山間地域の施策

のうち、農業施策についてお答えします。

当市の農業の大部分が中山間地域で営まれていることから、農業施策全般を簡単に申し上げます。

まず、作目別の生産振興等についてですが、主要作目であるかんきつにつきましては、金山町を中心に、わせミカンを初めさまざまな品種を栽培しており、ミカンの高品質化や差別化を図るため、昨年度からマルチ栽培を推進し、敷設費用の5分の2を補助するなどの支援をしています。

また、JA三重南紀と連携して、みえ紀南1号などの優良品種への転換費用を補助しております。

さらに、山間部においても、栽培可能な健康機能性成分が多く含まれている香酸かんきつ新姫につきましては、平成16年度から本格的な産地化を推進し、かんきつ農家を中心に苗木を無料配布するなど、現在、市内全体で栽培面積が約8haまで拡大しており、果実につきましても50tを超える収量となっております。新姫は、加工品として新姫ドリンク、ぼん酢などの商品を販売し、熊野市オンリーワンの特産品と認知されつつあります。

かんきつ以外の果汁としましては、紀和町小船地区の梅が毎年約25t出荷されており、熊野市ふるさと振興公社が加工・販売をしております。

水稻につきましては、米の1人当たりの年間消費量が平成20年度以降60kgを割り込んでいる状況にある中、新規需要米や収益性の高い他の作物を促進するため、10a当たり1万2,000円を補助する新規需要米助成や、地域振興作物助成などを推進しております。

野菜につきましては、市の特産品でもある高菜を、現在、山間部を中心に約80a栽培しており、毎年10t程度の商品が出荷されています。高菜は、三重の伝統野菜に選定されるなど県内以外での認知度も向上し、熊野のたかな漬けとしてのブランドが確立しています。

また、ニンニク、ミズナ、オクラ、ホウレンソウ、トウガラシなど、市場関係から引き合いの強い少量多品目野菜の生産振興も行っています。特に、トウガラシにつきましては、県内事業者との間で契約栽培をしており、野菜で少しでも所得が得られる環境づくりに努めています。

このように、市場競争力がある農産物、加工品の生産の強化を図る一方、それに携わる担い手対策に積極的に取り組んでいます。

担い手対策としましては、新規就農者を対象に年間150万円を最長5年間支給する青年就農給付金や、ハウス等の農業施設に最高300万円を支援する市単独の新規就農者等施設園芸補助などを行っているところでございます。これまで、これらの補助で7人の新規就農者を支援するなど、就農計画作成段階からきめ細かな対応をしてまいりました。

また、一人でも多くの新規就農者を確保するため、主要都市で年8回開催されている就農フェアへの参加や、地域おこし協力隊制度を活用しています。

さらに、I・Jターン者の生活拠点の確保として、第1次産業への就業者専用住宅を整備しており、これまで10世帯の方々が利用しています。

次に、地域農業の生産性向上と担い手の経営の効率化・安定化のために集落営農の取り組みを進めてきており、平成18年度に農事組合法人五郷が設立され、水稻の生産性向上と担い手の経営の効率化・安定化に取り組んでいます。

市としまして、さらに農地の利用権や作業受託を担い手にまとめる一方、水稻作業から離れる方々に野菜づくりに取り組んでいただくといった新たな集落営農組織の立ち上げに取り組んでいるところでございます。

生産基盤に関する施策につきましては、農業の省力化と生産コストの低減や農地の適正な管理を図るため、県営中山間地域総合整備事業により、水路や頭首工、農道等の整備を、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業で農業者の方がみずから水路、農道等の小規模な補修を行っています。

こうした生産振興、担い手対策などのほか、今年度から農業者の所得向上を図るための流通対策として、営業拠点販売実証事業を京都府木津川市で実施しております。

今年度は、関西圏で今後営業拠点施設の整備が可能かどうかを探るため、購買層や販売物品等のデータ収集を主な目的として、独立行政法人都市再生機構が開発した1万人以上が居住する新興住宅において、10月18日から市内のかんきつ農家などが軽トラックでミカンなどの販売を行っており、一定の成果を上げています。

今後、さらにこの取り組みを拡大し、都市部での販売拠点整備につなげていきたいと考えております。

その他の施策としまして、被害が続いている獣害対策につきましては、市単独事業による獣害資材購入費に対する補助制度や金網柵や電気柵等を設置する国の補助制度を活用し、鳥獣による被害の防止や軽減を図ってまいります。

以上、農業施策全般について簡単に申し上げましたが、これら農業施策により、中山

間地域社会の維持、活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 林業振興課長。

（林業振興課長 大江勝郎君 登壇）

○林業振興課長（大江勝郎君） 議員ご質問の①熊野市が進めている中山間地域の施策についての林業についてお答えいたします。

林業につきましては、中山間地域の区別がなく、市全域が林業振興地域と指定されており、それに沿って各種計画を立てておりますので、市全域に対しての答弁とさせていただきます。

市内の森林面積は3万3,000haあり、市内区域面積の88%を占めております。森林資源の蓄積量は809万立米あり、県内3位の蓄積量があり、毎年9万立米ずつ増加しております。

しかし、人工林の林齢構成につきましては、戦後植栽された31年から60年生が全体面積の70%以上と集中し、林齢の構成の不均衡が著しい状況となっております。

現在、間伐等の保育作業を必要とする時期を迎えており、優良材生産のために今手をかけねばならない時期に直面しております。

それでは、熊野市で現在進めております事業について、いわゆる森林整備に当たる川上、原木市場や製材など中間流通、加工に当たる川中、木材消費に関する川下という段階別に順に説明させていただきます。

まず、川上での施策としての間伐や作業道整備、森林境界明確化等の森林整備について説明させていただきます。

林業において、高い単価で大量の木材を安定的に生産するには、適正な施業や作業の効率化が必要となります。そのため、林道などの基盤整備及び森林作業道開設の支援を行う補助事業、山林の境界をGPS測量により森林組合が調査するための補助事業を行っております。中でも、現在の森林整備には、林道の整備及び作業道開設が植林、利用間伐、皆伐の全ての施業で非常に大切な部分となっております。

熊野市では、小規模森林所有者が多いため、団地化を進め、森林施業を森林組合及び林業事業体を中心に、団地ごとに作業道を整備し、利用間伐の推進を行っております。

また、造林事業につきましては、国・県などの支援を通じ、植林を含めた各種事業を推進しております。

そのほか、森林環境創造事業において、市内山林で木材生産を目的とする生産林と、林道から遠かったり傾斜がきついため、木材を搬出しても採算がとれない環境林とに分け、環境林に区分された山林については、森林組合に間伐や広葉樹の植林など自然林に戻す作業を依頼し、進めております。

森林組合の支援については、高能率機械化促進事業において、フォワーダやプロセッサなど購入支援を行っております。

次に、川中である原木市場及び製材所への支援について説明させていただきます。

原木市場につきましては、作業効率化のため、本年度は高能率機械化促進事業でローダの購入支援を行っております。

製材所につきましては、熊野材の地元での消費拡大を図るため、市内製材所が出荷した熊野材を使って市内建築業者が市内に住宅を建築する場合に施主に30万円から50万円のレインボー商品券がプレゼントされる木造住宅建設促進対策事業を実施しております。

次に、川下であります消費拡大などについて説明いたします。

さきにも説明いたしましたが、熊野材の地元での消費拡大を図るため、市内製材所が出荷した熊野材を使って市内建設業者が市内に住宅を建設する場合にレインボー商品券がプレゼントされる木造住宅建設促進対策事業を実施しています。

さらに、熊野材の高品質化と利用拡大を図るため、市内製材業者で組織する熊野材利用推進協議会において、地元での利用拡大と都市部への販売促進に取り組んでおります。

最後に、全国的に課題となっております後継者対策についてですが、林業就業者の減少と高齢化が著しく、昭和60年の国勢調査では580人いた林業者は、その後、平成22年度には86人まで減少し、平均年齢は53歳となっております。林業の労働が、他と比べても後進的で機械化が進まず、若年労働者に敬遠されているため、林業労働力の後継者不足が深刻化しております。

現在、本市では、森林組合にフォワーダやプロセッサなどの高能率林業機械導入による機械化の促進支援を図っています。

また、I・Jターン者専用住宅を整備するほか、新規就労者に対する住宅手当を支給する事業を行っております。住宅手当については、I・Jターン者に限り、月額2万円を交付するものでございます。

このようなことにより、行政機関や関係業界などが一体となった総合的な森林整備を進め、適正な施業と維持管理により、多様で健全な森林が育つことを目指しております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

（市長公室長 庵前佳生君 登壇）

○市長公室長（庵前佳生君） 議員ご質問の2点目、3点目につきましてお答えいたします。

まず、2点目の中山間地域の市民生活における市の独自政策について。

1つ目といたしまして、地域医療の充実及び高齢者福祉につきまして、まず山間部の診療所につきましては、飛鳥町の民間診療所を除き、市が建物と機材を用意し、医師に運営を委託しているところでございます。そのような中、五郷診療所の医師がことし3月末で、また神川診療所及び育生診療所の医師が10月末で離任されました。そのため、他の診療所の医師のご協力により、五郷診療所は週2日、神川と育生診療所はそれぞれ週半日、診療を行っていただいております。

市では、後任医師の確保に向けて、医師会長や市内在住の医師への協力、また市ホームページや県の求人情報への募集広告、新聞やテレビ等マスコミへの情報提供など、さまざまな取り組みを行っているところですが、現在のところ確保に至っていない状況にあります。

地域の皆様にはご不便をおかけしているところでございますが、医師の確保に向けて努力していくこととしておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

高齢者福祉につきましては、市の高齢化率40%という超々高齢社会となっております。市の独自事業と言えるものとして、元気確認ふれあいノート事業、食の自立支援事業、高齢者筋力向上トレーニング事業、集落支援事業があります。

その中でも、元気確認ふれあいノート事業は、75歳以上のひとり暮らしの世帯が全世帯の約20%、5世帯に1世帯となっている状況を踏まえ、ひとり暮らし高齢者の皆さんの安心を確保していこうとするものです。見守りを希望される、または必要とするおおむね75歳以上のひとり暮らしの高齢者の方等が、誰に、いつ、どの程度の訪問を受けているのかを一目で把握することができるよう、ノートを活用した見守りに取り組んでいるものです。

2つ目の保育所の休所についての考え方につきましては、児童数が一定数以下になりふえる見込みがない場合は、保護者と協議、地域の皆さんの意向を踏まえ、近隣の保育所への統合を検討してまいります。

3つ目といたしまして、小・中学校の統廃合についての考え方につきましては、山間部の学校統廃合につきましては、計画的に統合するという方針は持っておりません。ただ、最近の遊木小学校や荒坂中学校の統合に見られたように、児童生徒の減少などの理由により地区や保護者の皆さんからの統合の要望があった場合に、教育委員会としては、関係者の意思を確認しながら統合を進めていく場合がございます。

4つ目といたしまして、交通分野につきましては、紀和町では、交通空白地やバス停まで行くことができない交通弱者と呼ばれる方のために自宅まで送迎が可能となる山間部乗合タクシーを10月から運行しております。

五郷町では、住民の皆さんが主体的にみずからの交通手段の確保に取り組む過疎地有償運送への支援などがございます。

5つ目といたしまして、移動販売車等に対する現状につきましては、まず第一に住民の生活を支えていただいております地域の小売店がでございます。しかし、山間部、漁村部で小売店を営む方からは、一様に過疎化のため年々経営は難しくなっているなど、大変厳しい状況であることをお聞きしております。

一方、移動販売車につきましては、食料品等を販売するため、市内外から入っている地域があるとお聞きしておりますが、移動販売が地域住民の生活の利便性を向上させていただいている反面、場合によっては地域の小売店の経営を圧迫しているという実態もあるようです。

また、熊野漁業協同組合でも、先般、鮮魚の移動販売が行える許可を受けたとお聞きしております。

次に、3点目の中山間地域のあり方、将来の姿についての市としての考えですが、基本的には、中山間地域であっても第1次熊野市総合計画に掲げる「豊かな自然と歴史の中で人がかがやく、活力と潤いのあるまち・熊野」を目指すべき姿とすべきであると考えております。

特に、中山間地域では高齢化が進んでいることから、農林業等の振興を通じて、地域を支える若い世代を一人でも多く定住してもらえるようにすることが重要であると考えています。

若者定住の具体策の一つといたしまして、市では地域おこし協力隊員を中山間地域や海岸部に優先的に配置しております。協力隊員としての期間が過ぎて地域に定住する若い人も出ており、今後も協力隊員をふやし、中山間地域への若者定住増を図ってまいり

たいと考えております。

また、高齢化の進展に加え、高齢者のひとり暮らし世帯もふえることから、安心して暮らせる社会の実現も重要です。この点には、地域におけるきずなや人と人のつながりを基本とする住民同士の支え合いを一層進めていただくことが必要です。特に、福祉分野においては、出張所職員がひとり暮らしの高齢者の方々を訪問するなど取り組みを行っているところですが、今後も必要に応じて中山間地域における福祉分野等での出張所の役割を強化し、安心の確保に努めてまいります。

農林業の振興策や福祉等の各種施策について説明をさせていただいたところですが、こうした取り組みについて、中山間地域の皆さんのより主体的なまちづくりへの参加やご尽力、ご協力をいただき、行政もしっかり支援させていただきながら、ともに中山間地域での活力創生や安心して暮らせる社会の実現を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） どうもありがとうございます。

私の質問が多岐にわたりましたので、広い範囲にわたりましたので、ご丁寧に詳しく、端的に3人の方より回答いただきました。ありがとうございます。

そこで、大きく3つ聞いておりますので、このことについて、私も手短に、時間の関係もありますから、質問させていただきます。

まず、農業振興のところなんですけれども、大きな熊野市の柱として、かんきつの栽培、新姫も含めてあるということと、あと水稻、稲作ですね、お米づくりというのもあるかと思います。それと、あとは特産品と言われるような飛鳥の高菜であったり小船の梅であったり、小さな農業を支えるという意味ですき間栽培のお話もいただきましたけれども、市長に聞きたいんですけれども、この熊野市の、まずかんきつと水稻について、市長は今後あるべき姿としてどういうふうに、かんきつと水稻については、どういったお考えを持っておられるのか、お答えいただけたらと思います。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 壇上から課長が言ったとおりでございます。かんきつについては優良品種化が必要でありますし、付加価値を向上していくことが必要だろうと。高品質化と付加価値を高めること、そのために優良品種への転換が必要ですし、マルチ栽培などを行っていく必要があるだろうというふうに思います。

それから、水稲については、やはり規模の拡大によるコスト削減が非常に大切でございます。私が農林水産省を卒業する十五、六年前以上、恐らくもう20年前から農林省では水稲で経営を成り立たせるためには10ha以上の規模は必要だというふうに言われているところでございます。

そういう意味では、その一つの方法として集落営農の取り組みを進めているところでございます。その際には、先ほども課長が申しあげましたように、単に水稲の生産を担い手に集中させるだけじゃなくて、これまで水稲に携わっていた農家の方、特に高齢者の方については、担い手になれない高齢者の方については、水稲から離れて時間ができるわけですから、地域としての農業生産の振興を図るためには、やはり野菜などの生産にぜひとも携わっていただいて、地域全体として農業の生産高をより大きなものにしていく必要があるのだろうというふうに思っています。

○議長（山本洋信君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） ありがとうございます。

課の説明につけ加えていただいたという形なんですけれども、それでは市長、今言われたように、高品質化であったりとか、一方、高齢者に農業をやってもらおうということは、健康につながって医療費の軽減につながるとか、そういった副産物的な希望もあろうかと思うんです。

そもそも、この主要な農業としている、かんきつについてもそうです、水稲についてもそうです、梅なんかもそうですし、飛鳥の高菜についてもそうですけれども、しっかりとした柱の担い手というのは、市の説明は受けたところなんですけれども、本当にこの中山間地域、熊野市の山間部において、それだけにかかわらず、こういった農業への、いわゆる農業をする人をどのように呼び込んでくるかとか、どのように育てていくかということについて、現状の施策のお話は十分聞きましたけれども、それで、じゃあふえているのかといったところ、なかなか市が描いてるようなふえ方をしてないのではないかと私は感じるところがあるんですけれども、その担い手というところについて、もう少し詳しくというか市長のお考えというか、聞かせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本洋信君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） 中山間地域、特に山間地域ですね、山間部の担い手ということで、今、うちの農業振興課のほうで進めておりますのは、地域おこし協力隊の活

用、これは壇上でも申し上げましたが、やはり山間地域では余り若者は、見えますが、やはり農業に取り組む、専属で取り組むという若者がなかなか出てこないというのが実情でもあります。

そこで、地域おこし協力隊の活用をするということで、今回も高菜に特化した若い方を、山間部のほうで担い手として今後育成していこうかというふうには考えております。

やはり、山間地域での農業に関して、担い手に関しては、若者もそうなんですが、退職されてまだ元気のある方にそういう農地を集積して農地を守っていただくと、そうした中において、もし集積ができた中で、若い方にもそういうことを担っていただくというような考えでやっていきたいというふうに考えております。

市全体で見れば、これ先ほど申し上げましたように、担い手対策につきましては、150万の資金とか新規就農者への支援というのは十分、満足いくものであるかないかは別として、そのような支援はしております。

今、山間部に特化した担い手対策としては、農業振興課としましては、地域おこし協力隊の制度を活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） 私の質問が悪かったので、市長にはお答えいただけなかったのかなと感じたんですけども、振興課長の話はよくわかっております。

ただ、地域おこし協力隊を使って、果たしてこの熊野市の農業、まあ全般を語ると中山間地域から離れていきますけれども、もう一度お答え願いたいんですけども、地域おこし協力隊だけでこの農業振興が進むかどうかというのは非常に深いテーマだと思うんですけども、その点について、地域おこし協力隊を今後もっとふやせば、熊野市の農業、林業もそうなるんでしょうけれども、果たして今思い描いているとおりになろうという、そういった計画があって地域おこし協力隊のお話をされているのでしょうか。

○議長（山本洋信君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） 確かに、熊野市全域の農業を考えた場合、地域おこし協力隊だけでこの農業振興はやっていけない、それはもう十分認識しております。そのため、先ほど壇上でも申し上げましたように、新規就農者の支援をするため、さまざまな支援事業もありますし、そしてまた年間8回ほど開催されてる就農フェアへ参加して、

一人でも多くの新規就農者を確保しようとする取り組みをしているところでございます。

現在、木津川にミカンの販売してるんですが、これも若手農業者4人の方が軽トラにミカンを積んで販売をしております。非常に人数的には少ないと思うんですが、やはり今後、かんきつを担う若手4人ではないんかというふうに考えておりますし、それ以外にもまださらに、それにあわせながら、やっぱり地域おこし協力隊も一つの手法として活用していくというような考えであります。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） 私の今回のこの切り口が中山間ということで、ちょっと切り口が悪かったなと今自分で質問しといて感じてますので、この件についてはもう少し特化して、次回切り込んでいけるようにさせていただきたいと思います。

私は、この熊野市の農業に関しては、もう少し考えが及ばんといかんのかなと、それは私自身もそうですけれども、いかんのじゃないかなと。今のやり方だけで、果たして、例えば熊野市のこのかんきつを守れるかとか、小船の梅25tと聞きましたけれども、こういったことが守れていけるのかとかは、農業の振興だけじゃなくて、そういう中山間の振興もプラスした中で考えていかないといけないなというふうに考えてますので、水稻についても高齢化してきて、その対策としてはいろいろ考えられてはおるけれども、実際新規の水稻の就農者というのは、どの枠にはまって、150万円というああいう青年就農金ですかね、その枠だけで果たして水稻が今後熊野市の農業として続いていくのかというところは、非常に私の中では疑問点がありますので、この辺は次回、もう少し私の中で計算させていただいて質問させていただいたらと思います。

時間の関係がありますので、非常に私のほうで身勝手なんですけれども、林業振興策については、川上、川中、川下ということで非常に説明をわかりやすくしていただいたところなんですけれども、生産林と環境林についてお話をいただいたところなんですけれども、熊野市の今後とるやり方として、市有林の形もありますし、普通の林家さんの持つてる山もあるんですけれども、じゃあ生産林と環境林、どちらに重きを置いて施策を進めていくかというお考えはあるのでしょうか。

○議長（山本洋信君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） 生産林と環境林に分けましたのは、皆伐材の樹木を切った後に植林されないというところが多々ありまして、その中で環境林というような位置

づけをして、そこはもとの自然林に返していくという方法で進めてまいります。

それと、生産林につきましては、林道端、それと搬出のしやすいということになってますので、そこは木材生産を中心とした生産林ということで進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本洋信君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） それでは、熊野市のこの市有林の説明をしていただいたときに、70%が切ってもよいんじゃないかなという状況に来ているという中で、この生産林、70%のうちの生産林はどのぐらいというふうに試算をしておられるでしょうか。

○議長（山本洋信君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） 31年から60年生の木にしましては、市全体の2万2,646haのうち1万6,751haございます。

○議長（山本洋信君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） すみません、数字をこちらが急に振ったから、なかなかお答えちゃんどできてなかったと思うんですけども、私は市が占める割合の中で、本来切っている、切るべき木ができてきているという中で、どんだけ生産林として林業振興課のほうは見込んでいるのかという質問です。

○議長（山本洋信君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） 市全体の面積の中で、水源林ということで守っていかなければならないという山が約半分ほどございまして、それで水源林という捉え方をしますと約半分ということであります。

○議長（山本洋信君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） これも、私の質問の切り口が悪かったなと今反省しているところなんですけれども、今、私の捉えの中では、市が抱えるいわゆる31年から60年生の木の70%のうちの半分、35%は、今後、市は生産林として計画的に林道の開設をしたりとか、その木を出していくという考えということで認識しておいたらよろしいでしょうか。

○議長（山本洋信君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） はい、そのとおりです。

○議長（山本洋信君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） ありがとうございます。

この点についても、次々回にしっかりと私の中でもう一回計算して、質問できるよう

にしておきたいと思うんですけれども、川中のほうの原木市場と製材の話をしていただいたところなんですけれども、原木市場のほうでは、私も同じところに住んでおるものですから、市場の前後になると非常ににぎわつとるという印象を受けるところでありますが、これらの木を市内約20余りの製材所が製品にして、市だけじゃなく市内外に出していると思うんです。

もちろん、川上の、こういう林家さん含めた、市有林含めたところに手をかけていく、目をかけていくことも大事だと思うんですけれども、この川中と言われている原木市場にしる製材所にしろ、いわゆる個人の事業と言えればそれまでなんですけれども、こういった中支えをするところが、熊野市は、この東紀州の中を見ても、割かししっかりとした個人の事業者さんたちが踏ん張ってるなという印象なんですけれども、こういったところに市として、担当課として、どのような支援策をしているのかというのを、原木市場の話は聞きましたけれども、製材所関連について、もしあればお答え願えますか。

○議長（山本洋信君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） 質問の答弁にもさせていただきましたが、熊野材の利用推進協議会というのを開きまして、協議会を設けまして、その中で地元での利用の拡大の方法とか都市部への販売促進ということで努めております。

○議長（山本洋信君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） この件についても、今の説明だけで、果たして今後10年、20年と、原木市場であったりとか市内の各製材所が今のような経営をしていけるのか、もしくは今よりも潤沢な経営にしていられるのかと考えた場合、私にはちょっと疑問点がありますので、この点についても次々回にしっかりと質問できる態勢を整えて聞かせていただきたいと思います。

また、来年度の事業なり予算なりに、こういったところにかかわることも出てくるであらうと考えますので、この辺もまたしっかりと質問させていただきたいと思います。今の説明だけですと、果たしてそれで本当に熊野市の林業は大丈夫なのかというところが、疑問点が私の中では残っております。

続いて3つ目なんですけれども、これもいろいろと質問してお答えいただいたところなんですけれども、地域医療について、五郷と神川、育生についての地域の医師の確保の問題が出されていましたが、新たな医師確保のめどなどについて、今お答えできる範囲でお答えいただいたらと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） 壇上でも説明ありましたように、現状ではまだ確定されてはおりません。今やっておりますことを、よろしいでしょうか。

8月26日にテレビで放映してもらいまして、その後も引き続き行っております、また1月末日には全国ネットで放送していただけるということになっております。

それと、県との関係で、三重大医学部OBの方、約3,700名おるんですけれども、この方に通知をするということで、熊野市と鳥羽もチラシなどを入れさせてもらって募集するというを考えております。

また、医師会の学会などにも行って、チラシをまいてきたりしております。

また、個人的ではありますが、ブログなどを立ち上げて、医師募集を発信しております。

個別な件ですけれども、たまたま水産・商工のほうで空き家居住者の希望者の中に医師という職名があったということで、その方に対してもチラシを送ったりというふうにしております。個別的な医師としまして、1件ターゲットを絞って、その方に当たるように、今、手はずをとっておるといような状況です。

以上です。

○議長（山本洋信君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） 先ほど課長が言われた番組の放送も、私もたまたま見とって、悲痛な課長の顔を見て、本当にいい人が来ればなと思ったところなんですけれども、一方でやっぱり、中山間のこの地域行くと、必ず住民の皆さんから声かけられるのは、病院はどうなった、医師はどうなったということを聞かれます。

それは、重々、私だけじゃなくて、担当課を中心に悲痛な訴えとして動いているとは思いますが、この高齢者を含めた地域医療について、いろんな施策があって、特化された事業もあってということの説明を受けたところなんですけれども、こういったところに、肝心なところにやはりいつまでたっても医師が来ないというのは、市だけの責任ではないという認識は私の中にもありますけれども、この辺、市長、医師を呼んでくるという苦勞の中で、市長がとるべき行動というのは何かというところで、市長みずからがとられておる行動などあれば、市長のほうにお答えいただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 当然、医師確保については非常に大きな課題でございます。熊野市における僻地診療所の医師の確保を初め、この地域全体の医師の確保ということでは、南郡の首長さんと一緒になって三重大への要望に行ったり、過去には関西圏の私立大学への要望活動なども行っているところでございます。

また、政策的には、実は紀南病院の医師確保を図ることが、間接的には例えば紀和町の診療所の充実にもつながるといこともございますので、紀南病院の管理者としての一部を答えさせていただければ、奨学金の用意をするようなことも考えたことがございます。

ただ、奨学金については、三重県としてしっかりしたものをつくっていただいておりますので、そういう方向に流れているところでございますけれども、場合によっては私自身が、最終的にその候補者の中で熊野市に来てもいいという意向を持つ人がいる場合、最後の詰め段階で私がお願いに行くということも当然考えなきゃいけないだろうというふうに思っています。

○議長（山本洋信君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） ありがとうございます。

ぜひ、そういったところは、今、現状の医師を確保するというのに尽力、それぞれ担当課挙げてされてるのは重々わかってますけれども、やはり未来の医師の卵、近隣の高校に、そういった希望ある学生に奨学金制度を設けるとか、今から育てていくという点で、もう少しできる施策がなかろうかと思っておりますので、この辺も含めて、また次回、分けてしっかり質問させていただきたいと思っております。

市民生活の中でもう一つ聞きたいことは、この小・中学校の統廃合というのは、やはり過疎地域、特に中山間のほうで、まあ海岸部もそうですけれども、顕著になってきた中で、保育所については、先般説明の中で3人ぐらいの児童になったら検討を市のほうで考えると、でも小・中については保護者の声で考えていくということがありましたけれども、教育委員会のほうで、大体生徒数の動向というのは5年後、10年後という、この見えている中で、保護者の声を待ち続けて統廃合を進めていくのか、それともある一定の段階で教育委員会のほうからそういったことを地域に提案・提言していくということとかは、検討されたことはないのでしょうか。

○議長（山本洋信君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） 小・中学校の統廃合につきましては、やはり子供がよい環境で

学べるかどうか、切磋琢磨できる環境で学ばせてあげたいという思いもございます。しかし、やはり統合とか休廃校となりますと、地域の問題もございますし、やはり保護者の声を一番大事にしたいということでございますので、従来からとっておりますように、地域からそういう声が聞こえてきましたら、私どもとしても動くという基本的な考え方でございます。

○議長（山本洋信君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） ありがとうございます。

私が住んでいるところに近い小学校、中学校においても、来年、再来年の動向を見て、そろそろ何とか方針を打っていただけないかとか、そういった声も私のほうにも届いております。もちろん、市のほうにも届いておるとは思いますけれども、そういったところも含めて、私はもう少し攻めの計画を立ててもいいんじゃないかなろうかという考えも一部では持っております。

保護者というのは、なかなか声を出すといっても、どこに出したらいいとか誰に言ったらいいという迷いをされてる方も中にはおられるかなと思いますので、こういったところもしっかりと議員としても見定めていきたいなと思ってますので、また今後とも市の教育におかれましては、一生懸命その声をつぶさに拾うということもやっていただきたいなと感じております。

時間の関係もありますので、今回、ちょっと散漫な質問になってしまったかと思うんですけども、市がとられている農業振興の施策、林業の施策、生活ということで、中山間ということでお聞きしましたけれども、熊野市においては、やはり第1次産業、またそれに従じる人、その家族、その一族といったところの支援を今後どうしていくかというのは非常に難解なテーマであり、解決していかないと、熊野市を今後どうしていくかという大きなことになろうかと思えます。

きょう、端的に皆さんの課長から教えていただいたところではあるんですけども、最後に市長、今とられているこの熊野市の施策、もちろん国や県の施策もあるでしょうけれども、これで熊野市の中山間というのは今後10年、20年、本当に守られていくかどうかというところを、市長のほうのお考えの中で、私は今の段階だけですとどうかなと思うところも正直なところ持っているもんですから、市長におかれましては、今これとられてる施策が十分にいけば、10年、20年先の熊野市は、もしくは熊野市の中山間は果たして守られていくのかというところを、最後、市長のほうでお考えを述べていただけ

たらと思いますが。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 基本的には、熊野市として現在とり得るべき、そしてとることができる施策については、最大限の施策を用意して進めてるといふふうに思っています。

ただ、施策の効果は、行政だけでそれを十分に実現できると思いません。

先ほど例示で挙げました集落営農について少し申し上げますと、稲作については担い手に集中するかわりに、作業受委託で、作業等を出したほかの農家の皆さんには野菜をやっていただきたいということを申し上げました。これは、地域全体としてもうかる仕組みができれば、それを見て、後に続く若い人が農業に参入する可能性が出てくるだろうと、そういう思いから進めているところでございます。

そういう意味では、野菜づくりは大変だから、もう米は任せるだけで、そんな損はせんしそれでええわと、野菜づくりは大変だから嫌だという、こういう状況では、なかなか地域全体として、さっきも言いましたように、農業の生産高伸びない、もうかるような状況にはつながらないと、そうなるとなかなか若い人は出てこないじゃないかというふうに思います。

そういう意味では、やはり市としても、地域の皆さんにより深い理解をいただきながら、ともに、農業であれば農業の振興を通じて若い人の参入をさらに一層図っていく必要があるんだろうというふうに思っています。

課長の答弁の中でちょっと不足かなと思ったのは、協力隊だけではなくて、農家の子弟に対する支援策も十分にございます。非農家からの農業参入についても、非農家からの場合は、それはI・Jターン、Uターンもありますけれども、まずは栽培技術をどうやって習得するかと、そのために農業公社を置いて、いつでも栽培技術を教えられるという受け入れ態勢もつくっております。

それから、一時的に生活資金が足りない、そういうことに対しても、先ほど言いましたように150万円の支給もございます。そういう意味じゃ、非常に特に農業関係については国の手厚い支援もありまして、ぜひとも、特に中山間については、即効性のある取り組みとしては、私は農業が一番メインになるんじゃないかというふうに思っていますんで、こういう面について、ぜひご理解するとともにご協力をいただければありがたいなと思っています。

○議長（山本洋信君） 端無議員に申し上げます。申し合わせ時間にご留意ください。

端無議員。

○2番（端無徹也君） ありがとうございます。

また、次回、次々回に詳しく切り込んでいけたらなと思いますので、またその際はよろしくお願ひします。

私も、中山間が熊野市をなしてるところは、中山間だけじゃないですけども、非常に感じているところではありますので、今後もつぶさに見て、また一般質問の形で追及なり質問なりご提案なりさせていただきたいと思います。

今、市長が言われた部分の中で、やはり、だからこそ先ほど久保議員が言われたような、市民活動センターのようなものが市の中にあるんじゃないかと、市の外にあれば、もっと、住民だけでなく外部の者も意見が聞けたりとか、そういった意見が交換できたりという場としてできていけるんじゃないかなと思いますので、この点についても、また機会を見て、市活センターの重要性、必要性ということも問わせていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。どうもありがとうございます。

○議長（山本洋信君） これにて端無議員の一般質問を終了いたしました。

散 会

○議長（山本洋信君） これにて本日の日程は全て終了いたしました。

明12日は午前9時から会議を開き、議案質疑、委員会付託等を行います。

時間励行でご参集願ひします。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 2時 00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成26年12月熊野市議会定例会会議録

(第4日)

平成26年12月12日(金曜日)

平成26年12月熊野市議会定例会会議録

平成26年12月12日（金曜日）

第 4 日

招集年月日 平成26年12月 1 日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成26年12月12日（金）午前9時00分

出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	10番	樋口	雄史君
11番	山本	洋信君	12番	中田	征治君
13番	前地	林君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 長 会 計 課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	片岡 信次 君
福 祉 事 務 所 長	室谷 隆也 君	市 長 公 室 長	庵前 佳生 君
総 務 課 長	山本 哲也 君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲森 弘安 君	税 務 課 長	下和田 貞明君
健 康 ・ 長 寿 課 長	清嶺 地利夫君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	大江 勝郎 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	大西 浩文 君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	松岡 功 君
建 設 課 長	西垣戸 勝 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	西岡 久典 君
水 道 課 長 補 佐 兼 長 庶 務 係 長	勝田 悦生 君	教 育 長	杉松 道之 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 書 記 長	山本 哲也 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山口 耕作 君
監 査 委 員 事 務 局 長	坪井 正登 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次 長 兼 庶 務 係 長	坪井 孝之 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

提出議案

同意案第1号 熊野市教育委員会の委員の任命について

同意案第2号 熊野市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

議事日程

[提案理由、質疑、採決]

- 日程第1 同意案第1号 熊野市教育委員会の委員の任命について
- 日程第2 同意案第2号 熊野市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- [質疑、委員会付託]
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認について
- 日程第4 議案第2号 熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第5 議案第3号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第6 議案第4号 熊野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第7 議案第5号 熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第8 議案第6号 熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 日程第9 議案第7号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第10 議案第8号 字の区域の変更について
- 日程第11 議案第9号 新市建設計画の変更について
- 日程第12 議案第10号 平成26年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第11号 平成26年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第12号 平成26年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第13号 平成26年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第14号 平成26年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第15号 平成26年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）について
- [質疑]
- 日程第18 報告第1号 専決処分の報告について

午前 9時 00分 開議

○議長（山本洋信君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。説明員のうち大平水道課長が欠席する旨、届け出がありました。かわりまして水道課長補佐兼庶務係長の勝田悦生君が出席されました。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案の上程（同意案第1号、同意案第2号）

○議長（山本洋信君） 本日、市長より同意案2件が追加提出されましたので、議題といたします。

日程第1 同意案第1号「熊野市教育委員会の委員の任命について」及び日程第2 同意案第2号「熊野市固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題といたします。

提案説明

○議長（山本洋信君） 市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

本定例会に追加提案いたしました同意案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

同意案第1号「熊野市教育委員会の委員の任命について」につきましては、平成26年

12月22日に任期満了となります有馬町糸川友子氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意案第2号「熊野市固定資産評価審査委員会の委員の選任について」につきましては、12月22日で任期満了となります3名の委員について、紀和町上地密之氏及び井戸町前田いつよ氏については引き続き選任を、また有馬町島田・司氏の後任として井戸町前田裕也氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案の理由を申し上げました。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第1 同意案第1号「熊野市教育委員会の委員の任命について」を議題とし、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第2 同意案第2号「熊野市固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題とし、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員会への付託の省略について

○議長（山本洋信君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意案第1号及び同意案第2号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号及び同意案第2号につきましては、委員会への付託を省略いたします。

採 決

○議長(山本洋信君) お諮りいたします。

日程第1 同意案第1号「熊野市教育委員会の委員の任命について」については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号はこれに同意することに決しました。

採 決

○議長(山本洋信君) 日程第2 同意案第2号「熊野市固定資産評価審査委員会の委員の選任について」については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第2号はこれに同意することに決しました。

議案の上程(議案第1号～議案第15号)

質 疑

- 議長（山本洋信君） 日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、
質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。
質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

- 議長（山本洋信君） 日程第4 議案第2号「熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁
償等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入ります。
質疑の通告がありますので、許可します。

12番 中田議員。

- 12番（中田征治君） 簡単な項目なんですけれども、質疑させていただきます。

数字の部分などは独自のものですけれども、今回の改正にかかわる骨子の部分につい
て、熊野市独自の部分というのは含まれているのでしょうか。

- 議長（山本洋信君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（山本哲也君） 議員報酬につきましては、自治体がそれぞれの条例で独自に
定めるものでございまして、本市の条例につきましても独自のものでございます。

しかし、今回の改正の部分であります期末手当の支給率につきましては、総務省から
国の指定職に準じて行うことが適当であるとの方針が示されているため、本市では従来
からその方針に沿って行っているところです。今回の改正につきましても、本年8月の
人事院勧告における指定職の期末手当の支給率の内容に準じて改正しようとするもので
ございます。

- 議長（山本洋信君） これにて議案第2号の質疑を終結します。

質 疑

- 議長（山本洋信君） 日程第5 議案第3号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に
関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入ります。
質疑の通告がありますので、許可します。

12番 中田議員。

○12番（中田征治君） これも先ほどと同じで、やっぱり総務省の通達といいますか、それに準じて行うものですか。

○議長（山本洋信君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山本哲也君） そのお見込みのとおりで、先ほどと同じように、総務省の方針に沿った形で今年度の人事院勧告の内容に準じて行うものでございます。

○議長（山本洋信君） これにて議案第3号の質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第6 議案第4号「熊野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第7 議案第5号「熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、許可します。

12番 中田議員。

○12番（中田征治君） これも同じく熊野市独自の条例ですけれども、改正部分に関しては先ほどと同様なことになっておるんですか。

○議長（山本洋信君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山本哲也君） 職員の給与につきましても、本年8月の人事院勧告の内容に準じて国に合わせていくため改正を行おうとするものであり、独自の内容に改正しようとするものではありません。

○議長（山本洋信君） これにて議案第5号の質疑を終結します。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第8 議案第6号「熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第9 議案第7号「あらたに生じた土地の確認について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結します。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第10 議案第8号「字の区域の変更について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第11 議案第9号「新市建設計画の変更について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第12 議案第10号「平成26年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、許可します。

12番 中田議員。

○12番（中田征治君） 一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の54、55ページ、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、小学校フッ化物塗布推進事業が小学校フッ素物洗口推進事業ということなんですけれども、まず最初に、この事業ですけれども、フッ化物洗口推進事業への変更の理由、それから医師及び保護者の同意は得られているのかという問題と、それから最後に、実施は全員を対象なのか、それとも希望者だけなのか、以上のことをお答えいただきたいと思います。

○議長（山本洋信君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（杉松道之君） まず、1点目の塗布から洗口へと変更した理由でございますが、南紀歯科医師会に対してフッ化物塗布の実施を依頼してまいりましたが、実施に際しては歯科衛生士の協力が不可欠であり、全小学校対象となると歯科衛生士の確保が困難である、また保育園の4、5歳児では既に平成24年度からフッ化物洗口を実施していることから、小学生に対してはフッ化物塗布よりもモデル校を指定して洗口を実施することから始めたほうが効果的であり低コストであると。さらに、南紀歯科医師会としては塗布よりも洗口のほうが協力しやすいというお話をいただきましたので、塗布から洗口へと変更することといたしました。

2点目の医師及び保護者の同意は得られているのかについてでございますが、南紀歯科医師会さんについては四、五回の協議と、それから電話でも何回かやりとりいたしまして、既に同意が得られております。なお、保護者につきましては、実施に向けての説明会を開催し、その後希望をとり、希望者に対して実施する予定といたしております。

3点目の実施は全員なのか希望者なのかについてでございますが、希望者を対象に実施していきたいと考えております。なお、今年度につきましてはフッ化物を入れずにまず水で練習して、新年度からフッ化物のモデル校を対象に実施してまいりたいと、このように考えております。

○議長（山本洋信君） これにて議案第10号の質疑を終結します。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第13 議案第11号「平成26年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第14 議案第12号「平成26年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第15 議案第13号「平成26年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第16 議案第14号「平成26年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第17 議案第15号「平成26年度熊野市水道事業会計補正予算

(第1号)について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

常任委員会へ付託

○議長（山本洋信君）　ただいま議題となっております議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第13号は総務厚生常任委員会に、議案第7号、議案第8号、議案第14号、議案第15号は産業教育常任委員会に、議案第10号は各所管の常任委員会に、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ付託いたします。

議案の上程（報告第1号）

質　　疑

○議長（山本洋信君）　日程第18 報告第1号「専決処分の報告について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

散　　会

○議長（山本洋信君）　以上で、本日に日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

12月15日及び16日は委員会審査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、12月15日及び16日は休会とすることに決しました。

17日は午前9時から会議を開き、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決等を行います。

時間励行でご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前 9時 17分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

平成26年12月熊野市議会定例会会議録

(第5日)

平成26年12月17日(水曜日)

平成26年12月熊野市議会定例会会議録

平成26年12月17日（水曜日）

第 5 日

招集年月日 平成26年12月 1 日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成26年12月17日（水）午前9時00分

出席議員

1 番	川 口	朋 さん	2 番	端 無	徹 也 君
3 番	久 保	智 君	4 番	大 橋	秀 行 君
5 番	濱	重 明 君	6 番	和 田	いく子 さん
7 番	山 田	実 君	8 番	下 田	克 彦 君
9 番	岩 本	育 久 君	10番	樋 口	雄 史 君
11番	山 本	洋 信 君	12番	中 田	征 治 君
13番	前 地	林 君	14番	前 田	桂之助 君

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会計管理者兼 会計課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	片岡 信次 君
福 祉 事 務 所 長	室谷 隆也 君	市 長 公 室 長	庵前 佳生 君
総 務 課 長	山本 哲也 君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲森 弘安 君	税 務 課 長	下和田 貞明君
健 康 ・ 長 寿 課 長	清嶺地 利夫君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	大江 勝郎 君
水産・商工振興課長	大西 浩文 君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	松岡 功 君
建 設 課 長	西垣戸 勝 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	西岡 久典 君
水 道 課 長	大平 勝美 君	教 育 長	杉松 道之 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	山本 哲也 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山口 耕作 君
監 査 委 員 事 務 局 長	坪井 正登 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次長兼庶務係長	坪井 孝之 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

議事日程

[委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決]

- 日程第1 議案第1号 専決処分の承認について
- 日程第2 議案第2号 熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第3 議案第3号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

- 日程第4 議案第4号 熊野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第5 議案第5号 熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第6 議案第6号 熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 日程第7 議案第7号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第8 議案第8号 字の区域の変更について
- 日程第9 議案第9号 新市建設計画の変更について
- 日程第10 議案第10号 平成26年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第11号 平成26年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第12号 平成26年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第13号 平成26年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第14号 平成26年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第15号 平成26年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）について

閉 議

閉 会

午前 9時 00分 開議

○議長（山本洋信君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案の上程（議案第1号～議案第15号）

○議長（山本洋信君） 日程第1 議案第1号「専決処分の承認について」から日程第15 議案第15号「平成26年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）について」まで、以上15件を一括議題といたします。

総務厚生常任委員長報告

○議長（山本洋信君） 本件については、各委員会へ審査付託となっておりますので、この際、各委員長報告及び報告に対する質疑に入ります。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

樋口議員。

（総務厚生常任委員長 樋口雄史君 登壇）

○総務厚生常任委員長（樋口雄史君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る12月12日に委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査した結果、

議案第1号 専決処分の承認について

議案第3号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第4号 熊野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第5号 熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第6号 熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

議案第9号 新市建設計画の変更について

議案第10号 平成26年度熊野市一般会計補正予算（第4号）第1条第1表歳入全般と歳出のうち款1議会費、款2総務費、款3民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費、款8消防費、款11公債費及び第2条第2表地方債補正

議案第11号 平成26年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第12号 平成26年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第13号 平成26年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
につきましては、全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

また、議案第2号 熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、賛成多数をもって原案を可とすることに決しました。

以上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑

○議長（山本洋信君） これより総務厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

端無議員。

○2番（端無徹也君） 今の委員長報告の中で、議案第2号の賛成多数について、賛成多数の理由をもう少し詳しく述べていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（山本洋信君） 総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（樋口雄史君） まず、委員長報告に対する質疑というのは委員会の経過と結果を報告するのみとなっております。ですから経過を説明させていただきます。

議案第2号につきまして、反対討論を行う委員が1名ございました。その後、採決に

移りまして、賛成多数で議案第2号は採決されました。

以上です。

○議長（山本洋信君） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） これにて総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を終結します。

産業教育常任委員長報告

○議長（山本洋信君） 次に、産業教育常任委員長の報告を求めます。

岩本議員。

（産業教育常任委員長 岩本育久君 登壇）

○産業教育常任委員長（岩本育久君） 産業教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る12月12日に委員会を開催し、関係課職員の出席を求め慎重審査した結果、

議案第7号 あらたに生じた土地の確認について

議案第8号 字の区域の変更について

議案第10号 平成26年度熊野市一般会計補正予算（第4号）第1条第1表歳出のうち
款4衛生費、項2環境対策費、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費、
款9教育費、款10災害復旧費

議案第14号 平成26年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第15号 平成26年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）について

につきましては、全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

以上ご報告を申し上げますが、執行部におかれましては、議案説明資料に関し各担当課で精査の上、写真や図表を活用するなど、よりわかりやすく充実したものにしてい
ただきますよう要望し、当委員会に付託されました議案につきましてよろしくご審査の
上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑

○議長（山本洋信君） これより産業教育常任委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） これにて産業教育常任委員長の報告に対する質疑を終結します。

討 論

○議長（山本洋信君） 日程第1 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、
討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。
よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本洋信君） これより採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（山本洋信君） 日程第2 議案第2号「熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁
償等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。
討論の通告がありますので、許可します。

12番 中田征治議員。

○12番（中田征治君） この条例案に反対するものであります。
熊野市の現状からいって、まだもとに戻すのは時期尚早であるという理由をもって反
対いたします。

○議長（山本洋信君） 賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) 反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長(山本洋信君) これより起立による採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(山本洋信君) 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長(山本洋信君) 日程第3 議案第3号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長(山本洋信君) これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（山本洋信君） 日程第4 議案第4号「熊野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本洋信君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（山本洋信君） 日程第5 議案第5号「熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本洋信君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（山本洋信君） 日程第6 議案第6号「熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本洋信君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（山本洋信君） 日程第7 議案第7号「あらたに生じた土地の確認について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本洋信君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（山本洋信君） 日程第8 議案第8号「字の区域の変更について」を議題とし、
討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本洋信君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（山本洋信君） 日程第9 議案第9号「新市建設計画の変更について」を議題とし、
討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本洋信君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（山本洋信君） 日程第10 議案第10号「平成26年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本洋信君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（山本洋信君） 日程第11 議案第11号「平成26年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本洋信君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長(山本洋信君) 日程第12 議案第12号「平成26年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長(山本洋信君) これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長(山本洋信君) 日程第13 議案第13号「平成26年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本洋信君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（山本洋信君） 日程第14 議案第14号「平成26年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本洋信君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（山本洋信君） 日程第15 議案第15号「平成26年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本洋信君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

閉 議

○議長（山本洋信君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉 会

○議長（山本洋信君） これにて、平成26年12月熊野市議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午前 9時 20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員
